

平成24年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 4 日）										
招集年月日		平成24年 3 月 2 日								
招集の場所		基 山 町 議 会 議 場								
開閉会日時		開会	平成24年 3 月 7 日				9 時 30 分	議 長	後 藤 信 八	
及 び 宣 告		散会	平成24年 3 月 7 日				16 時 54 分	議 長	後 藤 信 八	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠 席 議 員 出席13名 欠席0名 欠員0名	議席 番号	氏 名			出席等 の 別	議席 番号	氏 名			出席等 の 別
	1 番	神 前 輔 行			出	8 番	大 山 勝 代			出
	2 番	久 保 山 義 明			出	9 番	片 山 一 儀			出
	3 番	牧 藺 綾 子			出	10番	品 川 義 則			出
	4 番	木 村 照 夫			出	11番	林 博 文			出
	5 番	河 野 保 久			出	12番	松 石 信 男			出
	6 番	重 松 一 徳			出	13番	後 藤 信 八			出
	7 番	鳥 飼 勝 美			出					
会議録署名議員			1 番	神 前 輔 行			2 番	久 保 山 義 明		
職務のため議場に 出席した者の職氏名			(事務局長) 古 賀 敏 夫			(係長) 鶴 田 し の ぶ			(書記) 寺 崎 一 生	
地方自治法 第121条に より説明の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一			健康福祉課長			眞 島 敏 明		
	教 育 長	大 串 和 人			こ ど も 課 長			内 山 十 郎		
	総 務 課 長	小 野 龍 雄			農 林 環 境 課 長			松 雪 靖 弘		
	企画政策課長	木 村 司			まちづくり推進課長			天 本 正 弘		
	財 政 課 長	城 本 好 昭			会 計 管 理 者			毛 利 俊 治		
	税務住民課長	天 本 政 人			教育学習課長			内 山 敏 行		
議 事 日 程		別紙のとおり								
会議に付した事件		別紙のとおり								
会 議 の 経 過		別紙のとおり								

会議に付した事件

日程第 1

一般質問

1. 片 山 一 儀

- (1) 小森町長の 3 期目の町政運営に関して
- (2) 図書館建設に関して
- (3) 基山町と鳥栖市の合併に関して

2. 牧 菌 綾 子

- (1) 中 1 ギャップ緩和策を何かとっているか
- (2) 緊張速報エリアメールについて
- (3) 男女共同参画推進プランの今後の進め方は。

日程第 2 第 1 号議案

基山町暴力団排除条例の制定について

日程第 3 第 2 号議案

基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

日程第 4 第 3 号議案

基山町税条例の一部改正について

日程第 5 第 4 号議案

基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

日程第 6 第 5 号議案

基山町固定資産評価員の選任について

日程第 7 第 6 号議案

平成23年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 8 第 7 号議案

平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）

日程第 9 第 8 号議案

平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）

日程第10 第 9 号議案

平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第 5 号）

日程第11 報告第 1 号

基山町土地開発公社の事業報告について

日程第12 特別委員会設置

予算特別委員会の設置について

日程第13 特別委員会設置

議会改革特別委員会の設置について

日程第14 委員会付託

～午前 9 時30分 開議～

○議長（後藤信八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これから直ちに開議します。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤信八君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

最初に、片山一儀議員の一般質問を行います。片山一儀議員。

○ 9 番（片山一儀君）（登壇）

おはようございます。9 番議員の片山であります。

私は、縁あって基山に住み、縁があって、この演題に立たせていただいております。「基山に新たな風を」ということで、基山の行財政及び議会改革を目的に一般質問を始めて20回目になります。

国学者として有名な——高名なですかね、安岡先生の言葉に「六中観」というのがあります。その一つに、「壺中天有」というのがあります。小さなつぼの中に広大な天があるということ、これは中国の古い時代からの言葉でもあります。しかし、凡人には、小さなつぼの中に広大な天を見ることは至難のわざだと思います。

「私は、基山町に生まれ、基山町で学び、基山町役場で40年間ぐらい仕事をしてきた」と言われた方がありましたが、「私は大海を知らない」と言われているんだと聞きました。また、職員で、ファーストコピーされたものを変えるのは、これまた至難のわざだというふうに言われています。このような中で、「新たな風を」というのは大変難しい。

ある傍聴者の方から、「町長の答弁はのりくらりとして、『のれんに腕押し』、『ぬかにくぎ』、風流に言えば『柳に風』だ。むなしくはないかい、質問して」と言われました。しかし、縁をいただいたこの地のあすのために、たとえ螭螂の斧であっても、不惜身命の覚悟を持って問い続けたいと思います。

町長が、私の質問は職員が萎縮すると言われました。議会に出席の義務があるのは、地方自治法第121条で示されているように、町長だけだ。まあ、あと、課長を町長が連れて、議

長の了解を得て伴うようなことは当然のことかもしれませんが、私は町長に質問しているのであって、職員に質問にしているわけではありません。

本来、時間があれば、コーチング、あるいは認知行動療法の手法を持った質問をしたいと思いますが、時間がございません。まあ、攻めとかですね、いろいろな質問をしているという意識ではなくて、内観法、あるいは投影法の一助になればと、このように思って質問をしています。

さて、さきの全協で、反問権ということに議論がありましたが、一般質問の性格上ですね、性格を考えると、町長等に異論があるならば、どうぞ、反問でもしてください。受けて立ちます。

町長が3期目を始められて、約半年がたちました。一般質問の通告に従い、第1は、小森町長の3期目の町政運営に関してお尋ねをいたします。これは、これまで今議会で何度も、何人もの同僚議員が質問されましたけれども、あえて質問します。

第1、町長は、どのようなまちづくり、あるいは地域づくりを考えておられますか。

2点、町長は、憲法第20条2項及び3項をどのように理解されていますか。

3項、基山町職員の職務遂行は、地方公務員法第30条に示された全体の奉仕者という観点で、どのように配慮をお考えですか。配慮されておりますか。

4、地方自治法第2条14項、15項に関し、町長はどのように着意をされていますか。

町長は、3期とも選挙の洗礼を受けなかったことに対する対策を何か考えられておられますか。

大きな2つ目は、町長が図書館に力点を置かれています。したがって、1は、図書館建設にかかわる庁舎内検討委員会の報告が提出されたと聞いています。情報公開要求をしましたが、今は出せる時期じゃないということで断られました。町長の図書館建設の構想はどのようなものですか。

また、図書館を主管される教育長にお尋ねします。教育長は、図書館建設の構想をどのようにお持ちですか。

第3番目、基山町と鳥栖市の合併に関して伺います。現在、あるいは近未来における地方自治体の問題点は何だと考えておられますか。

以上で、第1回目の質問を終わります。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。片山一儀議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの3期目の町政運営に関してということで、(1)どのようなまちづくり、あるいは地域づくりを考えておられますかということでございます。

これはまた、漠然としておるというようなおしかりも受けるかも知りませんが、その理念的には、やはり将来に存続できるまちづくり、それは何かといえば、財政であり、住民ニーズにこたえられる行政サービスの提供だということでございます。また、基山町に合った、基山町らしい魅力を持った、そして心の豊さが感じられるまちづくりを目指していきたいと思っております。

(2)の憲法第20条第2項及び第3項をどのように理解しておるかということですが、これは憲法で保障されております信教の自由のことでございます。これは当然、遵守するべきであると考えております。

それから、(3)地方公務員法第30条で示された全体の奉仕者という観点での配慮ということでございますが、職員は全体の奉仕者として勤務すべきであり、遂行に当たっては全力を挙げることが決められておるわけでございますが、本町の職員もその理解をしながら職務の遂行に当たっていると私は思っております。

(4)の地方自治法第2条第14項及び第15項に関し、どのように着意しておるかということですが、これも最少の経費で最大の効果を上げることがうたってあるわけでございますが、そして規模の適正化を図ることが大切だというふうに私も思っておるようなわけでございます。

(5)の選挙の洗礼を受けなかったが、その対策をということでございますが、無投票については、所信表明の冒頭に申し上げましたが、やはり選挙はあつてしかるべきだろうというようなことを申し上げております。そしてまた私自身も、その支持がどうのというような、それが図ることがちょっとできませんものですから、それに対してなお一層の努力をということをお願いしております。

それから、2項目めの図書館建設に関してでございます。

(1)図書館建設にかかわる庁内検討委員会の報告が出されたということですが、町長の図書館建設の構想はどのようなものですかということでございます。これは、ここには「建

設」というような書き方が、問われ方がしてございますが、まあ、建設ありきということじゃなくても、住民の皆さんの意見を十分に収集し、考えていきたいというふうに思っております。検討委員会を立ち上げるなどして、基山町にふさわしい知の情報拠点として、これからの情報化社会に対応できる図書館を考えていきたいと思っております。

(2)は、教育長にお尋ねでございますので、教育長にお任せいたします。

それから、3項目めの基山町と鳥栖市の合併に関してということです。

(1)現在あるいは近未来における地方自治体の問題点は何だと考えるかということでございますが、近未来という意味じゃなくても、やはり常に健全財政と、そして住民サービスの、このバランスをとっていくということかというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

片山議員の、図書館建設に関して、(2)の教育長の図書館建設の構想はどのようなものですかということですが、昭和57年度、人口が1万3,000人程度であったときに、今の図書館は設立されております。現在の人口約1万8,000人の規模に見合うのかということを考えると、本町の図書館が狭隘化していることは否めません。

平成16年度の答申にもありましたように、図書館・資料館は、単に本や資料が置かれた場所ではなく、町民の方が知的な交流をする場、創造の芽を育てる場でなくてはならないという観点に立って考えたとき、それは現在の基山町、そして今の人口にふさわしい施設・設備であることが望まれるのではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

町長の所信表明では、「持続可能な健全財政の維持、魅力として特色ある基山町をつくる」と言われました。

また、選挙用リーフレット、ここにありますが、見なさいと言われ、その細目をよく読ませていただいても、どうもお題目というか、観念的で、抽象的で、具体性がない。まちづくりの目的は書かれておりますが、具体的な目標がない。これは、多くの議員も指摘したとこ

ろであります。この4年間で、具体的に何を一番されたいと思われておりますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

観念的と言われますけれども、そこの考え方というのは、やっぱり一貫して私もこの8年間も持ち続けてきましたし、今もやっぱりそれを柱に施策をやっていききたいというふうに思っております。それは、先ほども言いますように、財政であり、あるいは住民サービスでありというようなことでございます。

それで、具体的に何をということ。これはもう、先日からも申し上げておりますように、図書館建設でもあろうし、もうこれはどうしてもやりたいと。それから、まだ、あの内山建設の跡地、これの使用も進めるというようなこと。それから、道路も今、若干2カ所ばかりやっております。ほかにもやっぱりやるべきところも当然ございます。そういうこととか、それから、ハード的なものはできるだけ余分なことはしないで——余分なことと言うと語弊ございましょうけれども、そういうことじゃなくて、やはり福祉とか教育とかも、子育て支援とか、そういうことに力を入れていきたいというようなことでございます。これも、特に具体的じゃないかというおしかりもあるかと思えますけれども、そういうことで考えておることです。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

図書館建設を、ということで言われましたが、ありがとうございます。終始一貫して説いてこられたのは、協働のまちづくりですね。協働のまちづくりというのは手法であって、目標ではないですね。

町長、次に、町長の所信表明で、一人で書かれたと。大変御苦労なことだったろうと思います。しかしながら、これは選挙のリーフレットとは違いますから、町長につかれて、町長が一人で仕事をされるわけじゃないですね。組織として仕事をされるわけです。なぜ、その組織を使って書かせなかったのか。それであれば、もっと皆さんに徹底ができるし、これから実行をやるという意欲も盛り上がる。なおかつ、きのうの指摘もありましたけれども、「リーフレットをごらんください」なんていうことは、これは公私混同ですね。一人の小森

候補と、町長というのは立場が違いますが、なぜそうされなかったか、何か御意図があればお聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

所信表明ということの、私、とらえ方が私自身違っていた、片山議員とは違っていたということだと思います。これは、私が間違いかも知れませんが、やはり所信表明というのは、私の気持ちをお伝えする、皆さんにおわかりいただきたいということだと思います。その具体的な施政方針とか、予算編成とかということになれば、当然私だけということじゃなくて、自分の職員もともに考えて、可能かどうかというようなこともあわせて考えていくということ、私はそう思っておりましたものですから、この所信表明まで、さあ、みんなで挙げて、どうするかというようなことまではいたしていません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

所信表明、しかも着任最初の所信表明は、まあ、アメリカでいえば大統領の新年教書と同じように、何をするかという、町長としてされることなんですね。

まあ、それはさておき、次は、憲法20条についてお伺いしたいんですが、20条3項には、「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めております。そして、信教はそれぞれ自由であると定めています。

しかるに、町長は、今年の初めにも消防本部、消防団、これは消防組織法に定められた準公務員というか、お金を払っているわけですから——を伴い、無火災祈願祭を行われました。4月には慰霊祭、これは社協の会長という立場ですが、社協というのは特殊な社会福祉法人団体であります。町長は会長をされていますが、慰霊祭があります。それから、4月、同じく賀島公祭があります。町長の回答である、信教の自由を尊重するというのと矛盾していませんか。

これは、私が過去に苦い経験を持っているからであります。私が、昭和48年に、札幌に中隊長として初めて着任したときに、その前年に部下が交通事故で死んでました。それで、これであってはいけないということで、全員連れて札幌の護国神社へお参りに行ったんです。

それが大変な問題になりました。公務員としてあるべき姿ではないと。憲法に抵触する行為であると。私は32歳でした。私は未熟だったんです。それ以来、こういうことには、いろいろな慰霊祭もかかわってまいりましたら、十分に注意をしております。

その信教の自由ということについて、町長さんはどのように考えられて、こういう公式行事をおやりになつていますか。この前、賀島公祭で聞いたら、金は使っていないよと。金の問題じゃないんです。総務課から職員を時間中に数名伴って行かれております。それについての見識をお伺いしたい。

以上です。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

あの20条には確かに、先ほども申しますように、信教の自由というのが言われております。そこには、「信教の自由を保障する」ということ、それから「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強要されない」というようなこと、それから「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と、この3つがうたわれておるわけでございますけれども、これらに照らしましても、先ほど3つほど挙げられました、1つは消防の祈願祭でございますけれども、基山町消防団の無火災祈願、これは昔から恒例的に新年行事として行われている行事でもあり、町民の安全と生命の確保として、町民を代表して、私も含め、議会を代表する議長さんや、それから団員が祈願すること、これ自体何ら問題はないと私は考えます。ただし、この無火災祈願を、多くの町民を誘い大々的に、しかも公費を使い行うことは問題があるかと思えます。風俗習慣として単なる安全祈願を行うことには、問題はないと思えます。

それから、慰霊祭でございますけれども、慰霊祭に関しましては、これはおっしゃいますように社協の行事として行っております。これも強要というわけじゃございませんし、ぜひ、まあ、できるだけ出ていただきたいという気持ちはございますけれども、強要するということじゃございません。それからまた、やっぱりこれは主に遺族の方に対しての気持ちということでもございますから、遺族の、遺族会の方にも、こういう形でどうでしょうかということはお尋ねして、もう何ら我々は別に異論ございませんよということも伺っております。

それから、賀島公祭、これも町の費用を使うというようなことじゃなく、しかもみんなに

呼びかけて、みんな強要してというようなことでもございません。ただ、総務課の数名が準備をしてくれるというような、まあ、この辺を御指摘だろうとは思いますが、それは本当に大儀がどうであるか、目的、趣旨、その辺を考えたときに、それはやっぱりもう賀島公を倣ってと、そういう行政をやらなきゃいかんというような、その辺のところの気持ちだということで、その手助けはしてもらっていますけれども、それ以上のことではございませんので、特段問題ではないんじゃないかというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

日本は法治国家であります。しかも、自治法には、法令に違反にしているいろいろなことを決めるはいけない、やってはいけないということを定められております。町長は、すぐ慣例を出されますが、あるいは慣例は慣習法だと言う人もいます、考え等あります。イギリスは慣例法だと言われております。しかし、役場の職員に、例えば小森個人が「いや、おまえ、行こうよ」と言うのと、町長が職員に言われるのは全然違いますよ。それは、町長の重さ、権限を自覚をされていないということになる。「上、上たらざれば、下、下たらず」という言葉がございますが、町長の行為は、部下が法や条例を無視する行為を助長しているのではないですか。

例えば、今から4つの項目を挙げます。考えられる項目を。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

今、質問中です。（「おかしいですよ」と呼ぶ者あり）いや、今、質問……（発言する者あり）（「そうですよ。町長のことについてじゃないですか」と呼ぶ者あり）今、質問……。

○9番（片山一儀君）続

そのやり方について聞いているんですから。それは全部考えて、1題目を書いているんですよ。いいですか。

今回の老人福祉計画策定委員の構成は、平成4年12月24日の条例9号に相違があります。なぜか。公務員というかね、この2名を入れなきゃいけないことを、今回は1名しか入れていないですね。

2つ目、新年度予算のときにも尋ねましたが、5款1項1目19節の補助金の支出も憲法第89条及び地方自治法232条2項に違反の可能性があります。後で調べてください。返答を問

うことはありません。

それから、消防分担金について。町長は慣例だとおっしゃいましたが、これも消防組織法第8条、地財法、地方財政法27条4項に違反していると考えられます。

それから、先日、「きびつとの杜」の理事長が大きな賞を受賞されましたね。業務の発注先でもある役場の課長がNPOの理事に就任しているのは、NPO促進法違反です。多分、町長以下、促進法を十分に熟読されていないのではないかと考えております。どこからか——役場の課長、当時は参事だったかもしれません、あるいは係長だったのかもしれませんが、それがついたということをわかった時点で手を打たなければいけなかった。

こういうふうに、町長が慣例だ何だと憲法に無視をする、そういうお考えだから、こういうふうにだれてくるんじゃないでしょうか。今、自治体というのは、いろいろなことができることになっていますが、よく根本を考えておかないと誤ったことになる。それは、どこからかそれが見つかって、指摘されるまではわからんのです。いいですか。スピード違反は、捕まらない限りはスピード違反じゃないんですね。今回の係長主幹の問題にしてもそうです。やはりここらあたりが、町長さんがそういう姿勢だから、法律をきちっと読み込まないで、法に基づいて仕事をしなさいと言われなきゃならないんじゃないかと、こう思うわけですね。

まあ、簡単に、何かありましたら言ってください。なければ、次の質問に移らせていただきます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

大変申しわけありません。政教分離についてですね、もう御存じだと思いますけれども、これは最高裁判例が出ている内容でございます。まず、さまざまところで、いろいろな事例によって判例が出ております。国道の建設、市役所の建設、それから公立学校の建設、公営地下鉄の起工式とか、それから祈願に対しての行政側の対応でいろいろな判例が出ております。これはもう、最高裁判例の中で出ておりますので、その中で町長がまとめて答弁いたしましたけれども、最終的には起工式、それから祈願祭等は、宗教とかかわり合いを持つものでないことを否定はし得ないが、その目的は、建築着工に際し、土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し、または他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認め

られない……（「議長」と呼ぶ者あり）認められないものであるから、憲法20条の3項には……（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

今、関連の回答をしていますから……（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）回答も聞いてください。（「いや、待ってください」と呼ぶ者あり）何が「待ってください」ですか。ちょっとお待ちください。（「私は総務課長に回答なんか求めている。町長は課長に指名していない。いいですか。この回答自体が間違っています。あなたがここに出席するのは、町長に言われてきたんですか」「議長、あんたが言うことだぞ、議長、何とか……」

「いいですか。町長……」と呼ぶ者あり）片山議員、ちょっとお座りください。（「地方自治法の121条に書いてあるじゃないですか、役割が」と呼ぶ者あり）お座りください。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）許可を求めて発言してください。今、町長の回答に、補足で総務課長が回答していますから、回答を認めます。

○総務課長（小野龍雄君）続

先ほど、町長のほうが消防団で回答を申しましたこの行為は、恒例的に新年行事として行われている行事でありまして、町民の安全と祈願を、町長、それから行政側が代表して参拝して世話することは、これはもう恒例的に行われている行事ということで、最高裁判例で認められております。こういう補足をさせていただきます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私は、町長に質問をね。町長は回答するんでなく、121条を用いてこられていますよね。町長が部下に指定されれば、それは聞きましょう。いいですか。行政機関は同僚機関じゃありません。いいですか。

今、小学校建設の地鎮祭にしても、発注者である町がやらない、業者にやらせる、これはそれに抵触があるからです。これは、どこの自治体でも全部業者が地鎮祭をやっています。それは、もう少し法をしっかりと読み込んでください、判例をですね。そういう質問であり、これ以上やって、聞いても仕方がない。（「ちょっと」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その辺はいろいろ勉強しなきゃいかん部分もあろうかと思いますがけれども、一つ申し上げたいのは、私も慣例、慣習で何もかも片づけようとしているわけじゃございません。やはりそれはそれで、やっぱり何かがあってそうなっておるんだという考え方もあろうかと思います。しかし、それがすべてで、見直しも何もやらずに慣例、慣例ということ、これはまた危険なことだと、いけないことだというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

もちろん、すべてがそうやっていたら大変なことですよ。そんなことは言ってもいませんね。ただ、こういうことがありますよということを、私、先ほど、内観法の一助としてくださいということで、お考えいただければと思います。

それから、次の地方公務員法30条のことに関してですね、町長のやり方について。窓口に行くと、「担当者が席を外していて、わかりません」と言うところがあります。お尋ねしたいのは、下の職員の職員力・行政力向上のため、町長の配慮、着意を尋ねたんですね。どういうことを着意されていますか。一生懸命にやっています。当然、一生懸命やられております。若い人はまじめにね。ただ、そのために町長がどういうふうなことを着意されていますかと私はお尋ねしたんです。「やっています」というのは、回答になっていないと思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

着意、意を用いているかということだろうと思いますけれども、具体的に何をお尋ねなのか、ちょっと私も理解、わかりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

着意してどういうことを施策されているかということを知っているんです。着意されていますか、町長が業務を、部下の指導に対してどういう着意をされていますか。気を遣ってな

くて——いや、「遣っていない」という言い方は、答えでもありますよ。遣っていないということならば、それでも結構ですけれども、されていますかと聞いたんです。まあ、その質問がわからないようであつたら、もうしょうがない。

もう1つ、公平・公正ということで、町長の中に、名称は異なりますが、各区に老人会というのがありますね。しかし、老人会に対する補助金は、町老連に所属する老人会しか交付されていませんね。これは、公平性に欠けて、全体の奉仕者という考え方から相違しているのではないか。これは、前に同僚議員からも出ていましたね。どういうふうにしてそこだけに行くのか。一緒に活動されている、これから高齢社会を迎えて自分らが、高齢者のグループが集まってですね、これがまさに今つくられている地域福祉計画の主たるものなんですね。そこらあたりも、それにしか、町老連にしか出されていない、こういうことにもチェックされていない。過去のとおりにやられている、見直しもされない、こういう姿勢について、町長の町政運営について、お伺いをしているわけです。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは、婦人会、これはなくなりましたけれども、婦人会もございました。それから、老人会も、町老連というようなことでございます。婦人会も老人会も、それは各区、各地区にはそれぞれ、その団体として存在はいたしますけれども、それに一々といいますか、それに補助金出すとかなんとかというようなことじゃなくて、やはり町として連合会ということ、そこには補助金なり、奨励なりをするということでございます。

まあ、これもいかがかなと、だんだん少なくなって、荷が重くなるとかなんとかというような話になってきましたもので、もう少しそれを枠を広めたらどうかという考えは持っておりますけれども、現在のところ、町老連ということで、その加入団体には補助を出すということで行っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

これは、規則があるわけじゃない、条例を変えれば済む話ですね。やはり一生懸命に、特に私、けやき台に住んでいません、よくわかりませんが、4・5区と一緒に集まっているい

ろな行事をされるとか、まさに地域の活性化、自分らの自助・共助をされているわけですね。それに対して目をつぶられている町長の町政はいかがかなと、こう思うんですね。

次に移ります。自治法第2条14項、15項について、どのように着意されているかとお伺いしました。最少の経費で最大の効果が上がる、これはもう法に示されている事項ですね。

今、地方分権一括法が施行されて、もう十数年になりますね。地方自治体の権限がふえ、職務が随分ふえてきております。1人の職員が所掌できる範囲には限りがあるのではないのでしょうか。どういう対策をお考えですか。1つでもいいです。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これにつきましては、前回、定員管理の見直しを適正に行うということで、今検討を行っております。

ただ、議員も御存じだと思いますけれども、地方分権一括法で、今、1次一括、2次一括で業務がおりてきておりますけれども、1次一括につきましては、今、人口が5万人以上の自治体に対してはかなりの業務がおりてきております。今後、5万人以下の自治体にも業務がおりてくると思っておりますので、その対策とあわせて、今、定員管理を見直しております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

その先、法が変わっておりてくるんじゃないかと、今実際におりてきているじゃないですか。旅券だって、それから今回、NPO法人の法が改正されましたね、もう御存じ、読まれていると思いますけれども、そういうときに、やはり組織を変えるなり、あるいは組織を大きくするなり——大きくするというのは、後で言います合併のことですけれどもね、効率を上げなければいけない。

国家の財政は、破綻の寸前であります。これは、ある見方をすれば、日本のやつはギリシヤよりもっとひどいと言われています。地方自治体で、財政力とおっしゃいますが、財政力が豊かなところは一部を除いてほとんどないんですね。これは、データを見ればすぐわかる話です。

現在は、競争の激化により、組織はダウンサイジング、無駄をそぎ落とし、効率と柔軟性、敏捷性を求められております。しかるに、町長は、副町長を復活すると発言されました。副町長の廃止は、組織の効率化、庁内の風通しの改善、意思決定の迅速化、庁内の協働体制の確立が目的だと言われました。お金ではないと言われました。まあ、実際には、たびたびお金を口にされておりますけれども。

また、副町長が不在のために、視野狭窄であったとも言われました。ただ、視野狭窄は、本人の資質の問題ではないかと思います。副町長の有無とは関係、相関がないと考えます。協働志向たる町長が、庁内の協働体制を否定されることになるんですね。今、副町長を外して、協働、庁内協働をやるのかとかおっしゃったんですから。

また、課長に負担がかかり過ぎると言われました。もう、こういうことも副町長を廃止するときに、ちゃんと自分が織り込み済みで施行されておったんだけれども、洞察力に欠損があったと、こういうふうに認められるんですかね。

それから、朝令暮改であると、そのそしりを免れない。組織のスリム化を図り、効率性を求められる現在、本当に——定数1を置くのはいいんですよ、別に。定数、条例があるのは構わない。置くか、置かないかは町長の決心ですから。この前にも申し上げましたね。そこらあたりはどうお考えですか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

副町長を置く、置かない。これに関しましては、今おっしゃっていただいたように、私の思いはそういうところにございました。やはり自由な発想ができて、十分な協議、それでスピーディーな決定、それから庁舎内での協働というような、そういう思いでやってきました。それはそれである程度の、私は効果はあったというふうに思いますけれども、それをまたもう一度やっぱりもとに戻して、今度6人、来年5人、課長も交代いたしますので、その辺のところをスムーズにというような思いも、いろいろな思いもございました。そういうことから、今度はまた置くというようなことにいたしております。

朝令暮改とおっしゃいますけれども、まあ、朝令暮改、余りその、朝言って、暮れにひっくり返すというふうなことはいかがかと思っておりますけれども、それはやっぱり、さっき片山議員もおっしゃっていただいたように、「試行」というような言葉も言っていただきました。

そういうことでやって、本当にもっとということ、やっぱりもとに戻すなり、もっとというところがあれば、それは当然やっても不思議じゃないとは私は思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

まあ、金の目的じゃなくて、副町長を廃止されたんですけれども、予算の無駄遣いであっても、まあ、一千数百万円かかるわけですから。

それから、屋上コストに重ねることになっても副町長を置かれることになるのであれば、公募制の導入とか、あるいは県の推薦についてお考えはありませんか。もっとも、公募というのは、選ぶ側の力量に相関があるわけですから、非常に問題があると思いますけれども、そういう新たなやり方をお考えにはなっておられませんか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

現在のところ、公募ということは考えておりません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

副町長を置かれるということよりも、もっと重大な基山町における問題点は、私は頭脳集団がないということだと思っています。まあ、1人の町長が多数の課長を掌握されるのは、組織論からも無理があると私は前に申し上げました。これは、副町長を置いても同じです。副町長、町長が、やはり下の広いですね、組織論上は無理がある。

私は以前、企画室の設置を提案しました。まさに、ラインスタッフ制の導入なんですけれどもね。地方自治法第2条14項、15項に基づいて組織の見直しを図られることは、大事ではないかと思います。

その一例として、経営戦略室の設置。これは、企画室にかわるものですが、あったんです、これが実際。高萩町、草間吉夫という町長、松下松下村塾16期生、45歳、これをつくられています。人員はだれも配置されていないんですね。いろいろなところの若い職員を集めて、それをやろうとされております。

あるいは部長制の導入。行政には、管理部門とサービス部門があります。そのそれぞれにやっぱり責任をですね、部長を2人置かれるとか、それから家庭教育、学校教育、社会教育を一貫した支援課のない教育委員会の組織を見直す。これは、町長は生涯学習課を廃止をされて、こども課を設立をされました。これは、議員からの要望もありましたからだろうと思うんですが、保育園の所管が教育委員会から福祉部門に移されました。児童福祉も大事ですが、町長の所信表明や施政運営方針に、教育に関することは皆無なんですね。町長が、こういう重要な所信表明とか、施政方針だとかいうところに、あるいは教育よりも福祉に重視をされたために、基山町の学力低下の大きな一因があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

所信表明に教育ということをやっているということでございますけれども、やはりソフトとしては、福祉と教育と子育てという入れ方はしております。ただ、その教育にまだ、入り込んで、どうしたらいい、こうしたらいいというようなことまでは言っておりません。その辺のところは、やっぱり教育委員会としっかりと私も話し合っ、て、連絡とってやっていくべきだということで、深入りはしなかったということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

教育委員会は確かに一つの、農業委員会でも、それぞれ独立した機関でありますけれども、やはり町長は町を代表する、二元代表するトップでありますから、やはりそこに配慮がないというのは、そういう結果にならざるを得ない。親が関心ない事項は、子供にも関心できてこないと。

それから、次ですが、人は、新しいポストを与えられたときには意欲を燃やし、闘志を沸かせてチャレンジするものです。そのために、人事異動や人事交流というのがあります。

ところが、町長は、人事原則に全く反対することをされました。すなわち、新課長のもとに旧課長を参事として補足されました。私が新課長であれば、老兵は消えてくれよと、邪魔になると、私だったら言いますね。ああ、過去に言ったことがあるんです、私は。これをや

ってください。

町長は、過去を口にされながら、されることは逆ですね。前の上司であり、先輩である人が下に来たから、副参事に来た、すぐスイッチが変わって——変われるわけがない、参事になった人も変わらない、新課長になった人も変わらない。したがって、例えば一例を出しますと、協働というブレインストーミング、あるいはワークショップと言われますが、ブレインストーミング、K J 法を主体としたワークショップが旧態依然としてやっておられます。いいですか。ワールド・カフェやコーチングの手法は、導入は一顧だにされていない。私ね、町長は本当に基山町をよくしたいと思われていると思うんですが、どうも形に出てこないような気がするんですが、町長はどうですかね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

さっきの言葉の中で、「老兵は去れ」というような、ちょっとその言葉はいかがかなという感じがいたします。やはり、私の思いとしては、もう新課長、そして参事でしっかりと、協力体制でスムーズに予算の編成もできるというような、そういうこと、アドバイスがあつてというようなことでございますので、「老兵は去れ」というのはちょっといかがかなという感じは、いや、耳に、何か耳ざわりな感じがいたしました。

それから……、何でしたっけ……（「意識と行動についてですね」と呼ぶ者あり）えっ、意識と行動……。

○議長（後藤信八君）

本当に、基山をよくしようとする気あるか……。

○町長（小森純一君）続

申しわけございません。ちょっと、何でございましたかね。余計なことを言っておりましたものですから。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9 番（片山一儀君）

まあ、どういうふうに、口にされているけれども、本当にやれる気あるのかと。この組織、基山町は少なくとも百四十数名の職員がいるわけですね。これは、個人商店や合資会社では

ないんですよ。組織としてきちっと動かなければいけないということ。

それで、町長は、3期ともという話でお伺いしたんですが、基山町長が3期も無投票で、また、昨年の町議選でも、町議選、基山町の投票率は70%を切っているんですよ。これは、私は異常であると、活気があると言えないんじゃないかと。この前、地域福祉のアンケートでも、3分の1の人が「基山町は活気がない」というお答えをされておりましたね、出されています。その中で、最高は「経済的な活気がない」という回答であっていましたが、きのうでしたか、おとついででしたか、「当選おめでとうございます」と祝辞なども述べられましたが、実態は本当にそうなんですか。選挙がなかったから、当選ということがあるのかどうか分かりませんが、やっぱり実態はしっかり見て、町長の責任は重かつ大です。内閣の信任調査というのがありますが、制度があります、信任度調査がありますが、自信を持って町政を執行するためには信任度アンケート調査という手法があります。どうするかわからんとおっしゃったんで、申し上げます。

次は、図書館に移ります。私は、中学・高校時代の大部分を図書館で過ごしました。図書館って、非常に大事です。しかしながら、ここで教育長は、時勢に合った、身の丈に合った図書館というお考えを言われました。町長は、皆さんの意見を聞いてというふうに言われました。これは、住民の皆さんの意見を十分に聴取してと答えられましたが、一見、民主的に聞こえます。しかしながら、受動的で消極退嬰な姿勢ではないかと私は見ております。この受動的、消極退嬰、傘……ここまで言い過ぎかもしれませんが、まあ、無責任、皆さんが考えてくださいよと、こういう姿勢が活気をなくしているんじゃないでしょうか。

私が、なぜこういう質問をしたかといいますと、間もなく基山町の高齢化率は数年以内に30%になるでしょう。労働力人口で減少が見えています。男性も女性も、労働しなければならぬ社会になります。図書館建設においては、図書館という従来のイメージだけではなくていろいろなものを、せつかく、まちおこしに生かせるものをつくるという発想がないのかどうかということがお聞きしたかったんです。

例えば、憩の家ですか、古くなったそういうものとか、買い物のやりやすい高齢社会に対応できるところに、あるいは子供さんを預ける託児所というのか、保育園的なそういうものを一緒にどこか便利なところへ、これはお金を使ってでも効果がある、住民が減少する住民対策にもなり得る。要するに、投資効果、投資効率というものをもっと考えた図書館の構想がないのかということをお伺いしたかったんです。

そうすると、図書館という、これはコーチングでは自分の中で枠組みを組む、ナイン・ドット・パズルというのがありますが、枠組みをしてしまうとそこから出れないんですね。だから、私も「図書館」という用語を使いましたが、あるのは図書館という発想ではないんです。お金がなければ、たくさん——これ、10億円ぐらいかかるんですね。あるいはそれ以上、前の松隈教育長は17億円ぐらいかかるかなとかおっしゃっていましたが、かけてもいいじゃないですか。あと、借金抱いて、そのまま鳥栖市民に払ってもらえばいいんですから。（「それはない」と呼ぶ者あり）

そういうことで、規模の大きな投資というものを考える。そして、投資は将来にわたって、将来負担も出てくるわけですが、それでつながっていくわけですね。そういう新たな発想はないのかということでお伺いいたしました。まあ、何かそこでお答えがあったら、お聞かせください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

非常に手厳しい表現をなさいまして、まあ、民主主義なのか、そうではなくて受動的で、消極的というようなことじゃないのかという御指摘もありました。私は決してそれは、そうは思っておりません。やはりこれから先の行政というのは、住民の皆さん方の意向をしつかりと聞いて、それをどう収集して集約していくのかという、これがやっぱり手法だと思います。何も、1万8,000人の基山町で、もうすべてトップダウンでやると、住民の意見も余り聞かないというような、そういうことでは、本当にみんなが協働体制というような、そういうまちづくりというのはできていかないんじゃないかなというふうに思います。

それから、施設に関しては、所信表明でこれは、こういうところは何もお触れにならなかったんですけれども、これからはやっぱり長寿命化とか、効率的多機能化とか、そういうことは当然考えていかなきゃいかんと思います。そうした上、それからまた、逆でしょうけれども、維持費とか管理費、これも本当に今の役場、ここの役場あたりも、もう十数年たってきましたから、大分修理というか、そういうことも要るようになってきておりますし、新しいものをつくれればつくったで、その大変な維持費もかかるということでございます。その辺のところは、やっぱりしっかり考えていかなきゃいかんということでございます。

それと、図書館に付随してと子育てのどうのというような考え方、これも必要かもわかり

ませんけれども、まあ、1万8,000人の町です。自転車で行ったって大したことはございません。そういうことですので、そんな、新しいものをどこかにというような、そういう考え方はちょっといかがかなと。まあ、幾らか歩いてでも行けるような町じゃないのかなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

最初に、内観法なり、投影法の参考にと申し上げたんですが、まあ、町長は、お伺いする限り、信念の人というか、頑固な人という気がするんで、まあね、表現変えれば「信念の人」と言えるかもわからん。でも、そこは柔軟性を持って、もう一度内観していただければと思います。

柱は、どうなきゃいけないか、町政がどうなきゃいけないか、この次はどう行かなきゃいけないか等を視点に質問させていただいているんですが、合併に関して、健全性と住民サービスのバランスですとおっしゃいました。今、地方自治体で豊かなところは、この近く、1県ありませんね。交付税がいろいろ減らされてきています。あるいは、負担金が減らされてきていますね。それで成り立っているところ、たくさんあるんです。

ところで、この合併について町長は、まあ、合併も否定はしない、じゃあ、肯定も否定しないのかと、こういう話だったんですが、合併特例法期限内に合併したところの検証が明らかになってからでも遅くないと言われていますが、合併の効果というのは、すぐに出るものだというふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

合併特例法という、ああ、特例債というか、法、これも一応10年ということでございます。まあ、10年たってみると、それすらもわかりません。

それから、いろいろな問題点が今出て、浮かび上がってきておりますけれども、これもやっぱりすぐに、だからという結論が出るものじゃなくて、やっぱり20年、30年先を見て、努力していつか一つの市なり町ができるということになろうかと思いますから、決してすぐにその結論が出てどうこうという話じゃないというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

そうすると、30年ぐらい先までは合併は考えないよと、こういうことですかね。まあ、そういうふうにとれるんですが。

健全財政の維持とか住民サービスの要望に対応するんだとおっしゃいますが、小規模自治体ではサービスが対応できないから、一部事務組合や広域圏組合を法に基づいて組織されるというか、加担をされているんじゃないでしょうか。

私は、宝満環境センターにもこの前、行きたいと思って行けなかったんですが、初めて、消防一部事務組合等の傍聴にも行きました。私は、法であるから仕方がないと思いますが、一部事務組合なんていうのは本当に無駄だと思います。管理職手当、この前もちょっと出ましたね。管理者、副管理者、議員、報酬・手当を支払うんですね。これ、一般質問もないんですよ。意見を言うこともできない。この議会には、普通公共団体と違って議員の条例の制定権もないはずですね。そういう仕組みになっていませんから。

私は前に、議員報酬や管理者報酬は、これは二重払いじゃないかと言ったら、違うと総務課長、一生懸命口角泡を飛ばされておりましたが、やはり成熟した社会に適應できる自治体規模をこれからつくらなければいけないんじゃないかと思いますね。当初、一番最初に、町長、どれぐらいの規模ですかと言ったら、20万から30万だと発言されたと記憶されていますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

それは、一つの理想的な大きな民意ができていくというのは、やっぱり20万ぐらいかなということ、私も言った覚えはございます。

それから、先ほども一部事務組合を否定されるようなことをおっしゃいましたけれども、あれは、やっぱり一般質問等がございませんけれども、幹事会あたりで何遍も寄ってお話し合いもいたしておりますし、それから首長会でも寄って話もいたしますから、何も野放しで、手放しで決まっておるというようなことじゃございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

審議されていないとは申しません。多分いっぱい、うちの負担がどうだこうだ、計算はどうなっているんだということを一生懸命に努力いただいているんだろうと思います。しかし、議会では余り、この基山町内の、普通公共団体で行われるような議会というのは見受けませんですね。

町長が想像されている合併は、旧来の和算式、足し算の合併じゃないですか。基山でも、戦前はよくやってきたとおっしゃいますが、基山は昭和14年に合併をしましたね。そのまま、小倉、園部、宮浦、長野が残っています。だから、それを壊せないために、自治区というか、行政区設置条例すらつくっていない。基山町は壊せなかったために。本来、それは足し算の合併ですよ。

合併というのは、まちづくりであって、例えば平安京をつくる時に道路行政をやりました。それから、名古屋が戦後、開発をやったときに全部、道路行政をまずやりました。そのように新たな都市づくり、仕組みづくりをするのが合併です。和算じゃなくて、足し算じゃなくて、インテグレットなまちづくりをやっぱりしなければいけないんじゃないかと思いますが、合併というと、ただ境界線を取るだけというふうにお考えでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も、単なる足し算というか、大きくなるだけの話じゃないというふうには思っております。しかし、ここにも書いておりますように、所信表明のところでも言うておりますように、やっぱりいろいろな視点、地域としての考え方、それから立場上の考え方、産業者なり、あるいは住む人の幸せなりというような、そういういろいろな考え方、見方がありますから、そういうことも無視はできないということだと思います。本当に規模だけが先行するのかというと、決してそうじゃない。やはり、そこに住む人のその幸せというのを考えていかなきゃいかんというふうに思います。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

非常に危惧していることがあります。基山町は、中では消防自動車が、あるいは救急車が通らないような町道がたくさんありますね。これもですね、きのうの例えばフリースクールの設置にしても、やはり一定の規模がないとできない。そして、今、基山町から病院がほとんどいなくなっています、総合病院が。なぜか。ユーザーがいないと、ならないですよ。商売にならないからですね。コメリが、マックスバリュが、何で中心でなくて鳥栖寄りに行っているのか。やっぱりユーザーを考えているんだろうと思います。

そういうふうな、今まで自転車、あるいは荷馬車でできていたまちづくりから、今は車社会になって、1時間で30キロ——30キロというと博多まで行きます。それぐらいの、やっぱり道路行政も考え、道路というのは血の流れですから、それを流れがきちっとしないと、脳梗塞を起こしたり、心筋梗塞を起こしたり、いろいろなものがどんどん、どんどん可能性が高まっている。

やはり、この経済的な管理、それから今、東アジアから米軍は一切引かないと言っています。中近東から引いていきます。非常に、その危機管理、これは気がついたときには遅いんです。そういう大きな流れを見ながら、やはりかじ取りをしていただきたいと。

昔、ある方に、私、申し上げました。一般の社会情勢の変化は、 $y = 7x + b$ の直線で動いていますよと。ところが基山町は、 $y = 3x$ か $2x$ ぐらいの斜面でしか変わっていない。そのギャップを変えない限り、基山町は元気にならないでしょう。いいですね。

我々は、過去には責任がないというか、とれない。我々の責任は、今とあすにしかないんです。今とあすに、どうぞ、新しい課長以下、知恵を絞っていただいて、これはまた予算のところでもう一回申し上げますけれども、絞っていただいてですね、やはりいい、我々が住みやすい、人が住まれる町にしていきたいと思います。

最後になりますが、私、筑豊の生まれでございまして、ちょっと思い出したことがあります。「英彦山がらがら口ばかり」というのがある。「がらがら」、御存じですか、あれ、基山町にも下がっているところがありますが、やっぱり陽明学では、「知って行わざるは、知らざるに同じ」という知行合一の考え方があります。やはり実行する努力、熱意、継続、「継続は戦力なり」という言葉もありますけれども、やはりそこらあたりをしっかりと踏まえられまして、3期目のかじ取りをよろしくをお願いをしたいと思います。

まあ、いろいろな言葉が、説明不足なところが、例えば、内観法、認知行動療法、説明を申し上げなきゃいけないんですけれども、時間がありませんでしたので、まあ、あるいは御

存じでありましようので、もう説明は省かせていただきましたが、やはりいろいろな新しい手法を入れてやっていただきたい。

コーチングについては、みやき町で今、NPO法人格は取っていないと思いますが、コーチングのセミナーをやっています。皆さん、一生懸命関心を持って勉強されています。基山町から外へ出ていただいて、お互いに学び、お互いにこの地域のために、やはり微力であっても、「ちりも積もれば山」と言いますから、頑張っていきたいと思います。ともに頑張らせていただきます。よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（後藤信八君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開いたしますが、先ほどの片山議員の質問に対する町長の答弁で、一部修正がありますので、認めます。小森町長。

○町長（小森純一君）

申しわけございません。先ほど、片山議員の質問の中に、一部事務組合で一般質問ができないというような問われ方をしまして、まあ、私もそこで、いや、できます、できませんと言ったのかどうか定かじゃないんですけれども、まあ、それを認めたようなことで、むしろ課長会とか、幹事会とか、首長会とかというような言い方、表現をしたことは、今思っております。

そこで、調べまして、一般質問ができないということはないと、一部事務組合でも。ただ、今までは、私の覚えでは、あつてないということでございますので、もし、できないということを発言しているようでございましたら、ひとつ訂正方お願いしたいなと思います。

○議長（後藤信八君）

それでは、次に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

こんにちは。3番議員の牧菌です。傍聴に足を運んでいただき、ありがとうございます。

12月議会が終わった時点で、質問等に気をつけることを幾つかアドバイスいただきました。質問時に、聞きなれない用語など、その都度説明を入れながら、そして緊張もありますが、つい早口になりますので、早口にならないよう意識して、質問をさせていただきます。

それでは、1回目の質問をさせていただきます。

項目の1、中1ギャップ緩和策を何かとっていらっしゃいますか。

(1)全国の多くの教育委員会で小中連携を進めていますが、基山町は具体的な連携策をとっていらっしゃいますか。

(2)小中連携を図る上での問題点の話し合いなどは行われましたでしょうか。

(3)合同の学校行事など、新しい取り組みは可能でしょうか。

質問事項の2、緊急速報エリアメールについて。

(1)緊張速報エリアメールを、基山町はいつから配信しているのでしょうか。

(2)現在行っている災害時の防災行政無線での緊急情報伝達との連携をどのようにしているのでしょうか。

(3)町民への防災意識を高める手段として利用する取り組みは、何かお考えでしょうか。

質問事項の3、男女共同参画推進プランの今後の進め方は。

(1)基山町男女共同参画推進プランの今後の具体的なスケジュールはどうなっていますでしょうか。

(2)基山町で策定されていますDV被害者支援基本計画の概要を示していただきたいと思います。

1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

牧菌綾子議員の御質問にお答えいたします。

1項目めは、教育委員会のほうから申し上げます。

2項目めの緊急速報エリアメールについて。

(1)緊急速報エリアメールを基山町はいつから配信しているのかというお尋ねです。NTTドコモが、携帯会社の中で先駆けて緊急速報エリアメールサービスを行ったため、基山町においても申し込みを行い、平成23年8月5日より配信が可能となっております。また、ソ

フトバンク、KDDIも、それぞれ平成24年1月30日、平成24年1月31日からサービスを開始したため、基山町においても現在、サービスの申し込みを行っており、近日中には配信可能となる予定でございます。

(2)の現在行っている災害時の防災行政無線での緊急情報伝達との連携をどのようにしていくのかということです。災害時には、情報伝達の手段として、防災行政無線、緊急速報メール、防災ネットあんあん、広報車、電話等の活用を考えておりますが、多くの町民の皆様が携帯を所有してありますので、緊急速報メールも有効な情報伝達手段の1つとして活用していきたいと考えております。

(3)町民への防災意識を高める手段として利用する取り組みは何か考えているかということですが、緊急速報メールは緊急時にしか利用できないようになっているため、特段の取り組みは考えていませんが、緊急速報メールというものがあるということは広報等により周知を図ってまいります。

3項目めの男女共同参画推進プランの今後の進め方ということです。

(1)基山町男女共同参画推進プランの今後の具体的なスケジュールはどうなっているかということです。男女共同参画庁内推進会議を平成23年度に設置し、関係各課との連携を図りながら、庁舎内推進を図っております。今後、町民に向けた啓蒙・啓発活動を行い、男女共同参画推進委員会の設置を行います。

(2)です。基山町で策定しているDV被害者支援基本計画の概要を示してほしいということです。男女間のあらゆる暴力の根絶として、暴力の予防と根絶のための意識づくり、被害者の相談、通報、保護体制の整備、被害者の自立支援の体制づくりに取り組んでいます。

以上です。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

牧菌議員の御質問にお答えをしてまいります。

1項目めの中1ギャップ緩和策を何かとっているかというお尋ねでございます。

(1)の全国の多くの教育委員会で小中連携を進めているが、基山町は具体的な連携策をとっているかということですが、まず、夏季休業中に基山小・中3校で合同研修会を行っていて、教育委員会もこれに参加し、指導、助言などを行っております。この研修会は、小中に

おける日ごろの実践の情報交換をしながら、学習面や生活面での児童生徒の理解や指導方法を知る機会でございます。小中連携という観点においても、小学校から中学校へ進学を見通した、つながりのあるよりよい指導法について意見交換を行う場となっています。そして、小学生から中学生への心の成長をサポートしながら、生活面、学習面ともにスムーズに移行できるよう、小中の教職員がそれぞれの学校の教育活動や指導内容をお互いに理解し合い、日ごろの指導を振り返りながら、日常的に小中のつながりを意識した指導を実践するよう努力しているところでございます。

小中連携については、ほかに、中学校教師が二つの小学校へ出向いて、いわゆる出前授業を行い、中学校の学習を実際に体験する機会もつくっています。また、3月には、小中打ち合わせ会を行い、中学校に進学する児童の特徴など、小学校担任から中学校へ申し送りをしております。その他、気になることがあれば随時連絡を取り合い、スムーズに中学校生活へ移行できるよう、小中で連携しながら子供たちをサポートしているところでございます。

(2) 番目、小中連携を図る上で、問題点の話し合いなどは行われたかということですが、校長・教頭研修会において、小中連携のあり方については話し合っているところでございます。

(3) 合同の学校行事など新しい取り組みは可能かということですが、児童生徒が合同して行う行事は、現在のところありません。合同で行う新しい取り組みについては、活動目標を初め、内容や時期などが調べば可能ですが、現在のところ、具体的な計画はありません。

以上、お答えといたします。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

それでは、2回目の質問を一問一答で行わせていただきます。

「中1ギャップ」ということを聞きなれない言葉と感じられる方もあると思いますので、最初にちょっと説明をいたしますと、この中1ギャップというのは、小学校6年生に比べて中学校1年生になると、不登校の子供が約3倍、把握しているいじめの件数も倍になっているという、そういう背景に学校生活の急激な変化や子供の成長の影響があるとされ、それを総体して「中1ギャップ」というような形で言われております。

基山町に限らず、全国的に少子化が進んでおりますから、小中連携だけではなく、幼稚園、

小学生を含めた連携を行っているところもありますが、一昨年の平成22年11月に文科省の調査で、1,763の市区町村教育委員会などに調査したところ、小中9年間を通じたカリキュラム編成や推進計画を定めるなどの何らかの連携策をとっているというふうに答えた教育委員会は1,276で、全体の72%ということでした。そのうち、中学校の教諭が小学校で教えるなど具体的な取り組みをしている1,050の教育委員会の96%が、そこに成果があったというような答えをしています。このような調査に、基山町の教育委員会はどのような回答をされたのでしょうか。記憶の範囲内で結構ですので、課長、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そのアンケート調査は、ちょっと私は、実際にかかわって記入したかどうかの記憶もちょっと余りございませんが、基山小、小中連携をやっている中で、その項目の中に中学校の教員が小学校で授業を行っている授業相互のやりとりでありますとか、行事のいろいろな融合とか、そういうことの中で、こういうことをやっていれば小中連携をやっているということの、多分そういう縛りがあったと思うんですが、そういう中では小中連携はやっているというふうに、その中に、やっているほうの部類に入っているのではないかというふうな認識をしています。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一応、文科省の調査ということで、まあ、22年11月ですから1年ちょっと前ということだったので、こういう調査があって、こういう答えを基山町の教育委員会としてはしましたというようなことがちょっとお聞きしたかったんですが、先ほどの回答の取り組み内容を見れば、一応取り組んでいるという姿勢はわかるのですが、こういう調査に取り組んでいるという、このパーセントの中に入っているかということを確認したかったものですから、それはそれで結構です。

それで、この小中連携というのは、教員や子供同士が交流することで変化を緩和し、学習指導上の効果も期待できるとして、中教審でも促進策が議論されております。そういう全国的な流れに添うように、基山町も連携をしっかりとってあるようですが、先ほどの回答に

ありました3校の合同研修会では、何人ぐらいの先生が出席をされ、どのような意見が出たのでしょうか、具体的にお願いします。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

人数で申しますと、全員でございます。小中の職員全員が、それぞれ三部会に分けて、1つの部会が学力向上と小中連携の部会、もう1つの部会が教育相談と特別支援というグループですね、もう1つが生徒指導、この3つの部会にそれぞれがどれか1つに属して、意見の交換、情報の交換をやったところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

どういう意見が出たのでしょうかという点は、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

その内容については、私、ちょっと持ってきておりませんが、やっぱり学力向上については、今の学力の問題ですね。どういうふうにして学力を上げようかという、例えば、朝の間に毎日ドリル的な、基礎的な、基本的なことを取り組んでいこうとか、それから宿題の問題でありますとか、それから望ましい学習習慣をどうやってつけていこうかということなどです。

それから、教育相談・特別支援のグループについては、教育相談というのはやっぱり不登校に関しての問題を取り扱いますので、不登校の生徒へのかかわり方、それから特別支援については昨今の発達障害、そういう特別支援学級に属さなくても、いわゆる発達障害といえますか、いろいろな、授業になじんでいけない、日常生活になじんでいけないという、そういう子供たちへの指導方法について。

それから、生徒指導部会については、今の小中で起きる生徒指導の問題点についてを詳細にわたって話し合いをしておりますが、ちょっとその記録を持ってきておりませんので、これぐらいしか言えないことをお許し願いたいと思います。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

子供を育てる上での問題というのは、多くは大体想像がつくんですが、3月に行われています小中打ち合わせ会というのは、児童の特徴などを小学校担任から申し送りをしているということですが、学習面では、この子はこういうものが得意ですとか、不得意ですとか、そういうことを伝える形で特に問題はないかなと思いますけれども、生活面のことなどは、どの程度までの申し送りでお伝えになりますか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

これは、学校間同士でやりますので、個人情報とかそういうものもあるかも知れませんが、かなり詳しいことの情報の交換をいたします。家庭状況、生育歴などについてもかなり詳しい状況で、次の指導に生かすために交換をいたします。

なお、学力についても、ついていけない子供、あるいはリーダーになる子供であるとか、そういうことについても十分に情報の交換をしております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

先ほど、文科省の調査のことを言いましたが、その結果の中の具体例として、「この小中連携によって情報共有が進み、子供へのきめ細かい指導が可能になった」、今まさに教育長のおっしゃったような、そういう状況での結果だと思います。それから、「中学への体験入学で不安が解消され落ち着いた」「教員が小中のつながりを意識して計画を立てられる」「中学教諭の英語指導で児童の関心が高まった」、そういうような具体的な意見が挙がっております。

その一方で、取り組んでいる教育委員会の87%で、やはりこれは課題があるというふうにお答えになっており、その声としては、「小中の教諭間での打ち合わせ時間が不十分である」、それから「免許の関係で小中の兼務というものが広げられない」というふうな答えが挙がっております。

そこで、先ほどの質問の2、小中連携を図る上での問題点の話し合いは行われましたかとお尋ねしましたら、校長・教頭研修会において話し合っておりますということでしたが、これは一般的な課題をということでしょうか。それとも、基山で現在取り組んでいることの具体的な例に関して、問題ありということを考えてやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この研修会は、毎月1回、定例で行っておりますが、その中で、小中連携の課題でありますとか問題点、今後の進む方向性などについて、学校の意見を聞いて、やはり教育委員会としての指示、それから指導を行っているところでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは、一般的な、という解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一般的と申しますよりも、もう少し具体的に踏み込んだところで、こういうことを取り組んでみてはどうだろうであるとか、まあ、行事の連携、去年は子供たちが合同して行う行事ができなかったんですが、何かできないかということで、具体的に幾つかの事例を出しながら検討したということがございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

その具体的な例が、ちょっとお尋ねをしたかったのですが、実はことしのお正月明けて1月の20日に、基山小学校のほうで校長先生含め担当の先生に、今現在の状況と、それから今後どういたしたいんでしょうかということで、問題と課題と希望という形でお話をさせていただいて、一応プリントもいただいてきましたので、大体、今、教育委員会を含めて、基山町で進んでいる小中連携という内容は把握はしております。

ただ、その中で、一応このことはすぐにできるんじゃないかなというような内容がちょっとあったものですから、具体的な事例を今現在、校長先生、教頭先生含めて月一でお話をされているのであれば、「こういうことをしたけれども、こういう点がこうだった」というその具体的な、総体的にこう思う、こうだっというのは私も理解できますので、具体的に今の基山のですね、今、自分はもう子育てを終わっておりますから、子育てで皆さん、小学校、中学校に行かれるお母様方とはちょっと違う段階にもう入っておりますので、そういう点で、今現在の少子化の中での基山における小学校、中学校での問題点が一応こういうところに、例えば人数が減ったから、昨日の質問にも、品川議員の質問だったかなと思うんだけど、要はPTAがかかわる、要するに親の数も当然減りますから、子供の数が減れば。だから、そういう大変な思いもあるというようなことで、具体的なことを、その校長・教頭の研修会の中で、これは今すぐやろうとか、これはこうだからこうしようという、その具体的なものが少しちょっとお聞きしたかったんですけれども、ありませんか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ここで披瀝して、「何だ、やれなかったじゃないか」ということをちょっと——幾つか出しても、出してもいいんですが、そういうことになるちょっとなかなか、私としてもちょっと本意でない部分があるんですが、例えば登山とか山登り、そういうものは中学生と小学生、一緒にやってもいけるんじゃないかということもございますし、それから運動会などでも、例えばというところを出しているんですが、中学校の運動会に小学校の6年生ぐらいのクラス代表のリレーを招待して行ったりとか、逆に小学校の運動会で中学校でやったマスゲームを持って行って披露するとか、そういうつながり、それから部活動の体験入部ですね。それから、出前授業ではなくて、中学校に実際に小学生が入ってきて、中学校の教室で体験授業を行うとか、そういうことができるのではないかと。それから、ちょっとこれも理想ですが、何か一つのことを小学校と中学校、あわせてつくり上げて、どこかで発表できるようなものは、具体的にはちょっと申し上げることはできないんですが、そういう構想も持ってはおります。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3 番（牧菌綾子君）

その取り組みのさまざまなケースの中で、小学校、中学校の垣根を低くして、連動して教科の教育ですとか生活指導をするということは、一気に内容についていけない可能性のある教科もあるので、とてもいい取り組みだと思っているのですが、こういう取り組みをする際の一番のネックというのは何でしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

質問の前に、ちょっと戻りますが、小中連携をして一番効果があったことは何ですかという、取り組みのそのアンケートの結果をちょっと私は見たんですが、一番のねらいが生徒指導、要するに中1ギャップをなくすために、そういう居心地のいい接続という、そういうことをねらってやったんですが、一番の効果は学力に出ているというふうに言われているんですね、学力に効果があったと。ということは、今、議員がおっしゃいましたように、授業は相互の授業でありますとか、小学校の授業に中学校の教員がかかわっていったとか、特に英語の授業とかそういうもの。それから、小学校の教員が中学校で授業をすると、例えば、数学の授業に小学校の先生が後ろにT Tの形で、これは基山町ではやっていませんが、後ろにT Tの形——T Tというのは複数の教員で指導をすることですが、小学校の先生がいることだけで子供が非常に安心をすると、中学校1年生の子供が安心をするということも聞いておりますね。

ですから、そういうことも勘案しながらその計画を立てるとなると、一番のネックになるのは、教員の授業の回し方になるわけですね。要するに、20時間ぐらいを週に中学校の教員が持っているんですね。小学校もそれなりの授業を。そして、そこに行くときに、どこで行けるかと。そして、中学校の教員を行かせるためには、その中学校の教員が小学校に行ったときの時間を、授業時間があつたら違う教科で埋めていくわけですね。そうすると、時間を組み直して行きますので、それが数回だといいんですが、もう恒常的に本当はやったほうがいいと思うんですが、そういうものが、全国的にやっぱりそこがネックだというふうに言われております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

しつこく何でもこういうことを聞くかといいますと、基山小に伺ったときに——ちょうど私が子育てをしているときに、若基小で私立中学校に行ったのは初めてですと、子供がですね、先生がおっしゃったんです。それで、今、基山小ではどのくらい附属中学校のほうに——附属中学校というか、中学受験をされていますかと言ったら、びっくりするくらい多い数だったんです。あのころから比べて子供の数が減っているのに、それだけ中学校でそういう受験をして行かれているんだということで、それは、まあ、親の立場からすれば不安だから、学力、大丈夫かなっていう、ストレートで申しわけないけれどもそういうことだったんで、やはりこの中1ギャップで、それだけ成果として、生徒指導ではなく学力効果に効果があったとされるならば、やはりマイナス面じゃなくて、いいと思うことはとりあえずやってみようよという、そういう積極的な、基山町の教育に関して目に見える変化というのが欲しいかなと思うんです。親の数が多いときは、意外とわいわいやっている間にも、1年の授業も含め行事も進んでいくんですけれども、子供が少なくなるとそのマイナス面がより目立ってくる、そういうことがあるので、一応、何度も同じようなことですが、お尋ねしました。

そこで、3番目の質問で、連携、合同して行う行事はありませんかとお尋ねをしたら、不可能ではないけれども、まあ……、どういうんですか、条件が整わないと無理だって、それは当然、お答えをいただくまでもなくわかっているんですけれども、今後目指したいことというのが、小学校のほうから本当に10ぐらい出たんですよ。こんなに先生たちも考えていらっしゃるんだなって、逆に自分も「こういうこと、どうですか」とお話ししたようなことが幾つかありましたけれども、驚くぐらいに先生たちも、「できればこういうことをしたいんだ」という意見を持っていたらよかったものですから、先ほどの校長・教頭の研修会でそういう意見が出なかったんだらうかということがちょっと不思議だったので。

例えば、先ほどの質問の中でも言いましたけれども、9カ年を通したカリキュラムの作成、これは学習面、生活面も含めてですが、それから「ようこそ先輩」ということで、中学生のほうに卒業しました小学校に戻ってもらって、中学校での授業というか、生活、部活動について、小学6年生からの質問に答えたり、また、ビデオ等をつくって説明をしたりとか、そういう具体的な内容で出ております。これは、先ほどの授業時間の調整をするということが大変でなかなか、取り組みをする上でのネックになるということでしたが、これはそれほどの苦勞というか、もう先生たちの授業をこっちにやって、あっちにやってというような苦勞

がなくてもすぐできるようなことがあるのではないかなと思うんですけども、こういう意見が先生たちから出ているけれども、そちらのほうには伝わらないのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

私のほうとしては、直接は把握はしておりませんでした。確かに、9カ年のカリキュラムというのは、6年・3年をつないだ9カ年のカリキュラムというのは非常に効果があると思うんですが、つくる作業はかなり膨大になると思います。

ただし、9カ年のカリキュラムをつくるときは、小学校の学習指導要領が6年間で組んでいます。中学校は3年間で組んでいます。これをばらして組み立てるということは、法律上はできないんです。研究開発学校という、あるいは特区、教育特区の指定を受ければ、それをばらして、社会科であったら、小学校のときからもう歴史とかを入れて取り合わせてきたり、算数・数学の部分もうまくつながるようにやったりですね、中1のをおろしたり、6年生のを上げたりとか、そういうことができるんですが、一応カリキュラムを統合するにしても、ばらして組み立て直すことはできないという難しさはあります。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そういう教育のトータル9年間というのを考えることが、この基山町では難しいということですが、では、環境変化を小さくするような連携プレーがスムーズにできる体制づくりというのはできるんじゃないかなと思うんです。例えば、現場からは、この環境整備の面から要望などは出ていませんか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

環境整備について、具体的なその要望というのが、ちょっと意味がよくわからなかったんですが。済みません。（「ああ、そうですか。はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

先ほどから言いましたように、小学校のほうで伺って、具体的に私は聞いておりますから、当然伝わっているものと思って具体的なことは言いませんでしたが、気になっているのが、基山町の基本方針の中で打ち出されている、ICTを活用した環境整備というところで、電子黒板の台数をふやして、ICT指導の研修をされている先生方が、それになれて使いこなせる状況に早くすることではないかと思っているんです。そして、それについては、小学校からも欲しいという意見が、まあ、出たということ——後で困ったら、そういうことを言ったのかってなったらいけないと思ってあれだったけれども、そういうことが出ておりますので、そういうふうな状況に早くすることではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ICTのことについては、十分に認識をしております。そのことでは、先般の議会でも御指摘をされましたが、まず、職員のスキルを上げるということでの研修をどのように組むかということでも、今考えております。それから、できるだけ可能な限り、電子黒板についての整備をしていきたいと思っております。

なお、先ほど、9カ年のカリキュラムは基山町では不可能というふうに伝わったようですが、不可能ではありません。（「わかりました。はい、済みません」と呼ぶ者あり）できますので。（「はい」と呼ぶ者あり）ただ、物すごい急激なやり方ではなくて、緩やかなその組み方というのはできるというふうに認識をしております。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

この2012年の佐賀県の予算で、本年度より県立中学校4校のうち、致遠館と武雄青陵で生徒に多機能型情報端末を貸し出し、電子黒板を併用した教育現場でのICT推進事業を展開しております。新聞でも、県内のほかの小中学校でのICT利用の記事ですとか、県教委の「ICT利用で生徒の学ぶ意欲が高まっている」というようなコメントを目にしますと、現在の基山町の小中学校にほぼ1台というふうな状況で大丈夫なんだろうかと、これは当然心配になってきます。

先ほどから、必要ってわかっているとおっしゃいましたが、これは某メーカーですけれども、先月届いたんですけれども、65型の電子黒板で、現在はプリンタつきで16万円ぐらいで出ております。前回の質問で、100万円ぐらいの予算でとおっしゃったから、いや、そんなにはしないんだけれどもと思って、日々こういうふうにこの関連したものはどんどん新しいものが出ておりますし、せっかく研修をされた先生がたった1台ずつで、これをどうしてなれて使いこなせるんだろうって、そのこともすごく疑問です。

ぜひ、今後の環境整備の予定に、強く、早くこれを組み込んでいただきたいと思いますけれども、答えられる範囲で、大体どれぐらいまでにこうしたいというような意思だけでも結構ですから、お答えください。

○議長（後藤信八君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

電子黒板もいろいろなスペックを持っております。車も軽自動車から高級乗用車までるように、いろいろなスペックが違います。ただ動くという点では同じだと思いますが、今、町教委でそろえている黒板はほとんど100万円レベルです。そういう黒板でないと、電子教科書を組み入れて統一することはできません。ですから、そういうのでいくと、私たちもそういう黒板を入れたいと思っております。

それから、どの程度といいますと、やはり教室に全部に、一教室に入れるというのはコスト的にも非常に高くなりますので、1つのフロアに1台入れて平行移動して、キャスターがついておりますので——致遠館とか武雄青陵あたりは一つの教室にもう組み込んであるんです。そしてそれを、レールがついて、ぽんとやれば真ん中に出てきて、それが授業の中で。

ただし、私は、前回も言いましたように、電子黒板というのは、授業の中で黒板の授業がありますね、黒板とノートの授業というのは必ずセットになってやるんですが、それを補完するものだと思っております。電子黒板の授業においても、黒板で補完をしていきます。ですから、お互いにですね、これだけではないという、何かよそにつくとうちにないと、こればかり予算やっているのに全然やっていないという誤解を招かないようにしないといけないという感じはしております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧藺綾子君）

1フロアに1台というのは自分も考えていることですから、まずこれを先に目標にしたいだと思います。こういうものを使わないで、学力向上を目指す選択肢はあると思います。ただ、人的交流は、小中連携がうまくできつつありますので、県内で環境整備の面でおくれていると言われないように、対応をお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

第2の緊急速報エリアメールについてですが、2011年の12月1日現在で、約680の自治体が、このエリアメールの配信を開始しております。先ほど説明がありましたように、基山町も、NTTドコモだけしかこのサービスを提供していませんでしたが、ソフトバンク、KDDIも近日中に配信可能ということです。とりあえず携帯電話を持っていれば、どこに契約していてもこのサービスが使える状況になるということで、これはよかったと思っております。

ただ、この受信設定に関しては、基山町のホームページにもURLが載せてあって、ドコモのホームページを参照するようとなっております。ただ、そのホームページでも、設定に関しては機種により異なるので、取り扱い説明書で確認してくださいということでした。こういうサイト内容で表示されていることは、アクセスして確認はされていますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

エリアメールについては、先ほどドコモだけということで、ホームページのほうにも10月の12日に、うちのほうでも掲示をいたしております。担当のほうでは、その確認は行っておりますが、ちょっと私は、まだそこまで確認はいたしておりません。

○議長（後藤信八君）

牧藺議員。

○3番（牧藺綾子君）

一応プリントアウトしたものが、ちょっと小さいですけども、こういう形でここに、ドコモのほうに詳しいことはということで載っているんですが、これでわかりませんで、少し頭がよくないもんですが、お店に行きまして、これをいただけてきました。まあ、ちょっと宣伝になりますけれども。ここの後ろのほうに、その設定があるんですが、これはiモード、

iメニューから「お知らせ」というところに行きます。それから、サービス機能に行きます。そして、「いつでも安心に」という画面に行きます。それから、災害時緊急速報エリアメールの画面になるという説明なんです。これを、どうぞしてください、こんなのやっていますというだけで、できるかなというのが疑問だったんです。

そこで、次の2の質問で、現在行っている災害時の防災行政無線での緊急情報伝達との連携をどのようにしていけますかということで、一応、防災行政無線、緊急速報メール、防災ネットあんあん、広報車、電話等の活用を考えているということでした。

ちなみに、ちょっと説明ですが、防災ネットあんあんというのは、佐賀県の「防災ネットあんあん」のことでありまして、これは2006年7月よりサービスを開始しており、2万人超の方が登録をしております。この連携をしないで、こういうふうにありますということというのは、自分で対応する1つの手段でのお知らせということでホームページに載せてあるということよろしいのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この緊急速報エリアメールにつきましては、私の認識としては、携帯を持っておれば、震度4以上の地震が発生した場合は、基山町のエリアに入った、まあ、県境がどこにあつて市町境がどうというのは、ちょっとそういうのは細かくないと思いますけれども、基山町の中に入ったら、基山町の住民に限らず、基山町の中におられる方のメールには、「地震が発生しましたので注意をしてください」というメールが行くと。

あと、災害について、うちのほうで連携をしていくのについては、現時点でNTTから流れるのは、地震についての速報が流れるようになっております。それで、基山町で考えられるのは、土砂災害、それから洪水、そういったものが考えられますので、その部分については今度は新たな契約を行って、うちのほうからエリアメールを携帯の中に発信をするというように、例えば避難準備情報、それから避難勧告、避難指示、土砂災害警戒情報、この部分が基山町には考えられます。その他、主に大体15項目がその地区に考えられる内容になっておりますので、基山町に何らかの形で通勤者、通学者、それから車で通行されている方には、そういった情報は強制的に一方的な形で行くように考えられております。

それから、議員言われました防災ネットあんあんにつきましては、これは佐賀県の情報の

ほうで、これにつきましては、非常時の災害だけではなくて、子供の安全を守る情報、それから事件、こういったものが発生した場合は加入者にのみ行くようになっておるシステムでございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

今聞いて、あの画面でこうだと理解するというのは非常に難しいと思うんですが、情報通信産業というのは日々進化しておりまして、この緊急時のエリアメールでも、一応プリントアウトして見ますと、KDDI、それからドコモ、それからソフトバンクでそれぞれやはり多少違います。表示方法も含めてですね、情報、提供の情報の内容も違ってきます。

そういうものの中で、まあ、震災の後ですから特に思ったんですが、安否確認に使うなら災害用伝言板というものもあります。これも一応、知人や家族のeメールアドレスを設定すると、伝言板にメッセージが登録された際には自動でeメールを送信しますので、一応電波が通じないときでもこういうものをしておけば、元気だろうかということで心配しているという部分で、あつ、メールが来たから、とりあえず今元気なんだと、安否確認ということではこういうものもできております。

そこで、第3の質問で、町民への防災意識を高める手段として、利用する取り組みは何か考えていらっしゃるかとということでお尋ねをしましたが、今のところ広報により周知を図るということ以外は特にはないんですが、これを聞いた意図は、情報弱者の問題がちょっとあるんです。

この情報弱者というのは、「さまざまな理由から、パソコンやインターネットを初めとする通信技術の利用に困難を抱える人、典型的には低所得者や高齢者、視聴覚障害者などがこれに当たる」、こういうふうに一応説明で出ているんですが、こういうことを知っておいて利用できる情報ですけども、例えばここの弱者と、まあ、一応位置づけられていると言ったら失礼ですが、こういうふうに掲載している高齢者を中心とした方の情報弱者、それによる情報格差によって、この災害時の情報が得られにくいなど、安心・安全の面からも別の意味で問題になっております。ひとり暮らしの方もふえていますのに、いざというとき、これだけ役に立つ内容が広報等だけの告知だけで周知を図れるもののでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

広報とかホームページにつきましては、こういう手段はこういう対策を行っていきまそうというような周知の図り方だと思います。それで、とにかく町民、それから今言われます弱者、それから高齢者等に一番の手段としましては、今、政府が行っておりますテレビによる伝達が、緊急事態になったときには、その会社によって違うと思いますけれども、音を発して、とにかくまず注意を図って、字幕であります形で出てくるものと、あとは番組の間でも緊急の事態ではもう、すぐ速報が流れるようなシステムはつくっておられます。

それで、これは警報にしろ、注意報にしろ、町に流れるタイミングともう全く、極端に言うてテレビのほうが早いのではないかというような認識を持っております。町に関しましては、そういう緊急情報が入った場合は、先ほど防災行政無線等で知らせる等の手段をとると、逆に言うてテレビよりも遅いと。そういう手段と、先ほどのエリアメールのほうが、逆に言えば、そういう情報の到達としては早いんじゃないかとは思っております。

○議長（後藤信八君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

町が何もしていないという意味でお尋ねをしたのではないので、誤解のないようにお願いしたいのですが、こういうことをなぜちょっと考えたかといいますと、各区でやはり災害が起きる状況も違うかと思うんです。この小さな基山町であってもですね。そして、その有効な情報を各区で、今の自分の状態に照らし合わせて、そうなった場合どう対応するかということまで、この防災対策として話し合うきっかけづくりに、この1つの受信設定、できていますかっていうような、そのタイトルは何でもいいんですけれども、そういうことで町民の方にお尋ねをするような形で話し合うきっかけづくりにできないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今まで、警報等が発令したら、第1配備について、災害時、地震は震度4以上発生したら、職員はもう何もなくて集合するようになっておりますけれども、そういうことで今までは総務

のほうで担当しておりました。

しかし、今いろいろな災害が起こっておりますので、その災害対応としては、想定されるときは避難指示、避難勧告はもう早目に出しなさいという国の方針が出ておりますので、それに対応するためには、今後雨期等を迎えてきますけれども、防災会議をすぐ召集しまして、模擬的な訓練を庁舎内で行っていくと。これにつきましては、高齢者の対応、うちのほうでデータを持っておところに電話、民生委員さん、区長さん等を通じて、模擬の訓練ですけれども、確認をとってくださいということで、それが返ってくるような訓練を役場内でも行いながら非常時に備えていきたいとは考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

実は、昨日でしたか、質問の中にあったんですけれども、地域担当職員の方がまだ各区配置されていませんけれども、この方々と一緒に含めた出前講座ということで、一緒にそういう場が持てないかなと思ったのですが、一応そういうふうに考えてはいらっしゃるけれども、実際そういう訓練は、したということはあるですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

今まで、非常時の警報が発令されたときには、総務課のほうが防災担当をしておりますので、常時2名体制で、その後の情報等を把握しながら町長とも連絡をとって、防災行政無線で発信してもいいかという、そういう情報は行っております。しかし、大雨等で、これはもう情報からすると非常に危ないということであれば、防災会議を開催しまして、防災体制に入って、消防団の動員も図っております。

そういう今までの対応でしたけれども、今後はやっぱり行政側のほうもどういう業務を、身近に感じていかなければならないと思っておりますので、今後の雨期も備えた形で、模擬的な訓練を重ねながら対応を行っていきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

前向きに考えていただけるようなんですが、基山町で可能な出前講座というのが、一応これだけたくさんありまして、とりあえず4の地域情報化、5の広報、23の防災・災害時要援護者支援・危機管理・国民保護法、このいずれかで出前講座をしていただけるかなというふうに読んだんですが、要は大きな災害の起きる前の、そのいざというときの、本当にいざ、そのときになったらもう遅いので、想定は今何もないときに、いざというときのことをやっぱり考えて対応する。ふだん皆さん、これだけ情報がたくさんあるけれども使い切っていないくて、知らない、どうしていいかわからない。それから、今おっしゃったように、その会議は、防災会議は開かれるでしょうが、すごく雨が降って、これ、どうなのかという不安なときに、まだ土砂崩れということでのメールは来ていないけれども、そういうときの対応も含めて、こういうときはこういうことを自分は対応できるという、そういうことも含めて、そのときはこういうところに行くとか、こういうところにいる、その具体的にですね、防災マップはあるのは知っているんですけども、自分の立場に置きかえたら、そういうときに自分はどこに行って、何をしたらというのが正直わかりません。あつ、私は余り賢いほうじゃないから、私がわからないんだと思いますけれども。

ですから、そういう状況で、これだけすごいいい情報が、もうホームページも出されて、こういうふうに知っておいたら安心だなということもたくさんあるけれども、その情報を使い切っていないというような状況でたくさんの方がいらっしゃるということを知っていただきたいので、出前講座ということでこれから推し進められるのであれば、そういう形で地区担当の方を、まあ、どこにだれとまず決めなくても、まず2人ずつ行こうというような形で、とにかく2010年の動向調査ですから、今はもっとふえていると思いますけれども、携帯電話も70代の方でも半数以上利用されておりますので、この受信設定をして災害時の情報をきちんと受信しましょうというような、そのきっかけづくりにして、防災のこともみんなで身近に考える機会になればと思います。ぜひ、一步踏み込んだ、目に見える形の変化で、していただけるようにお願いします。

次の3番目の質問をさせていただきます。

男女共同参画推進プランの今後の進め方は、ということでお尋ねをしております。

これは正直、何回読んでもまだよくわかりません。一応、このホームページに載せてあった基山町の男女共同参画推進プラン策定委員会ニュースの中に、「ご存じでしたか、佐賀県の男性の家事関連時間は33分と、全国46位という低い水準にあるんですよ」という、こうい

うものが出されておりました。これは、基山町のホームページに載っておりますけれども、男性の立場から率直にどう思われますか。町長、1回ぐらいは町長に質問したいので、どうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も非常に反省しております。ほとんど家事というのはやっていませんもんですから、それじゃいけないと、女性の大変さというのも、もっとしっかり私自身が受けとめていかなきゃいかなのかなというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

あの、いじめるつもりはなかったんですけれども、今回のこの男女共同参画についての質問をなぜしたかといいますと、いろいろ問題とか課題とか、とてもいいことが書いてあるんです。改めてそれを認識していただきたいというレベルで考えていただきたい、そういう思いでちょっとお尋ねをしました。

この23年度作成の男女共同参画推進プランの中で、家庭生活の男女共同参画の推進現状と課題、これが出ておまして、基山町の21年度に実施した一般対象意識調査でも、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえるという、こういう結果がここに掲載されております。これは、ちょっとイメージしやすいように言うと、結婚して、仕事を持って、家事もし、子育てもということが、1日の24時間で考えていただくとどういうことかといいますと、まず、睡眠時間が6時間、食事時間が1日トータルで1時間半、入浴時間30分、仕事は9時－5時で8時間、ここまでで16時間です。残り8時間に、掃除、洗濯、アイロンがけ、調理に買い物、それに要する移動時間、学校関連の役員、行事の出席、お弁当などをつくる必要のある人はさらに過密のスケジュールとなります。それで、これで終わりということではなく、これは最低限の家事内容で計算したものです。家庭生活の大部分を担うということは、単純に時間的にこれだけ拘束されるということです。これは、そういう認識をしていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。担当課長、今度をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

何か、私にも振られたみたいな感じしますけれども、なるべく、このプランの概要版も出した時点で、1番は啓蒙、それからそういう推進を図っていかなければならないというのは、一般家庭、それから庁舎内、それから企業のほうと思います。

ただ、その中で、今御指摘いただいた、一般家庭の中でそういう認識があるというのは、私ももう当然、自分の家庭と比べればわかることと思っておりますけれども、そこをまずは町民の一般の家庭のところにいかに認識していただくかというのが一番初めの作業だとは思っております。その内容を、いかに啓蒙活動、それから前回もお話ししましたけれども、出前講座等で啓蒙を図っていかなければならないと考えております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そういうことをなぜ言ったかといいますと、庁舎内の推進会議が設置されておりますが、政策・方針決定の場合の参画の推進、それから町の審議会等への推進、管理監督者への女性の登用促進が施策の方向としてうたっております。この内容については、庁舎内での推進会議で話し合いのテーマに取り上げられましたでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

推進会議につきましては、各課長がそのまま推進会議の中に入るようにいたしておりますが、委員は各課より出して、意見を聞くようにいたしておりますが、現時点ではその把握をするということで、別に衛生委員会を設けております。その衛生委員会の中で、そういう事例がないかというのを各課から意見を聞くように現時点ではしております。ですから、逆に、そういう情報が我々の耳に入ってくるような何らかの形をとらないと、自分で我慢している人がいるんじゃないかという指摘を、衛生委員会のほうから報告は受けております。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

こういう場で、こういう時間割でみんな頑張っていますよということをお伝えしましたので、それだけ一応、そのときだけは女性代表という形、仕事を持って頑張っている女性代表としての意見としてお酌み取りいただければと思います。

そして次は、まあ、ちょっと畳みかけるようなあれになるんですけども……、済みません、時々聞く、ダボス会議というのが開かれています、世界経済フォーラムでグローバル・ジェンダー・ギャップのランキングというのが出ております。これは一昨年、11月の28日ですから少し前にはなりますけれども、これでも日本は、その前の年の134カ国のうち94位から、135カ国中98位と後退しております。ですから、男女共同参画をうたっているのに、ジェンダーギャップは広がっているという現実です。

私は単純に、外でも頑張って仕事して、家でも家事はよろしくねという、こういうスタイルがちょっと定着し過ぎているんじゃないかなと。これで、共同参画社会の実現というのは、女性に対してまだ頑張れる、もうちょっと頑張れよと、何かそういうふうに言われているようにしか、あの、性格が素直じゃないので、私は感じております。それで、こういう態勢が、結婚しない人の増加ですとか、結婚に魅力を感じずに晩婚化ということにも影響を与えている一端になっているんじゃないかと思います。そして、ようやく結婚した後に、「子供はまだか」とか「どうして何年もたつのにできないのか」というような言葉が、これはDVとまでは言えませんが、すごく心を傷つけます。

そこで、2の質問で、基山町で策定されているDV被害者支援基本計画の概要を示してほしいということでお尋ねをしましたが、21年度に実施された一般対象意識調査でも、命の危険を感じるほどの暴力、医師の治療までは必要ない程度の暴力、大声でどなられたり暴言をはかれたということで数字が出ております。これは基山町のここに載っている分ですね。こういう身体的暴力、精神的暴力の経験者がいること、それから「男性の被害者もいることがわかりました」とありますが、こういう方からの相談はあったのでしょうか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、毎月、県のほうから第3木曜日のほうに、月1回なんですけれども、婦人相談員さんがうちのほうに午前中だけみえておられます。毎月、年12回なんですけれども、県のほうから派遣されてきておられます。

で、実質的に相談があったのは、女性からだけです。ありまして、それも極端に少なく、現在2名ぐらいの相談しかやっております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そう考えますと、これは調査でそういう数字が出たということですから、深刻なDVに悩んでいる人はいないということで、まあ、とりあえずよかったということで、もう時間になりましたから、終わります。（「まだだ」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

まだいいよ、まだ4分もある。（「ごめんなさい、今鳴っているから。済みません」と呼ぶ者あり）まだ4分あります。

○3番（牧菌綾子君）続

失礼しました。相談員の方が毎月来られているということなんですが、一応、例えば警察ざたになるとか、今その対応をしてくれなかったから事件として殺害されるというようなことにもなったりしているものですから、こういう相談員の方の、例えば話を聞くだけでもすごく大きいかなと思います。

それで、基山町として、そういう相談に来られた方が2名ということであれば、無視はできないけれども、基山町というところは、そういう激しい暴力をしたり、それに困っていらっしゃる方がいるということがないという認識でいいのかなと思いますけれども、とりあえず、そういう事前の、大きなことにならないまでの対策として、その相談ができたというだけで、自分は気持ちが落ち着く、何かしら解決したというふうに思えるということがある方もいますので、大変とは思いますが、そういう「相談してください」というような、その寄り添う姿勢を、町民に向けた啓蒙活動の中に、その言葉なり図というか、わかりやすい絵にして盛り込んで、取り組んでいただきたいと思います。

今回、終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで午後１時まで休憩します。

～午後０時２分 休憩～

～午後１時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

執行部より、去る２日の23年度補正予算の補足説明について、数値の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先週の金曜日の本会議におきまして、第６号議案 基山町一般会計補正予算（第５号）の補足説明をさせていただきましたけれども、その中で、誤って説明をいたした点がございましたので、時間をいただいて訂正をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

声がかぶっておるから、マイクを立てないように。

○財政課長（城本好昭君）続

一般会計補正予算の事項別明細書７ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の14款２項３目２節の浄化槽設置整備事業補助金でございますが、金曜日に更正理由を、18基から12基になったことによる更正と説明申し上げておりましたけれども、正しくは15基から12基になったことによる更正でございました。

訂正させていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

日程第２ 第１号議案

○議長（後藤信八君）

日程第２．第１号議案 基山町暴力団排除条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○２番（久保山義明君）

この条例制定については、委員会付託でもありますので、大枠についてお尋ねいたしますけれども、まず念頭に、県条例が制定された後、10市10町全市町を挙げてこの条例を制定するというふうな説明を受けましたけれども、あくまでもこれは基山町が制定をする条例であります。そのことを念頭に答弁をお願いいたします。

まず、ちょっと４つですね、大まかなところでお聞きします。

まず、暴力団排除条例という、その「排除」という意味、定義、これはどういったものを意味するのかということを1つ。

続きまして、基山町内の状況をどのように把握してあるのか。暴力団関係者、またはその組織において、現在の基山町の状況についてお尋ねします。

続きまして、先日、パブリックコメントを募集されました。それについての回答も出ておりますけれども、この場で大まかな説明をお願いいたします。

それと、4つ目で、ほかの条例、規則、要綱、その他の整合性についてお尋ねいたします。以上です。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、「排除」の意味につきましては、町民、それから事業者が暴力団とのかかわりを持たないことというのが大前提になっております。そのことを一つにまとめて、「排除」という形で今回の条例をお願いしております。

それから、基山町の状況につきましては、警察のほうに問い合わせておりますが、まず、組事務所については、ない。正式な暴力団というものについては、今のところ基山町においては、ないという意見はいただいております。あと、どのぐらいのかかわりがあるかということについては、警察のほうは、まだその情報まではいただいております。

それから、パブリックコメントの説明、質問につきましては、1点目が、基山町暴力団排除条例（案）は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、俗に言います暴対法とどのようなかかわりになっているのかということで、これに関しましては、暴力団対策法は暴力団員の行為を規制することを主な目的としていると。これに対しまして、本条例案は、町、町民及び事業者が暴力団の排除のために一切の関係を持たないことを内容としており、暴力団対策法とは、その内容や目的が異なっておりますということで回答をいたしております。

それから、2つ目に、暴力団・暴力団員・暴力団員等の説明はどうなっているのかということで、条文に解説を入れております定義のほうで回答をさせていただき、「暴力団」については、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。「暴力団員」につきましては、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。それから、「暴力団員

等」は、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいうということで回答させていただいております。

それから、3番目に、基山町の条例と佐賀県暴力団排除条例との内容の違いはということで、回答としまして、県条例の各規定は、佐賀県内の各市町に所在する県民・事業者等に等しく適用されることになりますが、独立し対等な自治体である町の事務に関して、県条例で規定することは基本的にはできないので、町の条例で規定する必要があります。また、県条例は9章36条の構成からなり、町条例案は全12条の構成となっています。県条例では、暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止や不動産の譲渡等をしようとする者などの講ずべき措置、報告の徴収、立入検査、必要な措置の勧告、中止命令、罰則等が定められていることで回答させていただいております。

それから、4番目に、町の事務、事業における措置として、入札に暴力団等参加させない等の「暴力団等」とは具体的にどのような団体・個人を指すのかという問い合わせで、回答としまして、暴力団、暴力団員等または暴力団と密接な関係を有する者です。具体的には、暴力団員等に該当するか否かの情報は、警察署等より提供をしてもらいます。

5番目に、旧内山建設建屋・土地の購入を町は行ったが、基山町暴力団排除条例（案）が施行されていたら、どのような対応だったのかということで、事例的には第三者の取得する前の措置であり、この条例では対応は変わらないということで回答いたしております。

それから、6番目に、町及び事業者の生命・財産の保護対策をどのように基山町暴力団排除条例（案）に盛り込んでいるかということで、町の条例では、保護対策については盛り込んでおりませんと回答させていただいております。

それからあと、この条例と要綱等の整合性ですけれども、基山町におきましては、入札に参加させない、それから町営住宅への入居の部分で条例等を制定させていただいております。その際に、警察と覚書を行いまして……、ちょっと済みません、まず、その入札等に参加させないとか入居させない中で、「基山町が行う行政事務からの暴力団排除合意書」というのを警察と交わしております。その内容としまして、今回の条例等にうたっておることと、それからこの合意書に基づきまして要綱を定めております。「基山町が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱」ということで、定義として暴力団、暴力団員とか、そういう定義をこの中でも行っておりますが、本条例が制定された場合は、この辺の適正ですかね、文言の調整等は警察のほうと協議して、要綱のほうの訂正が出てくるのではないかと考えております。

す。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○２番（久保山義明君）

まず、「排除」の意味、定義について、その一切のかかわりを持たないことというふうにありました。ただ、条文の中では「町及び町民等の責務を明らかにする」というふうになっています。そのほか、「暴力団を恐れないこと」とか、利益提供の有無についてもありますけれども、この意味合いの違いというか、一切のかかわりを持たないということが、何でその責務まで条文として載るのかというのが、まず一つ分からないということと、次の基山町の状況ですけれども、要するに組事務所はないけれども、この関係者、構成員等については警察が把握していないと。把握していないということのその重大さというか、そこについて、ちょっともう一度回答をお願いいたします。

それと、整合性については、条例、こっちの条例のほうを重く見るということですね、要綱のほうを変えるということですね、その確認をお願いします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、警察が把握していないということは、さっきの答弁ではちょっと申し上げておりません。警察のほうは、まず、組事務所はないと、正式な暴力団員はいないということで、あと、暴力団等といいます関係者については、うちのほうはその部分は回答はいただいておりますということです。警察のほうは、すべて把握はしております。それで、事案が起こった場合に、うちのほうが警察に情報提供すれば、その内容は教えていただけるようにはなっております。

それから、責務につきましては、この本来の条例は全国でも県で条例化されておりますし、佐賀県もこれを全市町、県挙げて統一してこの排除に向かっていきたいという意気込みの中で、社会全体からの暴力団の排除に関する責務を定めております。これは、社会全体が暴力団の不当行為を許さないという意識づけのもとに、こういう「責務」という表現で行っているということで今回上げさせて、条例の制定をお願いいたしております。

それから、条例の、本条例が来たとき、要項の改正につきましては、整合性を保つために

は要綱のほうを訂正しなければならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

少し、多分、総務委員会所管になるので、余り言わないつもりだったんですけども、今、久保山議員からもお話がありました「排除」というのは、県条例も多分「排除」になっておりますね。県は機関として県警を持っているわけです。県知事は権を、住民の安全・安心を守るために警察権を持っています。市町村長は消防権しか持っていないです、基本的にね。それが、なぜ「排除」になるのかというのをやっぱり考えないと、ただコピーだけするという話ではないのでは。要するに、町長ができる権限でどうしたらいいのかということを、やっぱりこの条例に含めるべきだろうと。確かに、筋論として、皆さんが決めることを決めてもらえるという意識はわかりますよ。でも、権限と責任において、町長にないことまでに「排除」という言葉を使うのはいかがかなと、こう思います。

それから、ちょっと小さなことをついでに質問しますと、2条の3項と4項は入れかえないと、平仄が合わないんじゃないですか。平仄というのは、例えば「暴力団」があつて「暴力団員」と、こう決めていますね。それで、「暴力団等」があつて「暴力団員等」になっている。要するに、この言葉の使い方の問題です。文章上の問題です。そうでないのかということ。

それから、3条1項の「暴力団の排除は、町民等が」と書いてあるけれども、これはなぜ「行政」を抜いたんでしょうかね。

それから、これは4条との関連もあるんですけども、一般的に「市町村会」という言葉が今、基山町はまだ残っています。村があったからですね、三瀬村とか。ところが、これから新たに使う、つくっていく条例は、もうそろそろ村を除いてよろしいんじゃないですか。村で置かなきゃいけない必然性がありますか。

それから、7条、「町又は」と書いてありますけれども、「又は」じゃなくて「及び」じゃないですか、これは。そういうことで、それから11条は、「町及び町民等」とすべきではないでしょうか。

これはまた後で、委員会付託ありますから、そのとき細部は申し上げますけれども、一応ちょっとあらかじめですね、委員会のところでわざわざ戸惑わないように、ちょっと検討し

ておいってください、よろしく。

お答えがある分は、今の最初の「排除」というものと「村と」という問題を、文言をどうするかということは今でも答えられると思います。責任と権限の範囲で。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

暴力団排除の「排除」というのは、不適切ではないかということの御指摘ですけれども、これにつきましては、先ほど久保山議員のときにお答えさせていただきましたように、こういう条文の中で、暴力団とかかわりを持たないということを前提に、「排除」という条例の文言にさせていただいております。

それから、御指摘の「市町」、それから「市町村」という文言につきましては、これは東部地区の条文の勉強会のときにも、この言葉についてはどちらを選ぼうかということで議論にはなったところでございます。しかし、「市町村」という言葉に関しましては、1つの名詞というような扱いで、「市町村」という言葉を使わせていただいております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

国家の法の中には「市町村」があります。まだ、村があるからですね。この地域に村なんか1つもないじゃないですか。これは、一般用語として、あったときに使って、使っていたものは、それは残ってもいいかもしれない。新たにつくるものについては、「村」というのは削っていかなければ、時事に合わせていかなければいけないのじゃないですかと言っているんです。

それから、「排除」というのは、県は警察権力を持っていますから「排除」という言葉を使ったって何らおかしくはない。ところが、基山町あたりはそういう警察権力もない。責任と権限がない言葉を使うこと自体がナンセンスである。言葉はもっと丁寧に使っていただきたい。よろしく。

以上です。回答は要りません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この条例、大変難しいんですね。本当にこういう条例をつくっていいのかというのが、最初に基本的に疑問があります。

というのは、この「排除」ですね。暴力団員等も含めながら、本当にこういうのを条例でつくっていいのかなと。確かに、もし暴対法、先ほど少し出されましたけれども、国が法律に基づいてつくるんだったら、それは国の責任でしょう。県は県の条例でつくっていますね。町がこの条例を、町の責任でもってつくれるのかなというのが、基本的にあります。

それともう1つが、例えば、少し先ほど出ましたけれども、第2条の(3)暴力団員等、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう」と。暴力団から、もう手を洗った、まあ、よく「足を洗う」と言いますけれども、もう自分は抜けたんだと、一市民なんだと、その一市民も「暴力団員等」ということで規定していいのかなと。これは、基本的人権にかかわる問題でもあるのではないのかなと。逆に言えば、これは憲法違反にもなるんじゃないのかなというのがあります。

それから、先ほど、町内に暴力団の事務所がないとか言われましたね。佐賀県は、平成23年11月末で、佐賀県内には16組織、約340人の暴力団構成員等が存在していますというふうに出しているんですね。当然、340名、場合によっては基山町内にもいるかもしれない。ここは、ひとつ把握を——まあ、公表するか、しないかは別ですよ。しかし、把握はしておかなければならないというのが出ますね。

それから、先ほど、旧内山建設・土地等の購入の問題で、第三者の取得前のことだったからというふうにも言われました。これは、私ども結構、議会の中でも議論したんですね。そして、場合によっては、まあ、非公式な話なんかも、実はいろいろさせてもらったこともあるんですけども、どうしてもこの第三者が、まあ、暴力団員という言い方じゃないんですけども、少し分からないと。もし、その方が——それが安心・安全問題を含めて出てくるんだというのもあったと思うんですね。そうすると、この暴力団排除条例を施行して、全く取り扱いが変わらないということはないと思うんですね。例えば、そういううわさがあったとなれば、そのうわさの方がどういうふうな人なのかというのは、これは今回は調査することになると思うんですね。だから、旧内山建設の手続的には、私もそうですけれども、県のほうに実は、「こういうことはどういうことなんですか」と話をしたことがあるんです。それで、佐賀県議会の警察官担当者といいましょうか、その方が、「できたら私たちが基山町

にお邪魔して、議員の皆さんに報告してもいいんですよ」というふうな話も実はあったわけですね。以前、議長のほうにもその話をして、できたらそういう場を設定してもらえませんかというふうな話も、実はしたことがあるんです。まあ、結果的には、それはされませんでしたけれども。そうすると、こういう問題が全く今回、施行というか、提案されていますこの暴力団排除条例、全くかわりがないということだったら、一体何のためにつくるのかという問題が出てきますね。

今、ちょっと３点だけ申しましたけれども、これについて回答をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

まず、条例の制定が、これは町が制定するのはおかしいのじゃないかということですが、今回の条例は、先ほども申しましたように、議員からも指摘ありましたように、佐賀県には、平成23年11月現在において16組織、それから340人の暴力団の構成員が存在していますということで、近年被害が多発している振り込め詐欺等、それから覚醒剤、それから少年が被害者となる福祉犯罪等が頻繁して起こっており。その背景には、暴力団が介入するケースが多く、暴力団の存在が県民生活に多大な驚異と不安を与えているという前提に立ちまして、佐賀県でも平成24年の1月から排除条例が施行されております。暴力団の排除をするためには、県条例とあわせて市町の暴力団排除条例を制定が必要不可欠なことから、県内での制定に取り組んでおりますということで、これは全県挙げて排除に、町民の皆さん方の協力を得ながら、また、事業者の協力を得ながら行っていきたいという相乗効果を求めているものです。それで、一番初めに、排除に関しての条例につきましては、入札から排除するとか、この条文の中には、もう取り組んでおります内容も多々含まれております。これにつきましては、もう皆さんご存じのことと思いますが、それをこの条例とあわせて条文化を行っているものでございます。

それから、3号の「暴力団員等」ということで、本条例の「暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ということで明記しておりますけれども、これをすれば、極端に言えば、刑を終えた人はもう一般の人と同じじゃないかということも含んでおりますけれども、必要に応じて、本条例の各種規制の対象とした理由は、暴力団が法の適用を逃れるために暴力団の名称を印刷した名刺等の使用を控えるなどして組織実態を隠ぺいし、

あるいは構成員の一部が暴力団から離脱し、準構成員として組織の外から暴力団と関係を持つようになっている現状を踏まえた上で、この区分を行っております。それから、暴力団は、破門除外し、処分等、暴力団特有の理論で構成員の団体からの脱退を上位者が命令し、当該行為を他団体へ周知させるために破門状等の回状を各暴力団へ送付して、暴力団員ではないんですよというような形で行っているということの実態を把握された上で、この文を行っております。

それから、基本的人権の部分につきましては、言われておりますことは、憲法上の法のものとの平等のところを言われておると思いますが、これにつきましては、暴力団は暴力団対策法第2条第2項で、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と位置づけております。このことから、人がそのような団体に属するという利益は、到底法的な保護に値するものではなく、結社の自由も公共の福祉の観点から、合理的かつ妥当な範囲で一定の制裁を受けることは当然であるというふうに考えさせていただいております。

判例としましては、暴力団への法的規制の許容性ということで、これは広島地裁で平成20年10月21日の判例として挙がっておりますが、10年ぐらい前から市営住宅に居住している暴力団員を、後で条例改正を行いまして使用許可を取り消して、暴力団員に対して明け渡しを要求した事案ですが、このときの判例が、「暴力団員であることをもって平等取り扱いをしないとする点はそのとおりである。しかしながら、上記地方自治法の該当条項に照らせば、市営住宅の適正な供給とその入居者ないし周辺住宅の生活の安全と平穩の確保という観点から暴力団員であることを理由として市営住宅の供給を拒絶することは相当であって不合理な差別であるということとはできない」という、こういう判例の事例もあっております。

それから、町内にいるかの把握につきましては、うちのほうも、それは当然行っていかなければならないと思っています。

あと、内山建設の、この条例に該当するとするならば、もし購入をして、そこに契約を取り交わして不動産を取得した場合は、この条例をもってそれは排除させることができるというふうになると思いますので、事前に購入をするという前提でこれを行うことは、ちょっと不可能とは思っております。ただ、事前に情報が入ったために、市民活動等を行いながらそれを、購入を阻止するというような形はとれると思います。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは、解釈が難しい面があるんですね。先ほど言いました「暴力団員等」の扱い、「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう」と。例えば今、判例まで出されましたね。例えば、指定暴力団、22団体あるんですね。平成21年度末における指定暴力団の構成数は約3万7,000人とされているんですね。しかし、警察がつかんでいる全暴力団の構成員は3万8,600人というふうに言われているんですね。今、全暴力団の、この指定暴力団22団体が95.9%を占めるというのが、これは出てくるんですね。

だから、私が言っているのは、例えば、指定暴力団だったら警察も大丈夫、把握しているでしょう。しかし、5年、もう暴力団は自分は手を洗ったんだと、足を洗ったんだという人まで、どうして規制しなければならないのかというふうな問題がどうしてもあるんですね。では、うちでは、暴力団に入った人は5年間は基本的人権は認められないのかと。「おれはいつまでも、『おまえ、昔、暴力団だったんだろ』というふうな目で世間からは見られなければならないんですか」というこの基本的人権を、私は1つはしているんですね。

だから、例えば犯罪を犯したといえ、当然これは、まあ、これは刑事、民事含めていろいろな法律的問題があるからでしょうけれども、ただ単に暴力団に加盟していたというだけで、ここまでどうして規制されなければならないのかと。そこまで規制しなければならないのだったら、これは国がしなければならないんじゃないのかというのがあるんですね。暴対法の関係も言いましたけれども、しかし、私、今回、国がどうしても、今回の場合はこれを国じゃなくて県とか各自治体にさせたというところがですね、条例でもってさせたというところが、場合によっては少しこれは憲法に抵触すると。国のほうも少しわかっているから、国が法律に基づいてするんじゃなくて、条例に基づいてさせているのではないのかなと。基本的にこれは、国の強い要望に基づいてされているんでしょう。だから、佐賀県もして、そして佐賀県は10市10町足並みそろえてこれをつくってくださいよという要請をされているんですね。だから、今回はこういうふうになっているんだろうというふうに思います。これについては、少しやっぱり考えなければならないのかなという気がします。

それから、きょう、内山建設の問題を言いました。第三者、これは本当は民間同士の取引なんですね。旧内山建設という民間が破産したということで競売にかけられたらと、もし競売にかけられて、もし、わからない身分の人が購入されると、基山町の安心・安全が脅かさ

れるかもしれないというのも理由としてあったんですね。そうすると、そこに本当に町という立場で入っていくのがどうなのかなという問題もありますけれども、この排除条例は、つくって、やっぱりきちっとした形が入らないと、なかなか実行ができないのではないかなというのがやっぱりありますね。

それから、少し私もおかしいなと思うのは、先ほどパブリックコメントの中でも出ていたと思うんですけれども、やっぱりこれだけ町民や町民等に対して、世間にも明らかにするんだったら、やっぱり町民・事業者の生命・財産も保護しますよというのを片方はうたわないと、例えば、事業者は結構いろいろな縛りなんかが、県のほうの条例を見れば、入札をした後とか契約締結した後に暴力団員だったら契約の破棄とか、いろいろな部分を書いてありますけれども、町民に、町民等の責務だったら、「暴力団の排除のための活動に取り組むように努めるものとする」とですね、何かわからないんですけれども、そうすると、例えばよくテレビなんかで、暴力団員の抗争事件に巻き込まれたというのも片方で報道されているんですね。そうすると、こういうふうに活動に取り組んだと、取り組んだ人が生命・財産が危ぶまれることがあってはならないというのが基本的にあるんですね。そうすると、ここはしっかり守りますよと、保護しますよというのも、私はこの条例の中にうたっておくべきではないのかなと。そうしないと、じゃあ、だれが守ってくれるのかというのがありますね。町民と企業も含めて、これは県警にしても、県の条例にしても、もう自分たちはきちっと守りますよと、だから暴力団を恐れずに取り組みをしてくださいというのが基本だと思うんですね。そうすると、基山町は、先ほど言われました、基山町の町民には、これは基山町の条例でしないとだめなんですよというふうに、先ほど総務課長が答弁されましたよね。そうすると、ここの中にきちっとやっぱりこの保護についてもうたうべきではないのかなというふうに思いますけれども、これはどうでしょうか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

保護に関しましては、町に警察権力を持たないという立場の中から、県条例におきまして、不当な要求を拒否したり、暴力団排除活動に取り組んでいる町民や事業者が暴力団から危害を加えられるようなことは絶対あってはならないことですので、このために県条例の第14条において、暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察による警

戒その他必要な措置を講じると規定はされております。

それから、今国会において、暴対法の改正が行われておりまして、市民生活に対する危険を防止するための規程の整備が行われております。これに対しては、対立抗争による危険を防止するための措置、それから暴力的要求行為等に伴う暴力行為による危険を防止するための措置、それから都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用禁止請求制度の導入、それから暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等が今国会で制定を行われております。町の中の条例では、町民を守るという、そういう形では条文の中には入れておりません。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

答弁なかったから、もう一回聞きますけれどもね、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者の取り扱い、これですね。暴力団員でなくなってから5年たっていないといたら、社会的にどういう規制がされるんですか。例えば、先ほど基山町の町営住宅入居の関係でも、暴力団員がありますよね。これは多分、ちょっとここに資料ないんですけども、暴力団員で全然なくなった人も、これは入居できませんか。

それから、例えば社会的にどういう規制がありますか。私は、その規制がね、全く社会的に規制のない人をこういう条例で規制することに問題があるのではないかなと。刑事罰とかそういう事件を起こしたならば——ただ単に暴力団に加入していたと、それをやめた人をですよ、どうしてここで規制しなければならないのかと。もし、そこがなれば、この「暴力団員等」ということ、今度は「等」という言葉遣いでは拡大解釈をどんどんされていくんじゃないのかなという心配もするんですね。例えば、俗に言う、まあ、ここで使っていいのかどうかわかりませんが、「チンピラ」と言われたりとかいろいろな、例えば昔、私たちのころは「不良少年」とかですね、言い方をされたりとか、暴走族に入っていたと、そういうのも含めて全部この「暴力団員等」に入れられて規制をかけられていくと。暴力団員の方と話をしただけで、あの人は「暴力団員等」じゃないのかなというふうな取り扱いとか——拡大化したとすればですよ。だから、心配しているんですね。どういう規制がありますか、この暴力団からやめた人に対して。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

定義の中で、1、2、暴力団、それから暴力団員につきましては、これはあくまで指定暴力団に入っていた構成員がもし抜けた場合は、5年を経過しない者を暴力団員等という形になっております。その中で、先ほど言いましたように、中には作為行為で、暴力団を抜けたような作為行為を行いながらする人もおるということで、その防止を防いだのが、この(3)の「暴力団員等」という表現をいたしております。

議員が言われます、暴力団から5年たって暴力団員ではないという形になれば、それはもう当然、一般の町民として取り扱わなければならないと思いますが、それがもし、これらの行為の、例えば金銭を要求したり、暴力的な行為をした場合は、それはやっぱり5年を過ぎても、警察のほうで把握している情報等を得た中では、やっぱりこの条例には抵触してくるのではないかと考えております。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

ほかに。片山議員。

○9番（片山一儀君）

ちょっとお伺いしたいのですが、県条例でというか、基山町条例で定められないと基山町民には効果が及ばないからという発言、今ちょっとありましたけれども、これはどういう意味なんですかね。先ほど、もともと根っこは権限と責任で問うたんですけれども、県条例だけでだめなものがあるからつくられるという意味なんですかね。例えば我々は、国が定めた道交法は、国民ですから従うんですね。県条例であっても、県民だから従わなきゃいけないんですよ。それが、県条例だけでは県民には及ばないからという発想がどこから出てくるのかというのが、最後の質問なんです。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

例えば、町の事務におきまして、入札に参加させないというのは、県の条例の中でいけば、県の事業の事務の中には除外することができますけれども、町ではやっぱり、町の事務の中にさせないためには、町の条例で制定しない限り、それは入札から除外することはできない。今回は、公的施設の使用につきましては、町の中でまだ公共公益施設等が、県でいいます役

場、学校等からの別の公的施設もありますので、そういうものについては町で制定をしてくださいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

基本的に、パブリックコメントの意見に対する考え方が、町の事務に関しては県の条例では決められないからということだったら、私、納得できると思うんですけども、ただ、内容的に町民の責務ですね、そこまで条例の中に入れてしまうことになると、保護する責任とかそういうものが出てくると思うんですけども、そういった権限とか、そういったことはできるのかですね。災害とかいうことでしたら、先ほど片山議員が言われたように、消防の権力は町長において命令でできますけれども、警察ですとやはり協力ですね、協力の依頼とかなんだと思うんですよ。そうなってくると、県民ですから県の条例で十分、県民の責務として賄える部分があると思うんですけども、これに賄えない部分が、補えない部分が、先ほど小野課長が言われたように事務に関することはできないということであって、この条例がつくられることになりますけれども、町民の責務という部分が入ると、町民に対しての保護する責任、守らなきゃいけない責任とか、この対象が暴力団員ですから、ちょっと今までの基山町の条例が、今までできた部分の中身とは違ってくる性質が、違う大きな性質が生まれてくると思うんですよ。

でも、基山町が町民に対して協力を依頼して、それによって、暴力団で何か事故とか事件とか発生するときに、町として何ができるのかと。主体的にですね、主体的に町が何かできることはないと思うんですよ。やはりこれは、県と県民というかかわりの中で、そういった責任とか、そういう保護とかができると思うんですけども、そうすると私の考えだと、町はその責任の範囲外のことをやらなきゃいけなくなる、そこまで及ぶような今回の条例になってくると思うんですけども。だから、意見の考え方にある町の事務に関してということであれば、町民の責務とかいうことはなくなるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところはいかがなお考えでしょう。

先ほど、市町村とかいうことで、この辺で決めているからとか、そういった県から来た条例だからこのままとかいうことで条文をつくられているのか。やはりその辺のところは、町が責任を果たせる部分ですね。今まで基山町の条例というのは、やっぱり町が責任を果たせ

る部分しかないと思うんですね。責任の負えない部分、果たせない部分は、条例ではつくられていない、つくっていないと思うんですけれども、今回の条例というのは、対象が対象、暴力団という対象であります。それで、責任というものが非常に大きく町民にかかってくる問題だと思うんですが、その辺のところの考え方を少しお話しいただければと思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この責務につきましては、先ほどもお答えしましたように、相乗効果を上げるために町民の協力を強くお願いするものであって、町民意識の効果を図っているものでございます。

それとあと、町のほうの、もし、町のほうで協力して行っていくものについては、町民が訴訟等を行った場合とか、ここでは何条だった……（「8条」と呼ぶ者あり）8条に掲げております訴訟等を行った場合の援助、そういうものについては町のほうで、町民に対する支援という形をとらせていただいております。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

その辺のところは、県民等に対する支援ということで、県の条例でもあるわけですよね。だから、県からも支援する、町からも支援するということにはならないと思うんですね。県の支援で十分だと私は思うんですけれどもね。ですから、これまで警察に保護処置とかそういうものがあるんですけれども、それは県としての県警とか、警察権力とか、いろいろなものを握っているから、そこにできる範囲ですね、県として県民に対して保護する責任と保護する権力を持っているからできることだと思うんですね。ところが、町にはそういうものは存在しないので、できるのかという話なんですね、実質的な問題。実質できないようなことを条例で決めてしまうことがいいのかどうか、そこが少し私は疑問に思っているところなんですけれどもね。

○議長（後藤信八君）

今の回答は。（「いや、もうそれはいいです。出ない、なければいいで」と呼ぶ者あり）いいですか。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

先ほど、保護についてということをお問われていますけれども、町としては、あくまで支援は行いますが、保護については警察と協力しながらの、県条例にのっとった保護体制をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

ほかにございませんか。木村議員。

○４番（木村照夫君）

第10条なんですけれども、「生徒に対する教育等のための措置」ですね。これは、「町は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定にする中学校をいう。）において、その生徒が、暴力団が町民の生活に不当な影響を与える存在であると認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるような措置を講ずる」と書いてありますけれども、中学校だけ限定せずに、小学校のほうも教育等をする必要があるんじゃないですか。早熟な子供さんもいらっしゃるし、早目に教育、小学校も入れたらいいんじゃないですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、第1項において教育の対象を中学生とした理由につきましては、中学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて、十分理解をすることが可能であるということ。それから、中学生の生徒の年代は、特に周囲の環境に影響を受けやすいということ。それから、中学生の時代に暴走族への加入等の非行に走ることが比較的に多く、その後、暴走族等での友人、知人を介しての暴力団への加入が多いということで、この年齢に限定した中学生ということにいたしております。

○議長（後藤信八君）

木村議員。

○４番（木村照夫君）

いや、私ももちろん、補導員とかしたことがありますけれども、やっぱり小学生の5年、6年生ですね、あそこんにきから、もう悪い芽がちよっと出てきますもんね。だから、早目な、教育ですからと思って、あの……（発言する者あり）失礼しました。

○議長（後藤信八君）

ほかに……、いいですか。回答しますか。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、職員といいますのは、もう教育委員会のほうでもアドバイザー的、県からのアドバイザーの派遣とか、そういう教育については行われておりますので、その辺の対応はまた、教育委員会と協議をしていきたいと思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません、第12条の「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める」、「この条例に定めるもののほか」というのは、何か想定してあつての条文なんでしょうか。それとも、何かあったときに困るから、この12条を入れたということですか。ちょっとその辺が、理解していないものですから、教えてください。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

別に町長が定める条項につきましては、第2条の第4項、暴力団員等という、なかなかわかりにくい部分のところにも、町長が別に定めることができるとなっております。しかし、ここにつきましては、警察からの情報等により、町でこの人が暴力団員等という判断はなかなかつきにくいとか、そういう部分がこの中の条文にはありますので、そこは警察、そういった関係機関と協議をして、もし定めなければならない場合は定めるという形で、その条項をつけさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第1号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第2号議案

○議長（後藤信八君）

日程第3．第2号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁証に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みません。単純なことなのですが、ここの提案理由の中で、「基山町健康づくり推進協議会に基山町献血推進協議会を統合することに伴い」というのが理由になっているんですが、この統合する、なぜ統合するのかというところのちょっと意味合いが、ちょっと不勉強でわからないんですが、お教えいただければと思います。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

これにつきましては、毎年協議を行ってまいりましたけれども、実際、献血推進協議会は年1回の開催をいたしておりますけれども、開催時間が、まあ、時間で言うとおかしいかもわかりませんけれども、30分足らずで終わっているということで、佐賀県にも基山町だけしか協議会がないということもあって、協議会等の統廃合については町の方針でもありますので、この健康づくり協議会のほうで、その中で抱き込んでやっていこうということで、健康づくりのほうで24年度からしていただきたいということで御提案を申し上げます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。林議員。

○11番（林 博文君）

この基山町健康づくりの推進協議会と、今度は献血推進協議会が統合して一緒になるということですが、まあ、私は特別職の手当の経費の節減かなというふうに思って、理由を聞こうかなというふうに思ったわけですが、今、課長のほうから、佐賀県では基山だけだと、そして年1回しかしていないし、30分ということです。委員会では、これまでどんな協議の審議をされておったわけですか、推進協議会の年2回の30分の。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、春と秋とですね。多いときには決算のときも献血車が参って、来てから、年2回と年

3回のときとありますけれども、その報告、結果報告ですね、何月には何名献血していただきましたと。そして、献血されたけれども、基準、何ですかね、欠格者——欠格者って言葉はおかしいかもわかりませんが、比重が足りないとかそういうのを報告していただくということがメインで、あと、佐賀県の献血センターがありますので、そちらから来ていただいて、献血の重要性を話していただいたり、そういうことをしておりました。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この献血というのは、血が集められる献血車が年2回ぐらい、基山に來られて採血をしてあったようですが、医療機関から見れば、やっぱり手術のときに献血するのが今足りないということで、医療機関も手術の際に本当に困ってあるということですが、これについての協議会でのその話し合いで、献血車は、町ではその推進する立場で年に2回じゃなくて3回か4回かというようなことは、やっぱり推進はされていなかったわけですか、推進協議会の中でも。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

うちのほうからは、献血は年3回お願いしたいということを献血センターにはお願いをいたしております。でも、献血車の都合で年2回と年3回のときがあるということで、2年に1回ですね、2年に1回、フェスタのときにしてくださいということでございますので、去年は12月は献血車が来ておりませんので、24年度につきましては3回行うということで、そういうふうな献血センターとの話にはなっております。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

推進協議会ですか、合併をして一緒に統合されるというのは非常にいいことだと思うんですね、無駄を省いて。30分で5,700円も支払うなんて無駄なことですから、私はもともとそう言っているんでね、委員に來られて、私はできる限り傍聴しているんですけれども、一言

も発言されない方もおられますね、充て職の方で。いいことだと思って。

しかしながら、ここで申し上げたいのは、推進協議会は、これは設置要綱で設けてありますね、それから計画策定委員会、いろいろな策定委員会があります。これは条例で設けてあります。その違い。要するに、これは法の第14条からして、確かにどちらも性格的には町長の諮問機関ですよ、諮問機関です。それで、町民の行動をするときには、基本的には条例で定めるとというのが法の14条じゃないかと思うんですけれども、それを片方は設置要綱で決め、片方は条例で決め。私がずっとこの行政改革を、行政力の力を向上と言っているのは、こういうふうな矛盾をどう考えてあるんだと。だれも気づかないのか。町長、これ見たら、ぱっと見たらね、ぱっと気づかれるんじゃないかと思うんですよ。「これ、何で」って、「おまえ、ちょっと調べろよ」と言われれば済む話なんですよ。そういうセンスがない。周りに140匹ぐらいの将兵持っていても、ぱっと上司が嫌なところを見つけるんですよ。そうすると、これ、どうなっていますか。2つとも要綱で定められています、統合されたやつはね。

○議長（後藤信八君）

答弁できますか。（「休憩挟め」と呼ぶ者あり）

時間もありますので、休憩を入れます。2時10分まで休憩します。

～午後1時59分 休憩～

～午後2時 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

答弁調整のために休憩をとりまして、大変申しわけありません。

回答につきましては、地方自治法の180条等、それから202条等で、地方自治法にうたわれております委員会、審議会等については条文化、条例等で明記をいたしておりますけれども、補助、それから附属機関につきましては、時限的なもの等もあります。そういったものの委員会とか審議会の設置につきましては、規則で定めております。

時間とって、大変申しわけありませんでした。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。

○9番（片山一儀君）

規則で定めているということですね、町の規則で。（「規則要綱で定めております」と呼ぶ者あり）規則要綱で定めているんですね、町で。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。それ自体、問題がある。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

先ほどの健康福祉課長のほうの発言で、答弁ですか、審議の時間が短いからと、こういうことも理由の一つ挙げられましたけれども、私は非常にそれには反対でございます。審議時間というのは、事前に資料をやって、委員会の進め方でどうやったって短くなるときもあるわけですね。ただ、その中で重要な会議もされますし、話もされると思うんですよ。それが、その統廃合の基準には、私はならないと思います。

ただ、行革も何年か前からやられておりますので、この審議会とか委員会とか協議会、そういったもので、今後統廃合を検討されているのか、その状況をおわかりになれば説明いただきたいと思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

私の言葉が足らなかったと思いますけれども、確かに時間も短かったんですけども、協議会で審議する内容といいますか、それが献血、それこそさっき言いましたように献血の実績報告とかぐらいしかありませんでしたので、これぐらいやったら、健康づくりのほうに統合しても問題はないというふうに判断をいたしました。それと、今、議員が言われましたように、委員会等の公費の見直しとか、それも含めまして、統廃合を含めまして総合的に勘案いたしまして御提案を申し上げている次第でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

総務課長だと思いますけれども、今後、その組織の中とか、いろいろな審議会、協議会、行革で統廃合していく部分もできる部分があるのか。

それと、一つ御提案なんですけれども、質問なんですけれども、都市計画審議会というのが、我々議会のほうから4月に出させていただいておりますが、まだ1回も開かれておりません。それで、新しく我々かわったんですけれども、会長をまだ決めていらっしゃらないと審議会の中で思うんですけれども、ぜひですね、これは町長の招集がなければ開けないということなので、ぜひ、その招集をお願いしたいものと思っておりますのと、先ほどの今後の統廃合を検討されるのかどうか、その点をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、都市計画審議会、開いておりません。以前は、私もそのメンバーだったと思うんですけれども、まあ、年に一、二回、2回ぐらいは開かれていたかなというような、何か思いは持っております。

都市計画審議会、これはやっぱり基山町の将来を考えるためのものであって、やっぱり開くべきだというふうには思っておりますので……、開かせていただきます。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

現段階で、統廃合等の委員会とか審議会は考えておりません。ただ、国県の地方分権一括法とか、そういう関連の条文等の改正があった段階で必要が生じた場合は、出てくるかとは思っております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第2号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第3号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4．第3号議案 基山町税条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっとなかなか、この税条例、難しいもので、わからないもので、この場で質問いたします。

まず1つは、このたばこ税、今回4,618円が5,262円に上がると。まあ、これは1,000本当たりですけれどもね。基山町で、紙たばこが約193万本でしたか、売れて、旧3級というのが27万8,000本、これは23年度の当初予算の内訳見ればこれが出るわけですが、たばこ税から基山町に約9,000万円、来ているわけですが、今回なぜこれが改定されるのかと。私、たばこは吸いませんので、たばこの値上げがされたというふうにも聞きませんのでね、まず、この辺を1点、聞きたいと思います。

それから、個人町民税における退職所得の10%増額控除の廃止ですね。これは、私もいろいろ話を聞けば、1つはこれは佐賀県が出しているんですけれどもね、佐賀県防災対策事業と税制改正というのが出しています。

この中で、1つは、今から先、東日本大震災の復興、この財源の一つと考えておりますけれども、各市や町で防災対策、減災対策、これについても力を入れていくべきなんだというものもあるわけですね。その中で、1つは、今回出されております、退職所得のこの10%控除の見直し。それと、もう1つは、各町民税、または県民税の均等割、基山町は3,000円ですかね。これを県民税500円、町民税500円、こういう会計もしながら、先ほど言いましたように、この防災とか減災の対策事業も進めていくべきなんだというので出されているんですね。

そして、今回出されております、この退職所得の控除の見直し、これも、均等割もそうですけれども、10年間、退職所得は25年度からですか、そして均等割の引き上げは26年度からというふうに違うんですけれども、これをしていくというふうな感じで私はとらえていたんですね、この佐賀県が出している。で、今回の提案理由の中には、こういうのは一言も入っていませんね。そして、均等割の関係については、これは年度が違いますのでまた別の機会に出てくるのかもしれませんが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

天本税務住民課長。

○税務住民課長（天本政人君）

それでは、私のほうから、質問についてお答えさせていただきます。

まず、たばこ税の税率の改正ですけれども、これにつきましては、今回、たばこの値上げ

ということではなくて、国のほうで法人税の税率が、実効税率が5%引き下げになっております。約40.69%から35.64%ということで引き下げになっておりまして、この引き下げによりまして、地方分、県と市町村分ですね、市町になりますか——分が減収になるということになりました。

ただし、県におきましては、県の県税、県の事業所税というのがありますが、事業所税の適用範囲が広がったということで、実質的には増税になると。法人税、事業所税、法人税は下がっても事業所税のほうで増収になるので、県のほうは増収になるということ。ただ、市町村のほうは逆に、もう減収だけということで、県が増収になって市町村は減収になるということですので、県の増収分を市町村のほうに税源を移譲ということで、今回につきまして、県のたばこ税の中から市町村のほうにその分だけ、今回提案しております4,628円から5,262円ですか、644円アップになっておりますが、これはあくまでも県のたばこ税の中から市町村のほうに税源が移譲されたということでございますので、そういうことでよろしく願いしたいというふうに思います。

それから、もう1つ、退職所得の10%削除というか、特例措置の廃止ということでございますが、これにつきまして、議員が御指摘の緊急減災、防災ですか、その事業というようなことでの話でございますけれども、もともとこの退職所得の10%特例の廃止というのは、平成23年度の税制改正の中で、そういう特例的な控除の廃止という中で、その一環としてもともと廃止されたものでございます。

この退職所得の特例措置というのは、さかのぼって昭和42年にできております。当時、退職所得というのが、皆様御存じのように個人住民税は翌年度課税になっておりますが、その当時も退職所得は翌年度課税になっておったということで、それが現年度課税になりました。退職した年にもう、1年前に納めるということで、そこに1年間の短縮がなされたということで、当時の預金利息とかそういうものを勘案しまして、したがって10%を税額の控除をするというような措置がとられておりました。その分が、そのとられた当時には当分の間ということでされておったんですが、それがもう40年以上そのままになっておりました。実際、現行の実効税率と、平均的にしますともう0.17%ぐらいの利率としかありませんので、もうほとんどその役目は終わっておるということと、それから退職所得以外にも、利子所得とか、上場株式所得とか、配当所得とか、それ以後に現年度課税になった分もございまして、それには特例措置はないというようなこともございまして、そういう部分については住民税の控

除の見直しと、幅広い見直しということで、基本的にはそういうことでこの特例措置が見直されたというのが、まず第一の理由だったということでございましたので、一応この提案理由につきましては、そういう見直しの中でされたということで御説明させていただいたところでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

たばこ税見直し、基山町にとっては年間約200万円ぐらい、計算すればですね、多分税がふえるというふうにちょっと思うわけですので、これはいいことだろうというふうに、ちょっと思います。

それから、先ほど、特例控除の廃止ですね、なぜ今回、特例控除の廃止が出たのかというのが問題なんですね。それが、言うように、東日本大震災の今から復旧・復興工事をするために今とにかくお金が必要なんだということで、国家公務員の給与の見直しなんかもされているんですけれども、あらゆる見直しをする中で、今、税を確保しているんですね。しかし、すべてがすべて、東日本大震災の被災地3県だけじゃなくて、各市や町も今から先は防災や減災対策をしなければならないと。その財源として、この特例控除の廃止というのが出てきていると私は思っているんですよ。

だから、言うように、10年間、これは今から先10年間の特例控除の廃止をする中で、集中復興期間5年間に集中して、この特例部分を使っているんですよというのが、もうこれは佐賀県は出しているんですね。だから、もう新聞にも出ていました。佐賀県は、県立高校に非常時用の発電機も設置するとかですね、非常用のトイレ、特に福祉事務所等にはそういう使えるようなトイレを配置するとかいうのを打ち出しているんですね。これは、防災、減災、先ほど言いました、この対策の一環として、この特例控除の廃止なり、または先ほど言いました均等割の税額ですね、これを充てていくんだと、10年間の分を先取りした形でつくっていくんだというのがあるんですよ。基山町は、この計算からすると、この退職の特例の廃止、10年間分で約1,100万円、これは財源が出るというふうに言われているんですね。そして、均等割500円プラスすれば4,200万円、合計5,300万円が財源としてできると。その財源をもとに、基山町も何かの対策をしなければならないというのが出てくるんですね。

それで、まず1つ、私の今言いましたこの説明、これはやっていますか。もし、いや、全

くそういうのは関係ないですよと言われれば、この後の話ができせんので。（発言する者あり）まず、私の今言った部分で、どうですか、間違いはないですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この件について、私の知っていることをちょっとお話をしますけれども、去年の暮れぐらいに防災の事業が、県のほうから、やらないかということで言ってきたんですけども、うちがやれる事業も、極端に言うとその中にはありませんでした。大き過ぎてですね。その例を見てみると、防災無線とかそういった事業をやられるところもあるようでございました。それで、その事業が起債事業でありまして、その起債の一般財源ですね、充当残の一般財源に、一般財源として均等割を上げて、それを先取りしてそれを充てていくんだという考え方をもって、そういう設計をされたという話を聞きました。

それで、そのときには、退職所得の10%を外すとかいう話は聞いておりませんで、そのときは住民税の控除の年少控除の廃止とかでその財源を持ってくるんだとかいうお話と、その均等割を上げることで財源をつくってくださいというお話をされていまして、とりあえずうちのほうはそういう大きい事業はできませんけれども、毎年、消火栓の更新とか防災の事業はしていますので、それに充てていくことはできますというお話をしました。

以上です。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今、先ほど言うように、こういう特例条例を廃止したとかなんとかとかいうのは、やっぱりこれを廃止して何かしたいという、これは国の大きな思惑があるんですね。こういう税制を改正する場合は、必ずその思惑が、理由が、それはもうある程度ははっきりしているわけです。

それで、私もこれはちょっと県のほうからもらって、これ、目にしたことないですか、本当に。「緊急防災対策事業と税制改正について」と、佐賀県統括本部、経営支援本部というところが出しているんですよ。

それで、なぜかという、今から先、こういうふうな税制の見直しをして、財源をつくっ

て、その財源を何に使うんだというところまで、これは一連の流れなんですね。だから、今回は、今はまだ補正予算に入っていないのでこの場では言いませんけれども、例えば24年度以降、ここでできた財源をもとに何をするんだというのも、必ずこれは論議しなければならない問題でもあるんですね。

先ほど、いや、基山町のほうから何も出していませんよと言うけれども、県のほうはすべてもう把握しているんですよ。基山町の要援護者、今205名登録されていると思うんですね。どこに確保、もし避難、福祉避難場所、2カ所は、これはもう前からずっと言われています保健センター、そして老人憩の家とかですね、老人憩の家にはふろがありますね、入浴施設が。そして、保健センターにはないとか、多目的トイレがないとか、そういうのを県は全部把握して、10市10町の分をもうすべて把握しているんですね。だから、今から先、こういうのもしなければならないんですよということで、今回はこの税のですね、特例条例の廃止をここにうたっているというふうに私は理解しているんですね。

これは、もう一度、少し確認をしてですよ、今から先は、この税条例、これは問題ないんですけれども、24年度以降の予算なんかで何をするのかという部分も出てくると思いますので、確認だけは、これはお願いしておきます。

これ以上は、話したくても進めない……。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

新しくかわられた財政課長と、それから税務住民課長にちょっとお願いをしたい。いいですか。

税、たばこ税、今回は配分だけで、値上がりは我々には関係ない、喫煙者には関係ないんですけれども、JTができて十何年になりますね。今、その前の、要するに3公社5現業時代からの負の遺産を基山町は払っています。それは、たばこ販売推進協議会。たかだか二十数万円の金ですけれども、ずっと払い続けている。このシステムをすぐぱっと、私だったら、「ああ、そんなことはかたらないよ」と言えればいい話だと思うんですね。昔のたばこ産業、3公社5現業のときの販売ネットを作るために仕組んだんですね。3公社5現業が仕組んだお金をずっと払い続けているんです。物を変えるには努力と汗が必要です。ひとつ新しい、新進気鋭の課長さんで廃止をするようにしてください。

今、お金が、たばこ税ぐらい容易に入ってくるのはないんですね。ただ、これも危険なので、基山町に住んでいる人でも権利を、筑紫野市で権利を得て、市役所で権利を得て、そこでした、買いつけたたばこは全部筑紫野市に税として自由に入ってきます。いいですか。それで、基山町の人でもそういうことになるし、ほかの人が基山町に許可を求めてここで、ここを発注元にすれば、これは自然にお金が入ってくるんです。したがって、もう昔の3公社5現業時代の販売推進協議会などは必要ないですね。たかだか何十万円かのお金ですけども、払うことはない。これにひとつ汗を、新進気鋭の課長は流してください。よろしくお願いします。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第3号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第4号議案

○議長（後藤信八君）

日程第5. 第4号議案 基山町町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員から先に、はい。

○9番（片山一儀君）

質問というか、今、これ自体ということよりも、今から高齢者が非常にふえて、独居老人の問題とか、地域福祉の計画をつくらないといけない時代になってきている、あるいは老人福祉もね。

ところが、この基山町の、まあ、公経営住宅ですから非常に問題あるのかもわからないですけれども、独居者は入居を認めてないことになっていますね。困っていて、おられるんです、実際。住宅を借りていて、困ると。本当は公営住宅に入りたいけれども、1人になったので入れてくれない。したがって、これからやっぱり独居者をどういうふうに公営住宅でちゃんと収容できるようにするか。これは、公営住宅は今、マンションというか、または集合住宅ですから、そこでネットワークもつくりやすいですね。そういう、ひとつ知恵を出していただけないか。今のこの規則では入れない、私が1人になって、家内を亡くして1人になったら、入れてくれって……（「入れる」と呼ぶ者あり）えっ、入れるようになった。

（「前から入れます」と呼ぶ者あり）いつから。（発言する者あり）これから。（「いえ、前から入れます」と呼ぶ者あり）だから、それをしてくださいということです。まあ、済みません、聞いて。委員長に聞いていないけれども、そういうことをお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

資料の4ページでありますけれども、そこには、60歳以上の独居、ひとり身の方は入居できるようになっております。

以上でございます。（「これ、同居者も、名前つけなくてもいいか言ってください。同居者の名前書かなくても入れますか。今のだと独居者となっているけれどもね、独居者でも、同居者の名前を書かないと入れないんじゃないですか。独居者は独居者で入れますかということ」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど言いました、60歳以上の方でも入居制限はございます。所得の制限とかですね……（発言する者あり）そういったものはありますけれども、それに該当する方は、60歳以上の単身の方でも入居は可能でございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

もう一回確認します。60歳、65歳以上で1人ね、60歳以上ですか、まず要するに高齢者、高齢者が今まで1人で入りたいと言っても、同居者の名前を書かないと入れなかったでしょう。断られた。（「保証人じゃないですか、それは」と呼ぶ者あり）それが、今これからふえているときに、何とか救える方法がないのかというのが私のお願い、入れるのであればいいんです。私がして、入れるということであればね。（「入れる」と呼ぶ者あり）はい、よろしく。はい、どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

よろしいですね。大山議員。

○ 8 番（大山勝代君）

改正後を見ると、具体的に、老人等から細かいところの整備がなされておって、とてもよかったと思うのの一つに、資料の 6 ページの(8)のところですが、配偶者暴力防止法にかかわって、DVにかかわっての規定ができていますので、いいと思いました。

ただ、以前に私が相談を受けた、そのDVにかかわってのときに、今とにかく家を出たい、緊急に家を出た、だけれども、今からの離婚係争の中で、今自分が財産を 2 分の 1 持っている分が、財産を持っているために、それが解決しないと入れないということで問題になると思うんですよ。

それで、以前に私がその相談を受けたときに、何回か窓口に行ってお話をして、結局引き下がるを得なかったのは 2 件あるんですけども、そのうちの 1 つがその財産のもの。もう 1 つが、父親が亡くなって、家は売り払って、それなりに何百万円かはあるんだけど、家財道具の処理がまだだし、病気の母親と病気の弟とで、自分が失業で、どうしても今入らせてもらわんと、民間の家賃がすごく高いので、すぐもう底をつくだろうと、そういうことを言われて窓口に行ったんですけども、この窓口で断られたのが、もう書類を出す前に断られたんですよ。ですから、それなりの書類を、もしかして不備があった——あったと言ったらおかしいけれども、書類を出させて、そして審議にかけていただきたいというのが 1 点あるのです。

それと、もちろん、これが条例改正になりますと、こちらの見直しも当然ありますよね。質問します。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員が言われました「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」で、その中で、第 8 号の部分ですけども、そこにおきましては、被害者の緊急時における安全の確保及び一時確保、それから都道府県にある婦人保護施設においての被害者の保護、それから該当しまして、そこに書いてあります、例えば婦人保護施設において、被害者の保護を受けてある施設から 5 年を経過していない、そういった方は入居が可能だということですので、そのあたりで断られたと、その案件があったということの中で、そういったところまで

の御説明があったのかと、ないし、そういうところがうちのほうで職員のほうがお尋ねしなかったのか、そういったところはわかりませんが、そのあたりでその条件というものを詳細に話していただいて、判断すべきであったのかなとは思っております。

それから、この条例改正後に内容といいますか、入居の条件が変わるのかという御質問ですけれども、それについては変わりはありません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

よくわかりませんが、この提案理由ですね、「地域の自主性及び自立性を高めるための」云々と、「入居収入基準等を規定する」ということですが、これをわかりやすくちょっと説明をお願いします。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、おっしゃいました「地域の自主性及び」という長い法律ですが、これが俗に通常言われております第1次地域主権一括法というものでございまして、その後、第32条の中で公営住宅法の改正がなされております。その中で、32条の改正内容は、公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任ということでありまして、基山町に該当いたしますのは収入基準の条例委任です。

それで、資料の4ページにあります改正前の第6条ですね。そこに、例えば第6条の第1項の中に、アンダーラインを引いております「令第6条第1項」というのがあると思いますが、その令といいますのが、公営住宅法施行令という国の施行法律ですね。しかし、これからは、その施行令によらず、町の条例に……、基山町でいいですと町の条例でそういったものを定めなさいというのが今回の一括法ですね、地域主権一括法の概要でございます。それに伴い、今回、条例の改正をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

地域主権のそういう関係ということですが、それでちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけども、入居の資格で、4ページの第6条ですが、「町内に住所又は職場がある者」というふうにあります。これはもう、絶対条件なんですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ええ、これは、現在の条例の中では、必須であります。（「はい、いいです。済みません」「関連、先ほどの」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

ちょっと待ってください。久保山議員が先。

○2番（久保山義明君）

では、私もちょっと関連で、この「地域の自主性及び自立性を高める」云々ですね、第1次地域主権一括法ということなんですけれども、今後、この地域主権一括法によって、さらに条例の改正というのは、どれぐらいのあれでやらなきゃいけない可能性があるのか、わかる範囲で教えてもらえますか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

これは、地域主権の権限移譲の中では、1次、先ほど片山議員のときに答弁させていただきましたけれども、まず、5万人以上の自治体には、そのレベルのところまでにはかなりの業務がおりてきております。5万人以下については今のところ、うちで言えばパスポートとかNPO——NPOにつきましても、本来は5万人のところまでであるんですけれども、これは基山町で業務的にはできるということで、また、そういうNPOの関連の方が多いからどうですかというような形で。これは、段階的に今からはおりてくると思います。

それから、地域主権ということですので、今までは国から準則の法令が制定されて、大体市町村も金太郎あめみたいに条例はこういうふうにつくって、市町村全体で日本国大体同じような条例を制定していってございましたけれども、特区と同じように、今後は地域の考えを重点的に置くということで、その点については準則ではなくて、地方の特徴を出した条例を

制定していくということですので、それが基山町でこういうふうな条例を制定して、町民の協力をお願いしたりとか、そういう形になれば、そういう条例を制定することができます。ですから、逆に言うと、そういう条例に取り組む職員のスキルアップですか、その勉強をして、そういう法制が整うような体制をつくっていかねばならないと思っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと、ついでに聞くんですけども、これがいわゆる「義務づけ・枠づけの廃止」と言われるやつですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そうでございます。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

済みません、先ほどの私の質問での、課長の最後の回答がちょっと理解できなかったのですが、条例が通った後、細かいところのこちらの手直しはありますかと私は聞いたつもりだったのですが。「町営住宅入居申し込みのしおり」というところです。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほども申し上げましたけれども、施行令で定めてあった金額ですね、例えばその住宅に入れる収入基準とか、そういったものを条例で定めなさいといいますが今回の改正でございますので、そういった金額、そういったものにつきましては変更がございませんので、入居のしおりを改正する考えは持っておりません。

○議長（後藤信八君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

収入基準に見合う方、高齢者・障害者等の世帯の場合、月収が26万8,000円以下であることとあるんですよね。それと、こちらの21万4,000円との違いは何ですか。

そして、ごめんなさい、最後、三つ目ですから。受付に、窓口に行ったときに、きつい言葉ですが、拒否をされたというふうに私たちは思っているんですけども、そのときに、家屋の所有者、現在所有者——先ほどのDVの件ですけども、そのときには、もう初めから受け付けられませんとおっしゃるんですけども、緊急避難的にDVに関しての受け付けなければいけない、今後なお強くと思いますが、その件についてもどうですか。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員さんがおっしゃっております21万4,000円……（「21万4,000円は、ここに書いてありますよね」と呼ぶ者あり）こっちだ……（発言する者あり）通常ですね、通常は月収が15万8,000円以下であるということが原則です。それから、高齢者、障害者等の世帯の場合は月収21万4,000円以下ということでございますので、そこには変更はございません。

それから、DVの件ですけども、そこに住宅の個人的な所有といたしますか、そういったものがもしあるとするならばですね、あったとしますならば、住宅所有者の方は町営住宅のほうには入居はできないようになっております。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

1つ伺います。この地域主権改革ということで、これが出ております。一つの提案ですけども、結局、今まで公営住宅を施行令で縛られたわけですね、法律条例、施行令で。それで、今度は解き放されたわけですよ。極端な話、基山町で基山町長が、住宅政策で人口増対策を図るならば、町営住宅をつくって、基山町の人でない人でも町外からでも入ってきてくださいと、少子化対策の一環も自由にできるんです、町長の裁量で。先ほどから課長が言われましたようにですよ、町内に勤務してあるか、町内に住んでいる人しかできないというふうに書いてあります。これ、変えられるんですよ。極端な場合、世界でも、もう外国人でも、極端ならば、ここを抜ければ。そういうことによって、人口対策、地域が特性ある活動をして人口増対策、町長の自由裁量といたしますか、執行権が拡大されたと一緒になんですよ、

地方分権の一括として。だから、これは今までのをそのまま、施行令を持ってきただけなんですよね。これからが、基山町なり、議会なりの、これをどう生かしていくか。人口増対策をするためには、極端な言い方をすると、町営住宅に入ってくださいと、もし入られた場合は、極端な場合、3年間は2分の1にしますよとか、新婚さんは安くしますよとか、いろいろな手法ができるように、地方公共団体でできるようになったことなんですよ。

今、担当課長は、公営住宅法施行令で定めた。ただこっちへ持ってきただけ。それならば、基山町は今後どうしようかということ、町長、内部で話されたことはありますか、この件について。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

別に、その話した経緯はございません。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そういうことで、担当ですね、かわったから変えろということになっているんでしょうけれども、この裏にはそうした重大な地域主権第1次改革が入っていますから、これを十分精査されてですよ、今後のこれは条例改正も出てくると思いますけれども、人口増対策なり、今までも、極端な話言いますが、園部団地がああいう平屋じゃなくて、あれが2階か3階建てですよ、新しくそういう理由で、高齢者に向けた、バリアフリーに向けたということ、これをすれば、あれの倍ぐらいの、倍以上の戸数ができると思うんですよ。だから、そういうことを考えて、将来のそういう人たちに入ってきて、町外からでも入ってきていただければ、税金も払っていただけますし、活性化にもなるということ、私はそういう長期的ビジョンに立った住宅マスタープランを基山町で立てていただきたいということを込めて、質問終わります。

○議長（後藤信八君）

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第4号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第5号議案

○議長（後藤信八君）

日程第6．第5号議案 基山町固定資産評価委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

一般質問の中で、片山議員から、こういう選出は、これは問題があると、何か違法——違法じゃったのですかね、片山さん、ちょっとわからない……（発言者あり）えっ。（「ここじゃなくて、あれは何ていうんだっけ、何じゃったっけ」と呼ぶ者あり）（発言者あり）違うと。あっ、違うとやったですか。失礼しました。取り消します。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、第5号議案に対する質疑を終わります。

補正に入る前に、3時まで……（「短い」と呼ぶ者あり）3時5分まで休憩します。

～午後2時54分 休憩～

～午後3時3分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

日程第7 第6号議案

○議長（後藤信八君）

日程第7．第6号議案 平成23年度基山町一般会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の13ページをお開きください。

歳入歳出予算、第1表、予算補正について。片山議員。

○9番（片山一儀君）

入る前にちょっと。町長が提案理由の説明されたのは、現計予算から歳入歳出それぞれ

6,258万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億……（「55億」と呼ぶ者あり）55億4,894万1,000円にすると説明されました。補正を組む、それだけで提案理由の説明あったんですね。補正を組む必要性を何も説明されなかった。

それから、課長の補足説明のところで、今やられた城本さん、新進気鋭の課長は、「こうやって減ったから」「これが減ったから」ということで減額の説明だったんですが、ほとんどの課長さんが「確定をしましたから」と言うだけで、確定の理由が1つもないんですよね。一部の課長は、「これは健康受診率が減ったから」とか、受診者が減ったからこれが減ったんです、だから減額したんですという、その説明がないんですけれども、多くの課長が、とりあえず説明がないんですね。補正予算を組む必要がないのに、なぜ補正を組むのか。そして、我々に何を審議を要求されようとしているのか。そこが、どうしても私にはわからないんです。これは、いつも提案理由がないというの、今回は具体的に言ったんですが、町長は「これだけから変えたよ」と言うだけで、提案理由の説明になったとお考えなんですかね。

今までは少し述べられたが、今回はまさに、「減額は現計がこれだけで、これだけ上下してこうなりました。あとは補足説明をさせます」ということだったんですが、なぜその補正を組むのかね。これは、年度末ですからよくわかるんですけれども、事項別明細で説明されても、ある課長、新しい課長、まあ、古い課長でもちゃんとね、「これはこうやって減ったから確定しました。その確定した理由は、これが減ったんです」という、その理由が説明があったんです。ところが、多くの方は、「確定しました。こうです」、まあ、国から来たのが減ったからですということ、いろいろあると思うんですけれども、ここあたり、必要性のない補正を組まれたんですか。総括的にですよ。何かする必要性があって組まれたんでしょう。その説明が、町長、ないんですね。いつも言うんだけど。必要ないやつを——いや、あるんです、あるから出されたんです。よくわかるんですが、説明がよくわからん。説明してください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

提案理由については、もう今まで何度も片山議員、おっしゃっています。しかし、提案理由としましては、まあ、「幾らを幾ら」と言うぐらいのところでございましょうけれども、事項別で審議していただきますから、そこでは当然、どういう理由でというようなことは説

明をさせていただくということで、一々ここで、その内訳理由までは挙げていないということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そういうことをですね、町長、今聞いていただきたいんですが、こう変わったから、極端に言ったら、1つの大きな理由としては、年度末で閉めなきゃいけないから、要するに予算というのは年度ごとですから、年度でまとめにゃいかんのですという必要性が、町長の説明があってもいいと思う。「現計がこうなったから」だけじゃなくてね。そうすると、各課長の説明も、今言ったように各課長によっては「これは確定した。確定した理由はこうだ」と減額の理由もちゃんと説明される。多くの課長は説明すらされない。「数字がこうなっただけです」と言う、町長と同じ型の説明をされるんですね。そこが変わった、なぜ変わったかがないとね、我々、数字を並べられて、ああ、数字はそうかと、ですか。私は、一番最初に言った、現計数字だけですかとやったんだけど、違う、そこにはちゃんと、こういう理由でこの予算は減ったんだ、これをふやしたんだという理由があるでしょう。それが補足説明のときに出なかったら——私はこの事項別明細で説明すること自体が反対なんですけれども、こんなのしなくてもいいよと思っているんですけども、一番大きな町長の政策事項で、これはこういうふうに変わって、予算を変えなきゃいけなかった、変えたんだというのは大きな——我々は政策をやるんで、事務屋みたいに一々数字をやることは、我々議会がやることじゃないと私は基本的に思っています。

これはまた、総括のときに申し上げますけれども、そんなもんだと思ってしまうから、こういう……、総括質問でやります。もういいです。

○議長（後藤信八君）

いいですか。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

第1表の予算でございます。今度、6,200万円の減額補正が出ておりますけれども、1つ御質問でございます。6,500万円を基金から出す予定を出さないということは、つまり基金に6,200万円をまた積み立てたということと一緒にしたいと思いますけれども、この財政運営上、これにちょっと私は、この基山町の町債残高ですね、今、六十二、三億円ですか、だん

だん減ってはきていますけれども、減債積立金、この積立金、財政調整基金にまたそのまま出し入れしてあるようでございますけれども、私はこの12月かな、ぜひ、繰上償還をお願いしたいと。この財政調整基金に積み立てるのもいいけれども、やはり将来の町債の償還のためにも、やはりある程度繰上償還して――前課長は繰上償還を考えておるというふうな考えでありましたけれども、この基山町の六十二、三億円についての起債の繰上償還、これは今回、なされるというふうに前課長は言われましたけれども、新課長はどういうふうなお考えですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員おっしゃられますように、減債基金で繰上償還もしたいとは思っていますけれども、何せ相手があることでございますので、相手と交渉して、できるものであれば、していきたいと、それはもちろん思っています。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

そこなんです。相手があるから、相手ができんからできんと。それでは前に進まないと思うんです。だから、具体的にですよ、じゃあ、具体的にはどこまで話を相手とされて、どういうふうな経過なり、難しいなり、その辺は何回ぐらい話されて、どういうふうな折衝をされたんですか。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

私が課長になりましてからは、まだ直接交渉はいたしておりません。

以上です。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

町長、そういうことについてのですよ、指示とか、まあ、町長がみずからそういうことに、相手との折衝というのはないでしょうけれども、そういうふうなノウハウなりですよ、こういうふうな指示をして、また、基金に積み立てあるし、これは減債基金であるから、大変難しい問題があるとは私、重々わかっています。簡単な仕事ならば、もう課長さんたち、要らんわけですよ。ところが、そこは難しい行動がありますから、ぜひ町長の指示なりですよ、そういうことをしていただかないと、課長さんたちは恐らく前に進まないんじゃないか。町長がもう、せんでよかというふうな考えであるならば仕方ないけれども、私はぜひ繰上償還をしてですよ、町債の減額に努めてほしいということでお願いをしておりますけれども、町長の御見解なり、そういうふうに検討させるような、そういうことのお考えはありますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

利息が高いときの部分もございますから、そういうのはやっぱり早く繰上償還して、返していきたいと。しかし、ですから、詳しくはわかりませんが、政府系のあの借り入れは、それはちょっと無理なのかなと。だから、民間との、農協関係とかなんとか、そういうことから進めていくのかなというふうにもちょっと思っております。（「ちょっと最後、聞こえなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

いいえ、3回終わりました。（「はい、わかりました」「いいんですか」「いい、また委員会でやるから」と呼ぶ者あり）

議案書16ページ、地方債補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。

3ページ、歳入、11款2項2目、衛生負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13款1項1目、国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13款2項1目、2目、3目、4目、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14款1項1目、民生費県負担金、6ページ、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14款2項2目、3目、4目、9目、7ページ、県補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14款3項1目、5目、委託金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

9ページ、15款1項2目、利子及び配当金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、16款1項1目、3目、寄附金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、17款1項2目、9目、基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、19款4項1目、農業費受託事業収入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、19款5項3目、雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

14ページ、20款1項1目、町債、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出に入ります。

15ページ、1款1項1目、議会費、ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

続いて、16ページから、2款1項1目、2目、3目、4目、5目……（発言する者あり）
ちょっと待ってください。最後までいきますから。5目、6目、7目、8目、9目、10目、
11目、13目、18ページまでを受けます。総務管理費。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここでお伺いいたします。臨時雇賃金、今回すべてのところで更正されていると思うんですね。それで、提案、更正される理由が、緊急雇用で雇っている職員を活用したというふうな言い方もされましたけれども、もともとはこの臨時職員、必要なんだという各課からの、これは要望において算出されて、予算のほうに出されていると思うんですね。緊急雇用は緊急雇用として、きちっとした仕事が私はあったんじゃないのかなと。ほかの課までそれを利用したとかいうのが、果たしてどうなのかなというふうに思いますけれども、今回なぜ、これはすべて更正になったのか、理由をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

私の答えられる範囲の中では、まず、それぞれの臨時雇賃金については、まず、予定いたしております業務、それは緊急時、それから部分的に緊急時等が発生すると思います。その中で、当初予算から補正予算も組んで年度末までの消化を図っていると思いますが、臨時の職員の中には、休暇、それから時間等が予定しておった以内でおさまったりした部分がありますので、その部分の見込みを入れたところで、今回更正をお願いしている部分が大半ではないかと思っております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

いや、私、見直しした中で、なるべくならばそれは——予算をかけずにというのもわかるんですね。しかし、やっぱりきちっとした業務をするために見積もられた臨時職員の雇い賃金、これが何か知らんけれども、えらく更正されているなという気がやっぱりするんですね。もともと私は、あんまりこの——なるべく職員ができる部分、職員を採用してできる部分等はそうすべきなんだという意見もありますけれども、片方はやっぱり臨時雇用を雇ったりするというのも大事な部分でもあるんですね。

それで、緊急雇用の職員、今回募集もされていますね、こういう業務と。これは、1人の人がこういう業務ですよというふうな当て方をされているのか、それとも全体的に、例えば今回はちょっと載っていませんけれども、ある程度大まかな表現の仕方で採用されているんですね。例えば、環境何とかとかいうふうなですね。環境となれば、それはもう、例えば農林環境にも関係することでしょうし、まちづくりにも関係する、場合によっちゃあいろいろなところにも関係するというものですが、この辺の臨時雇用員で採用された職員を実際に仕事につかせる場合の何か取り決めなり、こういう要綱なり、規則なり、それは何かあるんですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

特に、臨時雇用だからといったものはないんで、今回、減額になっている理由は、あくまでも雇用されている方の休暇とか、ちょっと病気で休まれたとか、そういう部分ですので、仕事が減ったとか、そういう意味ではございませんので。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

はい、わかりました。あの……、まあ、余りよくわからないんですけども。

それから、この8節、職員提案のほう賞金、今回5万8,000円ですね。説明では、職員の方が1名、採用されたからというふうな、これは説明だったと思うんですね。それで、これ

は1人の方ですね。（「違う」と呼ぶ者あり）1人1提案か、1人1提案。これ、提案はいいんですけれども、提案されたのも、これ、ほう賞はですよ、提案されたのも、例えば町政にこれを反映させますという部分で出されているんですかね。ただ、いや、提案してもらったから、それに対してほう賞していると。どちらですか、これ。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

この職員提案につきましては、随時、年間を通して提案は受け付けるようにいたしております。

しかし、なかなか年間通して出てこないということで、集中月間をつくりまして、職員1提案という形の中で提案を求めています。その中で、今回は48件の提案があっておりまして、その48件を事務改善委員会の中で全部審査をしまして、審査の中から採択されたものにつきまして、点数ランクでほう賞金も違いますので、最低で2,000円ですか、その中で提案が通ったものに対してのほう賞を与えるようにしております。

○議長（後藤信八君）

3回目じゃ……、重松議員。

○6番（重松一徳君）

提案が通ったものに対して出されているという意味ですね。はい、わかりました。

それから、13節、これは——1人3回までというのは、1つの項目に対して3回までですので、私は違う節で質問していますので、ここだけはちょっと誤解のないようにしてもらって。（「全部言わるとやろん」と呼ぶ者あり）

13節の循環バスの運行業務委託料で、今回97万8,000円、更正されましたね。13人乗りバスから、10人のバスだったと。まあ、見てもらえばわかりますけれども、確かに10人乗りにした関係で、乗り切らないという場合は後ろからタクシー等がついていますよね。それで、もともとこれ、基山タクシーと契約するときには、基山タクシーはこの13人バスは持たないというのはわかっていたことですよ。それで本当は契約結んだと思うんですよ。

それで、私、今回、なぜこれはこの補正が出るのかなと。これは、委託料の見直しでしょう。それで、基山タクシーはですよ、確かに、この13人乗りじゃなくて10人乗りにしたからというのがあるかもしれませんが、それは代替案としてタクシーが何かのときには後

ろにつけるとというのがされている関係では、これは委託料の見直しはやらないのが普通じゃないのかなと思いますけれども、提案理由から含めて、ちょっと私は理解できませんけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

循環バス運行業務委託料の減額につきましては、先ほど議員おっしゃいました、当初はステップ車といいまして、乗車するときにステップがついたことで、町のほうの13人乗りというようなことで見積もりをお願いをしておったということでございます。その中で応募があったのが、基山タクシーのみだったということであります。

しかしながら、基山タクシーのほうには、そのステップ車の13人乗りを所有していなかったということでございますので、ジャンボタクシーの運転手を含めて10人乗りですね。しかし、13人の足を確保するというのが見積もりをお願いしておりましたときの条件でございましたので、その後にジャンボタクシーに9人を乗車していただいて、あとの4名が足りませんので、その分に小型タクシーを1台つけて13人の足を確保していただきたいというふうなことでお話をしたということでございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

では、こういうふうに町のほうが、運転手を含めて10名と。だから、もともと契約の13名とは違うから、何かのときにはタクシーをつけて対応してくれというふうをお願いしたんですね。お願いしたということは、これは、まあ、当初13名というのがあるかもしれませんが、対応的にはこれは13名の大型バスと同じような対応をしていると思うんですね。それだったら、どうしてこの400万円の更正が出てくるのかなと思いますけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど申し上げました、基山タクシーのほうは見積もりを出す段階で、町のほうでは先ほど申し上げました13人乗りのステップ車ということですので、それ自体の車体といいますか、

それから計算されてのことになりましようけれども、それを実際所有していなかったということですので、もともとの単価の見積もりが下がったということでございます。（「済みません、ちょっと待って、確認で」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

契約変更の見直しをただけじゃないんですね。では、もともと基山町は、これは六百何十何万円でしたか、ちょっと最初の予算の中に入っていますね。その金額で見積もっていたのを、契約、入札したことによって、この97万8,000円が下がったというふうな理解ですか。ちょっとここだけは、少ししつこく聞きますけれども。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように、当初は13人乗りのステップ車ということで町のほうはお願いしていたところで予算を組んでおりました。しかし、その運行ができないということですので、その実態に合った金額ということで減額をしたということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。18ページまで。品川議員。

○10番（品川義則君）

今のところ、確認です。もう一回聞きますけれども、じゃあ、今これからも、きょうも13人の仕様で乗れるということですね。だから、12名、11名になったら、後からタクシーがついてくるということでよろしいんですね。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ええ、原則的には、9人を超えた場合には小型タクシーを1台ということは必須でございますけれども、基山タクシーのほうといたしましては、13名を超えても2台目というのはつけていただいていることは事実でありますけれども、その分の請求はあっておりません。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

13目．ふるさと応援寄附基金ですけれども、今回も95万2,000円、寄附をいただいております。それで、町政報告で450万9,000円ですね、なっておりますけれども、まだ使わないんですか、何か。まかせるばいとか、いろいろなところへ使ってくれというふうに寄附をされた方にできれば早く、「こんなふうに使いました」とかいうことで報告できるように早くしていただいて、その報告によって、また広がりが出てくるかと思うんで、ぜひ早く計画を立てていただいて、寄附をした方に喜んでいただくように。これをためてから利息でなんていう話はもうないでしょうから。

それこそ、新進気鋭の方もいらっしゃいますので、ぜひそんなのを考えていただいんですよ、ぜひ。とりあえずは、「町長にまかすっぱい」を一応ぶち上げていただくこともいいかと思いますので、ぜひ使っていただきますように、貯金も大事ですけれども、やっぱり利用することが、応援寄附した方の期待にこたえることのほうが大事だと思いますので、御検討をよろしく願いをいたします。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ちょっとその辺につきましては、今まで、ある一定の金額になったら使用方法を考えていくというふうに一般質問なんかで回答をさせていただいていると思いますので、新年度以降ですね、新年度になりましたら一定の方法を考えて、有効に使わせていただく手段を考えたいと思います。

以上です。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

ほかにあるんですが、ここだけ。17ページ、2款1項6目18節．庁用備品費で、入札減で201万9,000円下がったと書いてあります。何か内容はわかりませんが。見積もりが、もとの積算の見積もりが悪かったんですかというのが、私の質問です。理由は、基山町の積

算のやり方が、非常にリーズナブルなものじゃなくて、お医者さんみたいにさじかげんでやっている。それから、見積もりをするとき、業者から見積もりね、予算見積もりするからって見積もりをとってやっている。みずから市場調査をして、そして積算をしてない。こういうところにですね——それから入札減だけで201万円も下がったというのがわからん。だから、もともとが悪いんじゃないか、要するに基山町のその積算のやり方が問題があるんじゃないかと、こういうことで質問をしたい。

自分自身も随分積算をやってきましたから、マンパワーまで出して積算をやってきたんで、そこらあたりがマンパワー的にできないのか。今までそうやってやられていますよね、業者やらされて、あるいはさじかげんでやったと答えられているんですから。それを、新しくなられた課長さんは変える意思はないですか。どなたでもいいですよ。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、片山議員さんから指摘されました庁用備品ですが、これにつきましては、インターネットのファイアウォールを導入しましたときに、従前、インターネットのファイアウォールを入れるときは、ハードウェアとソフトウェアとを一緒にしまして導入するんですけども、今回はハードウェアの部分だけ別に入れまして、それに従来のソフトウェアを入れている状況をしてもらいました関係で大幅に安くなっております。

以上です。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

お答えいただいていない。この理由を聞いているわけじゃないんです。積算の仕方がどうですかと聞いているんですね。これから担当者やれますか、マンパワー的には無理なんですかという答えを聞いているんです。だから、この場をかりてと私は申し上げたですよ。

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、予算等で積算する場合には、品物とかの場合には3社以上から見積もりをとりまして、

その最低の価格で予算計上をいたしております。

以上です。（「では、変えるという意味、ないんですね」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

ただいま、その方法でいきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これも、ちょっと委員会で聞こうかなと思ったんですけども、今、総務課長の答弁で、職員提案ほう賞金の部分なんですけれども、1職員1提案をとということだったんですけども、これは事務改善の提案をとというふうに言われましたけれども、政策提案というのは全く受け付けられないんですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

事務改善の提案ではなくて、さまざまな提案のほうになっておりますけれども、審議をするところが事務改善検討委員会というところで審査を行っております。

○議長（後藤信八君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、当然、政策提案も受け付けるということによろしいですか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

そこがですね、今うちのほうでも、6提案ぐらいが審議未了で政策提案の部分が入ってきていますので、この取り扱いについて、今ちょっと協議はしております。本来であれば、今の事務改善審査の中では事務改善の部分だけですけども、提案の要綱の中にはすべての企

画から、ただ、一般の事務の改善等も入っております。しかし、その提案自体が要綱の中ですぐに行える業務という内容になっているんですよね。それで、その辺の取り扱いについてまだちょっと、6つの提案についてがちょっと確定いたしておりません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと、最後ですけれども、今、まちづくり基本条例で、町民提案されたもの、すべて公開されていますよね。せっかくなんで、そういう政策提案とか、もし挙げた場合に今後、職員からこういう提案が挙がって、こういうふう to 実施していくとか、できないならできないその理由とか、そういうのを公開するというおつもりはありませんか。

○議長（後藤信八君）

小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

その公開につきましては、今、要綱の中では公開しないとなっております。ただ、その改善、公開していいのではないかという提案のほうは今度はお出しておまして、それは採択されておまして、ただ、ただ、その公開されたくない人も多分おると思いますので、その公開に関しては、してもいいのか、可か否かのところをとって判断をして、公開してもいい内容についてはどんどん公開します。ただ、採用された分については、公開するようにしております。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。次に進みます。

19ページ、2款2項1目、2目、徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

20ページ、2款3項1目、戸籍台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

21ページから22ページまでいきます。3款1項1目、2目、4目、5目、社会福祉費。松石議員。

○12番（松石信男君）

社会福祉費の19節の負担金、補助及び交付金、新事業移行促進事業補助金ということで、新規についています。障害者自立支援法の移行でというふうなことで、ちょっと説明があったところですけども、これはどういう補助金になっていますか。予算全体をちょっと見てみますと……、ああ、いや、結構です。ちょっと、その理由を、はい。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ここの新事業移行の事業の中身といたしましては、平成21年度から23年度までの3年間、自立支援法の中のサービス体系がありますけれども、そのサービス体系が旧体系から、今現在のサービス体系を行っておりますけれども、その新サービス体系に移行するためのコストがかかりますので、事業者、施設等に支払うと。補助金が出るということで、4分の3の補助をもらってやっておるところでございます。これは、施設に、事業所に払うものでございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

そうすると、施設にということですけども、障害者関係ですが、そうすると基山町では具体的にはどういう施設になりますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今、三ヶ敷にできておりますけれども、そこは対象には入っておりません。基山の利用者がいなかったということで、さっき申しましたけれども、21年から23年までの3年間限定で移行に伴うコストの分は事業所に払いましょうという事業ですので、基山町の方が鳥栖市の施設に利用されておったら、その事業所に支払うということで、今、基山町でいえば三ヶ敷にあります、ちょっと名前、ど忘れしましたけれども、あそこの施設等に払うと。鳥栖でいえば、青葉園とか……いや、あそこはグループホームですので、障害者のほうはまた奥の、ちょっと名称忘れましたが、つばさ……、ちょっと済みません、忘れましたが、

そういうことでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。河野議員。

○5番（河野保久君）

3款2項の委託料、13……。

○議長（後藤信八君）

3款1項までですよ、22ページまでですよ。（「22、えっ」と呼ぶ者あり）22ページまで。（「でしょう」「3款1項」と呼ぶ者あり）3款の1項2目ですか。（「3款1項2目、済みません、2目の委託料」と呼ぶ者あり）はい。

○5番（河野保久君）続

配食サービスのところで、38万6,000円更正ということで、これはきのうの一般質問もちょっとあれなんで、金額がどうこうということじゃなくて、このぐらいの見積もりの違いというのはあったんでしょうかね。それとも、年々減っているものなんでしょうか。去年からのちょっと経緯がわからんもので、大体どの程度で来ていて、この程度のことは今まであったことなのかどうなのか、その辺のちょっと経緯を知りたいんですが。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

この配食サービスにつきましては、年々数量は変わります。23年度につきましては、たまたま御利用者が減ったということで減額更正をお願いをいたしておりますけれども、24年度につきましては、利用者がふえるかもわかりませんので、一定の額とかそういうのは決めておりませんで、その都度その都度、需要といいますか、それに応じて予算立てしていくということで、これが減ったということは、逆に言いますと、担当課としては喜んでおります。自立ができたというふうに解釈をいたしております。

○議長（後藤信八君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

それから、これは毎年毎年、その申し込みをかけるというか、そういう方式なんでしょうか、それとも1回申し込んだら、その申し込みの方が「もう、うちは今月でいいですよ」と

言ったらやめるんでしょうか、それとも毎年毎年、年度年度で申し込むとか、その申し込みのタイミングなんですけれども。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

1回、民生委員さん等からの情報をいただきまして、そしてうちのほうで審査をいたしまして、それで決定をしていく仕組みになっておりますけれども、1回申請を受け付けましたら、自分から「もう自立はできました」ということがない限り、毎回毎回申請とかいうことではありません。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません、1つ忘れておった。21ページの1目の報酬の地域福祉計画の策定委員ですね。5回から2回に減ったということで、その開催計画を3回も取りやめていると、3回分していないということなんですかね、これは。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

1節の報酬でございますでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）これは当初、委員さんたちの年度計画では5回開催をするようにいたしておりました。それで、実際、ワークショップを3回開催いたしました。その関係でどうしても、年間の事業計画としてなかなか5回とれなかったということで、実質2回開催したということで、3回の開催しなかった分を減額いたしております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ワークショップを3回した計の5回という意味合い、それとは別ですね。

それでね、町長は、私に対する一般質問の中で、今後の高齢者対策はこれでというふうな位置づけで、これでやっていくんですよと、地域の助け合いとかいろいろあって。そういう

非常に大事な計画づくりだと私は思うんですけども、そんな審議をたった2回しかしないと、5回計画したって2回で取りやめたと。まあ、いろいろ理由はあるにしてもですよ、それでいいのかなというような感じがするんですよ。そんな簡単に、いろいろ議論抜きに決めていいのかなという感じがしますけれども、どうでしょうかね。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

ちょっと私の表現が悪かったかも知れませんが、ワークショップを3回したから2回減ったということではございません。年間の事業計画をしましたときに、当然5回ぐらい開催できるだろうと、読みが甘かったかも知れませんが、そういうふうな計画をいたしておりました。実際、ワークショップを3回開催をしまして、それはある一定期間を置いてから開催をしなければいけませんので、その関係で日程がだんだん押し迫ってきて、結果的に2回の開催しかできなかつたと、23年度につきましてはですね。だから、減額補正をさせていただいておりますけれども、この地域福祉計画につきましては、24年度、来年度も策定年度に入っておりますので、24年度はしっかり開催をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、減った分に、3回減らした分については、何で24年度でふえるのかなというような感じがしますけれども、やはりしっかり議論していただきたいというふうに思います。もちろんほかの――鳥栖のが先にできているんですね、立派なものが出ています。まあ、それと違うやつ、基山の実情に応じた、まあ、アンケートとかとられていますので、ものができると思い期待をしておるわけですから、しっかり審議して、お願いしたいということで、まあ、いろいろありましようけれども、やはり減らすということはできるだけ避けて議論していただくということで、ぜひ24年度はやっていただきたいと思いますが、さっきちょっと言われたけれども、再度。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

24年度はしっかり検討して、議論も行いながらしっかりつくり上げていきたいというふうに思っております。私も最後の1年ですので、しっかり取り組ませていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私も、同じところを質問する予定ですから。私は今まで2回、これを傍聴しております。もともと町長は、きのうの一般質問でもありましたように、総合計画にない道路をつくっている。そのときのニーズだとおっしゃるんですが、要するに計画性がない、そういう風習がですね、年間5回計画をしたら、なぜ5回やらないんですか。理由はいろいろあると。それは、計画の立て方が、例えばこれは2年間でつくることになっている予定なんですね。そうしたら、2年間分の計画を当初つくられたわけでしょう。そのうちの年度分として予算を要求されたわけでしょう。町長、これで5回中3回も減るとするのは異常事態ですよ、私に言わせれば。それを、ちゃんと指揮監督できないというのはね、おかしい。計画的に、もう執行する。吉田兼好の世界ですよ、「日ぐらし、よしなきごと、机に向かいて、それぞれ書き直す」みたいな世界で、行政があってはいけない。計画的にやはりやらないと、無駄になるでしょう。

これの下にも、これに関連して策定業務委託料が62万2,000円減額されています。つけかえればいいって話じゃない、最も大事なことが欠落しておられる。このあたりをぜひ、松石議員からもありましたけれども、もっと厳しく、緊張して業務をやらないと、私はいけないと思いますね。そういう体質がみなぎっていないかということに私は疑問を持ちます。お答えをください。町長ですね。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

5回が2回に減るとするのは、その5回自体の計画が甘かったということ、そして安易に2回にしたというようなことも言われる、言っているんだろうとも思いますし、下のほうで私も、その2回の策定委員会には入っておりました。そして、そこで本当に委員長さん、し

っかりまとめて、議論がなされております。それで、内容的には、まあ、もっともっとということかもしれませんけれども、私はいいい策定委員会、いい計画が今できつつあるなというふうには思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○９番（片山一儀君）

策定委員の内容を言っているわけじゃないんです。計画の問題を言っているんです。ごまかして、話を移して回答されている。いいですか。委員長さんもちゃんとしっかりして、いろいろつくられておる。

それで、この中でもう１つ疑問に思うのは、老人福祉計画と、それから地域福祉計画の委員さんが非常にダブっていますね。５名ダブっていたかな。わかりますね。このあたりの連携をやはりどのようにお考えなのかね。要するに、私はずっと委員会制度について、やはり皆さんの意思のある人、意欲も意思も能力もある人を公募すればいいというふうに思っているんですけども、いろいろな代表だとかなんかで充て職が非常に多いわけです。確かに、そのときの委員長によっては変わってくるでしょう。男女共同参画も委員長さん、初めて女性がなられて、非常に意欲的にやられました。今回、この福祉課でつくっている計画については、多くの方がダブって、そのダブった意識が、両方が頭の中で一緒になっているかどうかかわからないけれども、そういう計画のつくり方、要員の選び方、こういうものをもっと計画的にやっぱりやっていただきたいと。出来高勝負じゃなくてですね。町長も、８年やれなかったから、ここの４年間でやるんだ、いや、ことしやれなかったら、来年は最後の年ですからやるんだとおっしゃる。決意は結構ですけども、それを計画的にできないものかと私は、こう感じます。もう答弁は必要ありません。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何も、議論をはぐらかそうとか何とか、そういう思いは毛頭ございません。したがって、一番最初に、やはり計画が甘かったのかなというようなことを申し上げました。そして、その委員会の中身ということで、計画だけじゃない、委員会もしっかりやっておりますよということを申し上げたということでございます。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

23ページ、3款2項1目、2目、児童福祉費。林議員。

○11番（林 博文君）

23ページの19節ですが、社会福祉法人の設備整備補助金300万円、これは洗心寮への給付ということで、確かに基山町には誇りある洗心寮があるわけですが、建築資金は国県からの補助が出て、今新築が進んでおるわけですが、基山からこの補助金の300万円というのは、何か備品関係でもどのような使い道、またどのような品物に対して補助するというのは、もう決まっておるわけですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今のお尋ねの件ですけれども、おっしゃいましたように、建設に関しましては国のほうからの補助を受けられてされておりますけれども、備品関係につきましては補助は全然つかないということで、その分について助成をしていただけないかということで申し出があっております。

基本的に、本町としましては、児童の生活にかかわる部分の備品、例えば部屋の机だったり、洗濯機とか、そういった部分のものを対象に補助をというふうに考えております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これは、その備品関係が、今回400万円を限度に4分の3というのは、本当に高いように私は思うわけですが、その点は十分協議されたわけですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

これに関しましては、洗心寮さんのほうから出されている備品関係の申請自体は1,000万

円近くの、総額ではあっておりましてけれども、この根拠としましては、基山町社会福祉法人の助成に関する条例に基づきまして対象を検討しまして、その中で要綱等をつくりまして、今回の助成に対するルールを検討いたしました。

この分の4分の3の補助率ということですが、これにつきましては、今回の建設にかかる国県の補助が4分の3という率になっておりましたので、それに合わせた形での分というのを補助率ということで考えております。

○議長（後藤信八君）

林議員。

○11番（林 博文君）

社会福祉法人といえば、基山町にもたくさんあるわけですが、今回も、例えば寿楽園が弥生が丘にも建設が進められておりますが、それもこの要綱に入って、例えば300万円ぐらいは何かその備品か、相当その金額もかかるわけですが、そういうふうな申請があった場合は、やはり補助金というのは出されるわけですか。社会福祉法人というのは、たくさん基山はありますけれども。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

それは、その時々で判断、条例自体が「町長が必要と認めるとき」というふうな形になっておりますし、今回につきましては、基山町内にあります児童養護施設で、その地域での果たす役割、あるいは基山町の児童福祉のために必要である判断に基づきまして、今回の補助についてはお願いをしているところでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

私も同じところを質問する予定だったんですが、県の建設補助が4分の3だから備品も4分の3とするとおっしゃいましたね。この補助のですね、例えば公民館建設のときは、頭枠400万円ですね。そういう基準がね、これは私、神前君が言ったから、いろいろなところの町費を削って300万円つけたのかなと、こう思ったんです。あるいは、課長が宮浦の一族だからつけたのかなと、私はこう推測したんですけれども……（「議長」と呼ぶ者あり）ルー

ルにね……きちっとのっとして、やっぱり審議をされているのかどうか。非常に大きな金です、300万円というのは。この前各区の公民館でも備品で、これはよそから来た補助金の100万円ぐらいしかつけていないですね。なぜこういう形に、どなたがお決めになるの、どこで決めるんですか。それで、その中に、委員の中に、委員があれば委員の中にその関係者があるとか、そういうことはきちっと審査をされておるんですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

基本的には、条例に基づいて申請がありまして、今回支出をするということで決定になりましたので、その分の要綱をつくらせていただいております。別に、委員会という形ではなく、決裁に基づいて支出をしております。

○議長（後藤信八君）

町長、いいですか。

○町長（小森純一君）

これに関しましては、まあ、私の思いも入っておるということでございますので、私からも申し上げたいと思います。

これは……、「基山町社会福祉法人の助成に関する条例」ということで、第2条に「町長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し予算の範囲内において助成を行うことができる」というような、こういうことが書いてあります。

そういうことで、私のその思いということでございますけれども、やはりこれは、もともとこれができたのが、まあ、戦後すぐ、間もなくでしょう。やっぱり戦災孤児の救済という意味でできたということでございます。だんだんそれも時代が経るに従って、そのいわゆる入っている子供も違ってきてはおります。やはり事故で両親をなくしたとか、両親が離婚されて引き取り手がなかったとか、それから虐待を受けておるとか、そういうふうな子供たちが今やっぱり多く入っておるわけでございます。そして、その運営につきましても、寮長さんあたりも一生懸命、措置費の中で頑張っておられると。いわゆる、もう、児童社会、児童福祉というようなことでございますから、町もそれに幾らかでもと、報いてはどうかというようなことでございます。

それと、もう1つは、本町におきましても、保護者がやむを得ない理由などで児童を養育

できなくなったときのショートステイ事業や、保護者が残業などで帰宅が恒常的に夜間にあたるときの放課後に児童を通所させるトワイライト事業、こういうことも洗心寮のほうにはお願いをいたしておるということでございますので、そういう意味で、まあ、額の多い少ないは議論ございましょうけれども、私としましては、その辺の額でお諮りをしておるということでございます。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

児童福祉法ができたのも、戦災孤児が主体につくられた法律であります。私は、その内容を言っているわけじゃないんですよ。要するに、町長だからね、要するに封建時代の領主じゃないんですから、民主的にルールに基づいてきちっと法で定めて、町長の思いでやられたらね、税金を使われたらかないませんよ。そのために法が——だから、私が法を非常に重視をするのは、法というのは公平・公正にやるための基準なんですよ。それで、基山町の条例を見ると、「町長が定める」と書いてあるので、町長の権限でないことを定めてあるところを今探しているんですけどもね。勝手に定めるために、あの1行を入れてあるわけじゃないんですよ。あそこは委任事項ですけども、基山町の委任事項は、私はおかしいと見ています。法体系上ね。

だから、そのルールが、きちっと定めて、こういうものについては、というのがないです。まさに、今、町長が言われたとおり、「私の思いで」、こういうことですね。思いで税金を使われている。これは私は、これはどなたのために町長は町政運営をされているのか。それは封建時代の話ですよ。封建領主じゃありませんから、もう少しそこらあたりを、町のルールを見直さないと、やはりひなから抜け出せない、近代社会にならないと私は考えておりますので、これからさらに御検討してください。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何も私も、もうすべて私が勝手に決定していいというようなことは思っておりません。しかし、条例にもございますし、補助金交付要綱というのにもございますし、そういうことで一定のルールをもって、今度は決めさせていただいておるということです。

まあ、これはちょっとお尋ねじゃないのかもしれませんが、この300万円というのがどうかというようなこと、これは本当を言うと、備品だけでも1,000万円を超えるような書類が出ておりましたけれども、本当に子供のためにということだけを精査しますと400万円程度だと。まあ、そのうちの4分の3、県の建築どうこうじゃございませんけれども、4分の3はいかがかなということで私も提案させていただいておるということでございます。全くの何ものなしということではございません。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

ちょっと、今のところの7節、これはこども課の関係だろうと思います。臨時雇賃金281万3,000円、更正されていますね。えらく金額が多いわけですね。これは、もともと放課後児童クラブの指導員さんの賃金だろうというふうに思いますけれども、当初が1,512万円だと思うんですね。それで、281万3,000円を、例えば放課後児童員の指導員さんの賃金は時給865円なんですね。それで割ると、約3,252時間分なんですね。1日5時間開設したとして、5で割ると約650人分。これは、もともと当初の見積もりのこの1,512万円が高かったのか、それとも児童員数の減というふうに説明されましたけれども、この児童員数の減だけでこれだけ、281万3,000円も更正しなければならないように指導員さんがもともと配置されていたのか、それとも、指導員さんの募集を随時されてもおりますけれども、指導員さんが集まらないというのが原因なのか、これは一体何が原因でここまで下がっているんですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ただいまの質問ですが、まず、当初の予算の組み方というところでいきますと、やはりマックスに近い形での人員を想定をしていたというところではありますので、じゃあ、それが多過ぎたんじゃないかという御指摘であれば、もしかするとそのようなことになっているのかもしれませんが、まあ、一応そういう状況です。

それと、人員につきましても、当然人員が、夏休みを過ぎると放課後児童クラブのほうに出席をしてくる児童がだんだん減ってきますので、ただ、それは例年の状況ですが、トータルとして、うちは年間を通じた人員というのも見込んでいるというのは事実でございます。

それで、現実的に言うと、夏休みを過ぎると少しずつ人員が減ってくるという状況が出てきますので、それに伴う指導員さん方の勤務日数の減少。それと、今は2クラスで放課後に子供さんをお預かりしているんですけども、その組み合わせで人数が少なくなると、2クラス分を1クラスにして指導員さんを抑えるというか、効率的な出席をしていただくということも含めて、そのトータルとして結果的に281万3,000円の減額を、今回お願いをしているという状況でございます。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今言われましたように、きょうは児童数が少ないと、2クラスを1クラスにするということで、指導員さんも、例えば、きょうはもういいですよということで休んでもらうと。これは、指導員の中に代表、代表じゃないや……（「主任」と呼ぶ者あり）主任、主任を置いて、この主任の方が全部されているんですね、基本的には。主任の方が、そういう采配まで含めて。そうすると、町のほうはですよ、少し主任さんに対して「経費節減をなさいよ」というふうな言い方は、少し強調されて、されているのじゃないのかなと私は心配するときもあるんですね。なるべくならば――指導員さんは1週間の工程を組んで勤務表なんかつくられているんですね。ところが、言うように、電話で「いや、きょうはもう少ないみたいだから、もう出なくていいですよ」みたいな形でですよ。児童はある程度、あしたは休みますよとかいうのは、前もって事前に連絡するようにやっていますね。それをもとに勤務なんか組まれていると思いますけれどもね、これは臨時職員という、本当、日々雇用というふうな感覚であるから、簡単に「あしたは出なくてもいいですよ」「あしたはもう休んでください」みたいなことをされているみたいな、何か気がするんですね。臨時職員さんのこういう職務における権利が全くないんじゃないのかなと。だから、こういうふうな、物すごい金額の更正が組まれるとくるというふうな感覚もするんですね。この辺は、指導員主任に対してですよ、町のほうは何かこういうふうな、これだけ休んだら2クラスじゃなくて1クラスにしてくださいとかいう基準を設けてこれはされているんですか、それとも指導員さんのほうが自主的にされているんですか、どちらなんですか。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

ただいま御質問の件ですけれども、こちら、行政の側のほうから人数を決めて、この人数であればとか、そういったことは申し上げておりませんので、その上のほうは任せ切りかと言われると、ちょっとまた語弊があるんですけれども、基本的には指導員さん方のほうにお願いし、うちの担当のほうと連絡をとりながら、問題があればそれに対応していくという形にしておりますので、その人数によってのクラス編成につきましても、指導員さん方にお任せをして、運営をしていただいております。

○議長（後藤信八君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

指導員さん、まあ、当然、課長も話は聞かれているんだと思うんですけれども、私も指導員さん、何人か話を聞いたことがあるんですけれども、月給にすれば四、五万円にしかならないと。そして、結構、夕方2時半ぐらいから7時ぐらいまで、やっぱりどうしても女性が忙しいときに拘束されてしまうと。やめたいんだと。やめれば、指導員さんが今不足しているから、やっぱりやめるわけにもいかないと、ほかの人に迷惑をかけるというのがあって、ずっとこれは懸案事項でもあるんですね。

それで、こうした二百八十何万円というのは、先ほどぱっと計算しましたけれども、約650人分ぐらいあるんですね、1日5時間働いたとしても。そうすると、片方で労働条件の改善も含めてからしていかなければならないと。そして、日々雇用のほうの労働条件の話はここではしませんけれどもね、この辺は少し、やっぱり任せ切りじゃなくてですよ、やっぱり課長さん、まあ、行かれているとは思うんですけれども、対応していただきたいです。

そして、指導員の方にどれだけの権限を与えているのかというのは、これは要綱があって、私、もらっているんですけれども、こういうところの采配なんですね、どこまでできるのかというのが。別に、管理職手当みたいな高い賃金じゃないんですね。1日に何十円でしたか、それぐらい、時給にしたらもう本当にちょっと、わずかなものの主任手当をつけてやるだけなんですね。この辺はよろしく願いしておきます。

それから、私が今言いました、指導員の数が、募集されている数が少ないと。だから、本当はきょう、5人出なければならぬのが、4人しか出ていないという事象は発生していませんか。これだけは確認させてください。

○議長（後藤信八君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今の御質問につきましては、人数については、23年度につきましては必要な人員の確保はできておりますので、議員さんおっしゃるような事例ではございません。

それと、先ほどの指導員との関係ですけれども、ちょっと私のほうがまだ日が浅いもので、その詳しいところまでの状況は把握はできておりませんので、ちょっとお答えが、もしかすると十分ではなかったかと思えますけれども、やはりある程度、その現場サイドに任せる部分と、行政側でもきちっとお願いする部分、あわせて今後ともやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

各議員の皆さんに、議長のほうからお願いします。

委員会で質問可能な詳細にわたる質問については、できるだけ、可能であれば委員会のほうで確認をお願いします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

では、24ページ、4款1項1目、2目、3目、4目、保健衛生費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

25ページ、4款2項2目、清掃費。片山議員。

○9番（片山一儀君）

広域ごみ処理施設運営費負担金が2,559万7,000円減額になっておりますが、これはどうしてなのでしょう。それが1点と、それからこの前、ずっとごみについて質問したんですが、その後に、今ごみの袋が、同じところへ持ち込んでいるんですけれども、それぞれ値段が違う。基山は非常に高いですね。このあたりは何を考慮をされて高くなっているのでしょうか。

例えば、粗大ごみは全部500円です。不燃物は、小郡はちょっとわからなかったんですが、筑紫野は300円、基山は400円ですね。それから、瓶は大で、筑紫野市は大・小分けて300

円・200円、基山町は400円ですね。このあたりは、1つは、なぜこういうふうに負担金が減ったのかと。負担減ることはいいことかもわからんけれども。それと、ごみ袋のこういう回収のときの料金設定は、要するに宝満センターで統一をしないのか、あるいはそれぞれの財政状況によって変えているんだろうと思うんですけども、そこらあたりはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回の2,559万7,000円の更正でございますけれども、当初、予算設定の際に、平成23年度から25年度までの長期包括の契約、通常管理業務委託ですね、それがまだ3月まではっきりしていなかったということでございます。そういうことで、今回につきましては、分担金表とかが表示できなかったことから、概算として財政計画の金額を計上しているために、最終的に確定後に更正ということになったわけでございます。

それと、2点目でございますけれども、持ち込みの料金表の金額については……（「持ち込みじゃないですよ。袋」と呼ぶ者あり）袋につきましては、ちょっと今のところ、私……認識がないので、申しわけございません。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

担当課長ですよ。そこらあたり、まあ、つかれたばかりだからね。いつか機会あったら教えてください。

それから、今の減額のやつは、要するに計上していたものが違ったということですかね。要するに予算に、うちがじゃなくて、向こうの宝満環境センターの、要するに予算編成のときの項目が違ってたと、23年から25年の。それで、決まったから、こう減ったんだという説明ですかね。

○議長（後藤信八君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃるように、まず、委託料の契約ができておりませんでしたので、全体計

画の金額が出ないということで、財政計画の、これは宝満のほうですけれども、24年から34年までのというふうに、財政計画で大体年間これだけかかりますよという、その数字が宝満のほうから来ていたもので、その件について約2,500万円ほど金額が下がったということでございます。だから、最初の金額については宝満のほうから、これで予算を組んでくださいということで報告を受けております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○9番（片山一儀君）

そうすると、これは負担金ですから、向こうで決めたやつについて、要するにうちも、ちょっと先ほど言いましたけれども、宝満環境センターも要するに予算の積算が非常にラフだった、それがこう決まったからこう減ったと、こういうことですかね。わかりました。いいです。

○議長（後藤信八君）

いいですか。松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、議員おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、24年につきましてはきれいな——きれいなと言うとおかしいですけれども、きれいに細分化された見積書は実際、24年の予算には来ております。

○議長（後藤信八君）

いいですか。

26ページ、6款1項1目、2目、3目、5目、農業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

27ページ、6款2項1目、2目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

28ページ、7款1項1目、2目、商工費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

29ページ、8款1項1目、土木管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

30ページ、8款2項1目、2目、道路橋梁費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

31ページ、8款3項3目、公園費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

32ページ、8款4項1目、下水道費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

33ページ、8款5項1目、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

34ページ、9款1項2目、消防費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

35ページ、10款1項2目、教育総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ありませんね。36ページ、10款2項1目、2目、3目、4目、小学校費。品川議員。

○10番（品川義則君）

2項1目ですね、基山小学校管理費、光熱水費、105万円落ちていますけれども、この内容について、説明をお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これにつきましては、一応、電気料の更正ということでございます。9月の時点で、一度

ちょっと補正をさせていただきました。給食センターのほうとの基本料金の配分、キュービクルという、そういう配電盤があつて、どちらが小学校、どちらが給食センターという配分が間違っていたということで、佐電工のほうで調査をしていただきまして、一度補正をさせていただきましたけれども、その中で、小学校のほうは減ると、給食センターのほうが増えるという補正をさせていただきましたが、小学校のほうにつきましては、一応減額をするということにさせていただいたと思いますが、その後の見積もりといたしますか、もし減になって足らなかった場合もちょっと加味して、若干余裕をもって減額をさせていただいたと思っています。

それで、今回は3月の補正ということで、あと、直近の3月末までの利用の見込みを出させていただきましたまして、105万4,000円の減額という形にさせていただいております。

○議長（後藤信八君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

37ページ、10款3項1目、2目、中学校費。林議員。

○11番（林 博文君）

この19節の負担金、補助及び交付金ですが、160万7,000円、生徒派遣費の補助金というところは、これは生徒はどこのだれの、何の事業でその補助をされて、見込みが少なかったためという説明でしたが、その内容をちょっとお願いします。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

これにつきましては、基山中学校の対外運動競技大会等の出場でございます。例えば、九州大会とか、全国大会とか、そういったものの出場の旅費の補助という形で参加をさせていただいていますが、今回ちょっと大きく、160万7,000円減額させていただいています。それで、実際利用、使いましたのは39万2,360円でございます。

これにつきましては、九州大会が3本、それから全国大会が2本になっております。大体、基本的に、毎年この大会には児童生徒が出場しておりますが、若干、前年あるいは前々年度に比べると出場的人数が減っております。そのことと、あと、大会の場所ですね、そういったところでもちょっと予算が少なくて済んだということで、例えば、21年度とかは沖縄で大会が、全国大会があつたりしておりますので、そのときに行かれた場合、非常に旅費等の補

助が大きいということで、そこら辺の差で今回は大きく減額という形になっております。

○議長（後藤信八君）

よろしいですか。林議員。

○11番（林 博文君）

そういうふうな大会に出場するための補助金ということですが、ここ二、三年を見ると、少なくなっておるといような状況から見れば、基山中学校の生徒は、よその中学校の競技に比べて、この優勝とかそういうのは、佐賀県代表とかそういうような、三養基郡代表とか、そういうふうな大会に行かれるのが少なくなって、運動の意欲というのがないような傾向の、その見込みが少なかったということで行かれなかったというのではないわけですか、そういうのではないですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

そういった面はないと思います。ただ、県大会で優勝した選手とかは、それぞれ九州大会とか全国大会に行きますので、そういう大会に対しての意欲がなくなったということではないと、大会の参加の結果だというふうに思っています。

○議長（後藤信八君）

いいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

38ページ、いきます。10款4項1目、3目、4目、5目、社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

39ページ、10款5項1目、3目、保健体育費、いいですか。片山議員。

○9番（片山一儀君）

学校給食センター費ですね、ここに光熱水道費の増減が入っていませんね。この予算事項別明細書は、款項は全部決められています。目はつくっていいということで、それぞれ勝手に決めることになっているんですけれども、それで学校給食センターを、前に一緒にやっていたやつを分離させてわけですね。そうするとこの、今先ほど質問がありました光熱水道料、分電盤で分かれているそうですけれども、要するに若基小学校と基山小学校の節電料が、学校の節電料が物すごく違いますよね。多分この多くの節電は、給食センターかもわからな

いですね。そこらあたりはどういう仕分けをされているのか。要するに、勘定科目が違って
いるんですよ。わかりますか、複式簿記はやられていると思いますけれども、勘定項目の仕
訳方が違っていているんじゃないかと思うんです。

だから、予算書はね、我々本当に、執行部がいろいろなところに潜り込ませたらわからん
のですよ、実際は。きちんとやっていただかないと。そのあたり、ちょっと説明していただ
けますか、これ、本当はここで減額になっているんじゃないんですか。

○議長（後藤信八君）

内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山敏行君）

先ほど、ちょっと説明しました基山小学校と給食センターの電気料、それぞれ組んでいる
わけですが、6月の時点で一度補正をさせていただいています。それで、給食センタ
ーのほうにいく電気料が基山小学校に組んであったということでございます。それを見直し
て、一度減、補正を9月にさせていただいたということですが、本来ならば基山小学
校は今回減額されていますので、今度は給食センターがふえないかんという形になるん
ですけれども、そこは9月の補正の時点で、一応給食センターの電気料、試算が大体見積もりど
おりになっているということで、減額も追加もちょっとしていないということでございます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

次、いきます。

40ページ、13款1項1目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

41ページ、14款1項1目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

続行します。よろしいですか。（「続けてください」と呼ぶ者あり）続けます。

以上で、第6号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第7号議案

○議長（後藤信八君）

日程第 8. 第 7 号議案 平成23年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。

第 1 表、19ページまで、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別明細に入ります。

国民健康保険関係の歳入、3 ページ、3 款 1 項 1 目、2 目、3 目、国庫負担金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4 ページ、3 款 2 項 1 目、2 目、国庫補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5 ページ、6 款 1 項 1 目、2 目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6 ページ、6 款 2 項 1 目、県補助金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7 ページ、9 款 1 項 1 目、繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8 ページ、11款 4 項 5 目、雑入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、いきます。9 ページ、1 款 1 項 1 目、2 目、総務管理費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、2款1項1目、療養諸費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

11ページ、2款2項1目、高額療養費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

12ページ、2款5項1目、葬祭諸費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

13ページ、7款1項1目、2目、共同事業拠出金。松石議員。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

その共同事業の安定化の拠出金の関係ですが、県に出していると思うんですが、1,800万円ですね、少なくて済んだということで更正されているようですが、これ、具体的に、この減額になった理由ですね。額の確定ということじゃなくて、ちょっと詳しく教えてください。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

これにつきましては、佐賀県の国が方針を示していました広域化等支援方針ですね、それに基づきまして、当初、レセプトの30万円以上を助け合っていこうと、簡単に言いますと、そういうふうになっていましたけれども、今回、30万円を20万円に引き下げて、それから助け合いをしていこうと、相互にということに、まず、支援化方針で変わりました。その関係でうちのほうは、22年度までにつきましては、まあ、もうけよったと言うたらおかしいんですけれども、拠出金よりも交付金が多かったと、今までですね。今回、支援化方針になりまして、ちょっとうちが歩方が悪くなったということになりましたけれども、今回は精算で結果的にまた1,800万円、拠出金が少なくなったということでございまして、これは20万円から80万円までのレセプトの計算をいたしまして、これは国保連合会のほうから額的にもう決められて来ますので、理由といたしましては、さきに申しました支援化方針が影響している

んでなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

この件については、私、一般質問の中で、広域化については問題じゃないかということでちょっと質問したところですけども、レセプトを30万円以上を20万円に引き下げると。それで、ちょっと極端なことを言うと、これ、上限に引き下げたら広域化ですよ、文字どおり。ぐっと下げれば、一層広域化になるというふうな見方をとっていいと思うんですけども、これは例えば30万円以上で20万円下がったと。それで、来年度はこれ、10万円に下がるとか、この広域化に向けてのその辺の動きですね。これは、このレセプトの関係とか、その辺では動きはどのようになっていますか。

○議長（後藤信八君）

眞島健康福祉課長。

○健康福祉課長（眞島敏明君）

今のところ、方針といたしまして、20万円をさらに0円になそうということは考えられております。それが、時期的にいつになるのかは、それはまだ言われておりませんので、ゼロ円になるところで今検討を、県のほうとかですね、されているみたいです。国も含めてということです。

○議長（後藤信八君）

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

14ページいきます。8款1項1目．特定健診事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

15ページ、11款1項2目．償還金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

16ページ、12款1項1目．予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ありませんね。

以上で、第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第8号議案

○議長（後藤信八君）

日程第9. 第8号議案 平成23年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の21ページ、第1表、第2表、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別に入ります。

3ページ、歳入、3款1項1目. 受託収入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4款1項1目. 一般会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、6款2項1目. 償還金及び還付加算金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、いきます。

6ページ、2款1項1目. 後期高齢者医療連合納付金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

7ページ、3款1項1目. 保健事業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、4款1項1目. 償還金及び還付加算金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で、第8号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第9号議案

○議長（後藤信八君）

続きまして、日程第10. 第9号議案 平成23年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

議案書の24ページ、第1表、第2表、歳入、歳出ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

事項別に入ります。

3ページ、歳入、2款1項1目、2目、使用料、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

4ページ、5款1項1目、2目、財産運用収入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

5ページ、6款1項2目、基金繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

6ページ、6款2項1目、他会計繰入金、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

歳出、7ページ、1款1項1目、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

8ページ、2款1項1目、公共下水道事業費、ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

13節の委託料の公共下水道事業全体計画変更策定業務委託料、362万円と。これは今、今後どのようにしていくかということで、計画というか、されているのかなと思うんですが、

これ、ちょっと具体的に、まあ、それだけ減ったということは、その後入札減とかいろいろではありましようけれども、ちょっと具体的に説明してください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これの策定業務に関しましては、業者によりますプロポーザル方式で、業者のほうから提案型ということでやっていただきまして、町の職員、課長の中から委員を選定いたしまして、再度といたしますか、経費面、それから提案のすぐれたものを選択したということでございます。

それから、業務の委託内容につきましては、下水道事業の認可が平成24年度で終了いたしますので、25年度以降に公共下水道をどのようにしてやっていくのかと、費用対効果等も含めましてどういうふうに進めていくかということをいろいろ、終末処理場等の問題もございますので、そういったところを福岡県とも協議をさせながら、報告を待っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、25年度以降をどうするかということは、これはもうちょっと、ある意味じゃ基山町の大きな課題でもあるわけですから。

そうすると、この23年度では、一定の結論といいますか、どういうふうになっているのかね。全体計画の変更についての協議の中身とか、まあ、どこの会社が受けたか知りませんが、それについてわかれば報告してください。

○議長（後藤信八君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

納期が3月15日までとなっておりますので、4月以降、その報告書を受けまして内部のほうで検討いたしまして、その後に当然、庁舎内でも検討を重ね、その後には公聴会、そういったものを開かなければならないし、また当然、都市計画審議会、そういったものも開催し

て、決定していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤信八君）

いいですか。9ページ、いきます。2款2項1目、汚水処理施設事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

10ページ、3款1項2目、公共下水道公債費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

以上で、第9号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 報告第1号

○議長（後藤信八君）

日程第11、報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本報告に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

土地開発公社の事業報告について、まあ、この内容そのものではございませんけれども、基本的なことにお尋ねいたします。

土地開発公社、現在のところ、ほとんど稼働していないような状況でございます。この約100,000千何がしかの土地開発公社所有地の町長の図書館建設用地のところは、まだ土地開発公社の財産として土地開発基金よりお金を借りて、毎年70万円ですか、幾らかの利息を払って、土地開発公社が持っていますよね。

この問題について、私は、早い段階で土地開発公社を解散、もう何もしないならば解散して、土地開発基金でもってこの町有地としてですよ、土地開発を清算すべきではないかということですが、今のところなされておられません。

これは、町長が一般質問なり、きのう、きょう、おとといからなっておりました図書館の建設ですよ、まあ、建設ありきじゃないと、いろいろな選択肢があるということをされております。もし、そこに図書館を建設しないということになると、うちのこの財産といいますか、土地開発で持っておる1億2,000万円の土地代——土地代といいますか、土地の底地、補助金の返還とか、そういうものについては、整理というか、どういうふうな整理をされる

予定でしょうか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

図書館を建設しないという前提でちょっと考えたことはないもので、基本的には従前、あそこに建設することは既定の流れの中ですから、それが使わないということになればちょっと考えますけれども、現状のところ、まだ使われる前提であります。

○議長（後藤信八君）

鳥飼議員。

○7番（鳥飼勝美君）

あそこは私は、全くそこはもう建設はさせないというふうな前提でもっていますけれども、まあ、現実上はここに財産があるから、そう言わざるを得ないという心境はよくわかります。しかしですよ、もうこれは目の前、もう町長は来年の3月にはある程度の方針を出されて、どこに設置するかもあと1年でされるということですから、この土地開発公社の今後の存続といたしますか、その辺についても十分検討をされて、私は来年の今ぐらいには、この開発公社も含めてですね、存続を含めてどうする、清算をするか、そういう考え、町長、どういうお考えを今持っていられっしゃいますか。

○議長（後藤信八君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

その土地でございますけれども、当初、図書館及び児童館というような名称でございましたでしょうか、用地ということでした。しかし、8年前の委員会においては、あそこはちょっと不適切じゃないかというような報告がございまして、そしてもう既に8年たっているわけでございます。

しかし、これから委員会なりなんなりでいろいろ検討をしていく、その中で全くあそこが、また今度の新しい委員会で果たしてどういうお話し合いがされるのか。全く最初からあそこはだめよという話でもなかろうと。それから、まだほかにも候補地もございますから、その辺のところをやっぱりはっきり、もうあそこは使わないんだ、図書館用地としては使わないんだというようなことにでもなれば、また、その時点でやっぱり、それまでにいろいろこう

動かすというのは、買い戻しというのはちょっと不可能かと思いますもんですから、その結果を待ちながら、どうするかということに対策を打っていきたいと思っております。

それと、まあ、そうなったときに、本当に開発公社、もう不要なのかどうなのかということ、これもやっぱり同時に検討しなきゃいかんかなというふうには思います。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。

会議の途中でございますが、本日の会議時間については、議事の都合のため、基山町議会会議規則第8条第2項の規定によりまして、あらかじめこれを延長します。

重松議員から先ですね。

○6番（重松一徳君）

基本的に私も、今、鳥飼議員の言われた中身、賛成なんですけれども、1つは、この公有地、まあ、資産の部ですけれども、1億2,047万円。基山町が取得されて、それにずっと利子補給の部分を、これはずっと加えられてきたんですね。だから、本来なら実数、実額から言えば、土地の評価額は下がるんですけれども、これは資産としては下がらないんですね。逆に言えば、土地開発基金の利子分をここに加えて、そして公有地のこの資産の部分は、流動資産はずっとふえてきているんですね。これは、最終的に、基本的には町が買い戻すという感覚であるから、実損はないんですよというふうな感覚だろうと思うんですね。場合によっては私も、図書館がどうのこうのじゃないんですけれども、もしこれ、図書館じゃなくて、ほかの用途にした場合に、これは基山町のこの総合計画、全体計画の一環として取得されたんだろうというふうに思いますけれども、これは国補、国からの国庫補助も入っている……、全くこれは入っていないんですか。（発言する者あり）ああ、じゃあ、いいですけども、これ、もし路線価格とすればですよ、今どれだけの、これは資産が鑑定されますか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ちょっと、路線価格とか評価の問題は、私もちょっと今調べておりませんので、返答できませんけれども、ちょっとその東明館が従前買っておりますけれども、その価格からすると、今現在は、ほぼ均衡がとれているような状況だと考えております。（発言する者あり）

○議長（後藤信八君）

ほかに。片山議員。

○ 9 番（片山一儀君）

あの、驚いたというか、今、「平清盛」やっていますけれども、衣の下からよろいが見えたというか、そういう衝撃を受けております。

町長は、口では、16年度の答申を尊重されると言いながら、全然そういう意思がない。まして、新しい課長にも、創意も何もない。あそこに図書館が建てば、あんなの、用途変更すりゃあ、すぐ済む話ですよ。で、私は、金だけこき取り、経費ではこき取りですね、この土地開発公社は、これはもともと、ずっといろいろな伸びている成長期の、極端なことを言えば、田中角栄さんの遺産みたいなものですから、早く整理をしてね。町でもやれることたくさんあるんですよ。たくさんあれば、あるときの資産として、こういうシステムがつくられたんですけれども、今は全く不要である。町と一本化にして、もっと行政の効率化を図ればいい。町長、買おうと思ったら、買えないことないわけですから、公社を通さなきゃいけないということもないでしょうから、やっぱりそこあたりのですね、新しい課長、企画政策課長になられたら、もっと企画力と創造性を持ってやっていただきたい。だから、今まで、前の古い課長さんがべったり、まだ3月31日まで張りついておられるからなかなかやれないでしょうけれども、そういうシステムを町長がつくっちゃったんだから。もっと早く、やっぱり自分の新職についたら、意欲と情熱を持ってください。いかがですか。

○議長（後藤信八君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

開発公社の存続の件は、先ほど町長も申しましたように、いろいろ議論が今されていますので、今御意見を伺いましたので、そういうことを参考にしながら、今後対処していきたいと思っております。

○議長（後藤信八君）

片山議員。

○ 9 番（片山一儀君）

最後にしますけれども、まあ、こういうね、今、直接聞いてはいけないかもわからない、答えづらいかもわからない、横から小野さんがにらんでいますから答えづらいかもわからないけれども、やっぱり最初についたら、抱負をしっかりね、やっぱり若い人がね、「改革は

若者の特権だ」という言葉があります。ひとつ、町民の期待にこたえるように頑張ってください。

終わりです。

○議長（後藤信八君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

ないようですので、報告第1号に対する質疑を終わります。

それでは、このまま続行します。

日程第12 予算特別委員会の設置について

○議長（後藤信八君）

日程第12. 予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により、予算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会の委員を指名します。

予算特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、片山一儀議員、品川義則議員、林 博文議員、松石信男議員を指名します。

日程第13 議会改革特別委員会の設置について

○議長（後藤信八君）

日程第13. 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件については、議会改革に関する調査・審査をするため、基山町議会委員会条例第4条の規定により、議会改革特別委員会を調査及び審査終了まで設置し、同特別委員会委員定数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会を調査・審査終了まで設置し、同特別委員会定数を12名とすることに決しました。

次に、議会改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、議長において議会改革特別委員会委員の指名を行います。

議会改革特別委員会委員に、神前輔行議員、久保山義明議員、牧菌綾子議員、木村照夫議員、河野保久議員、重松一徳議員、鳥飼勝美議員、大山勝代議員、片山一儀議員、品川義則議員、林 博文議員、松石信男議員を指名します。

日程第14 委員会付託

○議長（後藤信八君）

日程第14. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（後藤信八君）

議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は、以上をもって散会とします。

～午後 4 時54分 散会～